

# 第1章 組合員

公立学校等に勤務する職員となった者は、その職員となった日から、公立学校共済組合の組合員の資格を取得します。

公立学校共済組合の組合員には、主に「一般組合員」、「短期組合員」、「任意継続組合員」の3つの組合員種別があります。

## 1 公立学校共済組合奈良支部における組合員の種別及び範囲

### (1) 一般組合員

主にフルタイムで勤務している常勤職員(臨時の任用職員を除く)で、2か月を超える<sup>\*1</sup>期間を定めて雇用される者が該当します。

公立学校共済組合が実施する全ての事業(短期給付事業、長期給付事業、福祉事業)が適用されます。

- 〈該当する主な任用〉
- ▶任期の定めがない常勤職員
  - ▶再任用職員(フルタイム)
  - ▶任期付職員
  - ▶会計年度任用職員(フルタイム)で採用月から13月以上の者

### (2) 短期組合員

臨時の任用職員及び下記①又は②の非常勤職員が該当し、公立学校共済組合の短期給付事業と福祉事業のみ適用されます。年金は日本年金機構の年金制度へ加入となります。

①1週間の所定勤務時間および1か月の所定勤務日数が常勤職員の4分の3以上で、勤務期間の見込みが2か月を超える<sup>\*1</sup>者

②上記(2)①以外の者のうち、次の条件を全て満たしている者

- 1週間の所定勤務時間が20時間以上
- 勤務期間の見込みが2か月を超える<sup>\*1</sup>
- 報酬月額8万8千円以上
- 学生でない

- 〈該当する主な任用〉
- ▶再任用職員(短時間)
  - ▶非常勤職員
  - ▶臨時の任用職員
  - ▶会計年度任用職員(パートタイム)
  - ▶会計年度任用職員(フルタイム)で採用月から13月未満
- ※会計年度任用職員(フルタイム)等は、常勤職員の所定勤務時間以上勤務した日が1月間に18日<sup>\*2</sup>以上勤務した月が12月を超えるに至った場合、13月目の初日に一般組合員となり、長期給付事業も適用となります。

\*1: 2か月以内の勤務期間を定めて雇用される者のうち、当該期間を超えて使用されることが見込まれる者、または、当該期間を超えて引き続き使用されるに至った者を含む。

\*2: 1月間の日数が20日に満たない場合、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数

なお、75歳以上的一般組合員は「後期高齢組合員」、75歳以上の短期組合員は「後期高齢短期組合員」となり短期給付（育児休業手当金及び介護休業手当金を除く）の適用から除外され、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

### （3）任意継続組合員

退職の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職の日から起算して20日以内に、共済組合に申し出て掛金を納めたときは、退職後も短期給付事業について現職の組合員とほぼ同様の給付等を受けることができます。

### （4）公立学校共済組合の適用範囲

①県及び市町村の設置する小、中、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園、幼保連携型認定こども園の職員。

※教育委員会任命による市町村職員である学校用務員又は学校給食調理員は、兼務することの辞令が出されていれば、当該市町村の職員が組織する組合に帰属します。

②県教育委員会事務局職員及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く）の職員。

③公立学校共済組合奈良支部及び奈良宿泊所に勤務する職員。

## 2 組合員資格の取得と喪失

（1）職員となった者は、その職員となった日から組合員の資格を取得します。

（2）職員が、退職又は死亡したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。

（3）職員が、他の共済組合を組織する職員となったときは、その日から前共済組合の組合員資格を喪失し、他の共済組合の資格を取得します。

## 3 組合員の所属

組合員になった者は、その勤務する所属所に所属し、かつ、公立学校共済組合奈良支部に所属します。

任意継続組合員は、支部を所属所として取扱います。

## 4 組合員の異動に係る手続き

### （1）組合員の資格取得時

第4章「組合員資格取得のとき」、「組合員資格取得時に被扶養者がいるとき」を参照し、必要書類を提出してください。

被扶養者認定を同時に使う必要があり、その関係書類を揃えることに時間がかかるときは、先に資格取得関係書類をご提出ください。

### （2）組合員の異動時

第4章「組合員に異動が生じたとき」を参照し、必要書類を提出してください。

※所属所異動又はこれを伴う異動のときは、異動先の所属所から提出してください。

## 第2章 被扶養者

被扶養者とは、組合員の収入により生計を維持している要件を満たす家族について、病気やけがによる経済上の負担や精神的な圧迫による組合員の生活状態への影響を軽減し、組合員が安心して仕事ができるようにという目的で定められた制度です。

### 1 被扶養者の範囲

被扶養者は、（1）被扶養者となることができない者以外のうち、（2）組合員と一定の身分関係にあり、（3）主として組合員の収入によって生計を維持し、（4）原則として日本国内に住所を有している（日本国内に生活の基礎があると認められる）者でなければなりません。

#### （1）被扶養者となることができない者

- ・75歳以上の者
- ・65歳以上75歳未満の者であって、後期高齢者医療の被保険者となっている者
- ・日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」又は「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

#### （2）身分関係

被扶養者は、親族であれば誰でもなれるものではなく、次に掲げるようによ一定の身分関係にあることを要します。

ア. 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（注）○「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、いわゆる内縁関係にある者をいいますが、「内縁関係」とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上夫婦としての共同生活をしているものとして認められる事実関係をいいます。

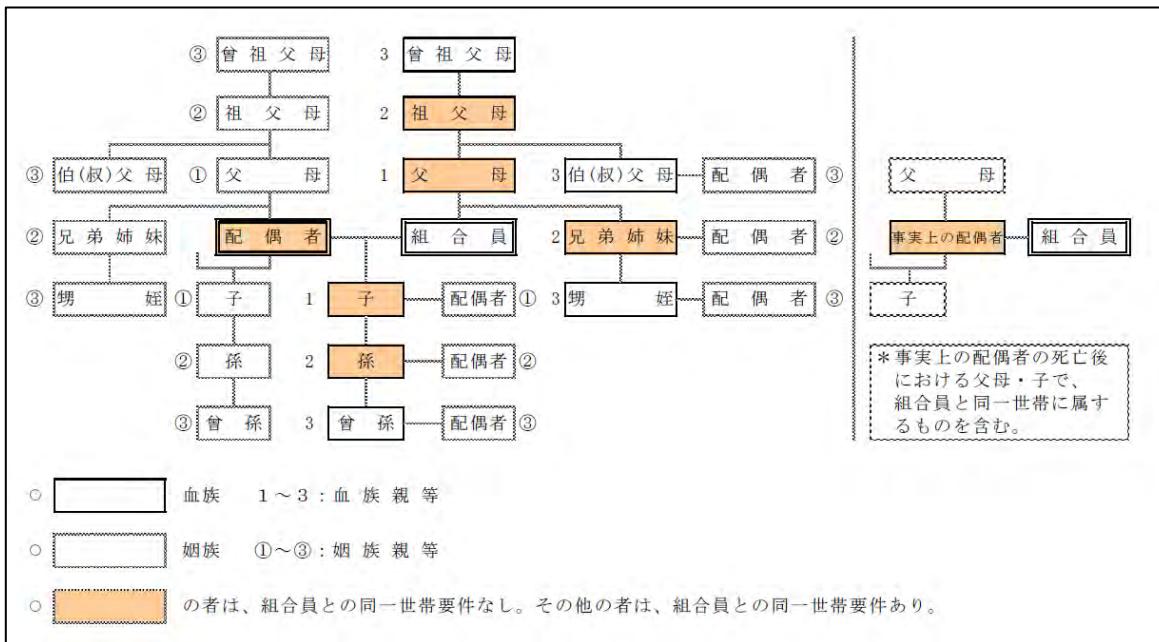
○「子」とは、実子及び養子、「父母」とは、実父母及び養父母、「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子、「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母を意味し、「弟妹」とは、実父母の子である弟妹のほか養子にとって養父母の子である弟妹も含まれます。

イ. 組合員と同一世帯に属する次に掲げる者

- (a) アに掲げる者以外の三親等内の親族（組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子等）
- (b) 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）

（注）○「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいいます。ただし、組合員が病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は組合員の転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しません。

親族関係等を図示すると、次のとおりです。



なお、これらの一定の身分関係の範囲に入る者であっても、共済組合の組合員、健康保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者である者又は後期高齢者医療制度の被保険者は、被扶養者として取り扱われることとされ、また、国民健康保険との関係では、共済組合の被扶養者は国民健康保険の被保険者から除外されています。

### (3) 生計維持関係

主として組合員の収入により生計を維持する者とは、要するに生計の基盤を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている者ということですが、次に掲げる者は該当しないこととされています。

ア. その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与等に関する法律第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者

イ. 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者

ウ. 年額130万円以上の所得がある者。ただし、次の①又は②に該当するときは、年額180万円以上の所得がある者。また、次の③に該当するときは、年額150万円以上の所得がある者。

- ① 障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者  
※現に障害年金を受給していない者（併給調整等による支給停止）も含む

- ② 60歳以上の者

公的年金の受給の有無にかかわらず、60歳以上の者

(60歳の誕生日の前日から60歳以上とみなします)

- ③ その年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の者  
(組合員の配偶者を除く。)

※令和8年においては、生年月日が平成16年1月2日から平成20年1月1までの者。民法上、生年月日の前日に年齢到達することとなるため、生年月日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算されます。

## 〈生計維持関係の判断基準〉

### ア. 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

- ① 組合員に扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われる場合は、その支給を受けている者の被扶養者として認定するものとする。
- ② ①以外の場合には、夫婦双方の年間収入を比較し、組合員の年間収入が配偶者の年間収入より多いとき、又は夫婦双方の年間収入が同程度（1割以内の差の範囲）であるときは、被扶養者認定申告書を提出した組合員の被扶養者として認定することとする。
- ③ 夫婦とも公立学校共済組合の組合員で、扶養手当を受給していないときは、所得比較することなく被扶養者申告書を提出した組合員を主たる生計維持者とし、その者の被扶養者として認定できるものとする。
- ※ ①の「扶養手当一（略）一を受けている者の被扶養者」は原則ですが、例外があり、生まれた子を妻の被扶養者としたとき、扶養手当の手続きを行った後に育児休業を取得することにより無給となつたため、そのときから扶養手当を夫が受けることがあります。妻が育児休業から復帰後、再度妻が扶養手当の支給を受けるのであれば、妻の育児休業期間中その子を夫の被扶養者にしなくとも、妻の被扶養者として認定を継続することができます。

### イ. 父母等を被扶養者として認定する場合について

「組合員が扶養している家族のうち」ということが、被扶養者認定の大前提のため、組合員の配偶者と子以外の家族が、単純に「退職したため」や「収入が少ないため」などの生計維持関係に触れていない理由では、当然認定することはできません。認定対象者に係る生計費の大半を、組合員の収入から支出している（これからする）状況であり、組合員が主たる扶養者であるといえなければなりません。（組合員からの経済的援助がなくなるときは認定対象者の生活の維持に支障を来すこととなる関係であること。）

また、認定対象者を含む被扶養者全員を、継続的に養う経済的扶養能力が組合員にあることなども判断基準になります。

#### （1）組合員が父母等を扶養する者としてみることができるかの確認

- ① 何をもって扶養しているというのか。
- ② 家族の生計費を知っているのか。  
今後どれだけの負担を自身がすることになるのかわかっているか。
- ③ 父母等の収入（場合により支出）について把握しているか。  
これらの質問に回答できない場合、「扶養している」というような状況ないと判断します。

#### （2）組合員の収入から、父母等を扶養できるのか確認

$$[\text{組合員の手取り（給料の振込額）}] - [\text{組合員が毎月必要とする額}] = ①$$

組合員と父母の三人世帯のとき



$$\begin{aligned} & [ \{ (\text{毎月の家族生計費} \times 2/3 + \text{父母が毎月必要とする額}) \times 1/2 \} \\ & + \text{毎月の家族生計費} \times 1/3 ] \leq ① \end{aligned}$$

[毎月の家族生計費 × 2/3] … 父母分の生計費

[（ ）内 × 1/2] … 主（=半分以上）として組合員の収入により生計を維持する

[毎月の家族生計費 × 1/3] … 組合員自身の生計費

[①] … 組合員が家族生計費として使える額

条件式に合わせようとするような無茶な生計費等の振分であれば、認定を行いません。

また、認定対象者にある程度収入があるにもかかわらず、組合員がぎりぎりの生活をし、扶養しているという場合は、認定対象者の収入の使途についてお尋ねします。

#### （3）組合員以外にも扶養義務者がいるとき

組合員に兄弟姉妹がいるときは、全員の状況も見て判断します。両親は同じ者が扶養者とならなくてはならないという決まり事はありません。

#### ウ. 別居の家族を被扶養者として認定する場合又は送金対象被扶養者と別居する場合について

上記イの内容を踏まえ、認定時又はすでに被扶養者の場合は別居時に毎月の送金額を「別居被扶養者に係る送金報告書」により決定し、主として組合員の収入により生計を維持しているかどうかの確認を、送金証明書類をもって判断します。

##### 1 被扶養者として認めることのできる送金額

###### (1) 最低送金年額条件

次の式に当てはめ、①又は②の条件を満たすこと。

$$\boxed{\text{対象者の収入年額合計} (A)} = \boxed{\text{対象者自身の収入年額} (\alpha)} + \boxed{\text{組合員の送金年額} (\gamma)} + \boxed{\text{他の扶養者の送金年額} (\omega)}$$

※(ウ)には、被扶養者でない対象者の配偶者を含まないこと。

(イ)>(ウ)であること。((ウ)が複数人の場合はいずれも上回っていること)

(A)が、組合員の可処分所得を超える場合は、相当な理由が必要です。

###### ① 対象者1人のとき、次の条件を満たすこと

$$\cdot (\gamma) \geq (A) \div 3$$

$$\cdot (\gamma) + (\omega) \geq 60\text{万円}$$

例：(ア)=80万円、(ウ)=0円のときの(イ)の最低額

$$80\text{万円} \times 1/2 = 40\text{万円} \cdots (A) \div 3 \text{以上条件}$$

40万円≥60万円が成立しないため、(イ)の最低額は60万円

###### ② 対象者複数の場合（対象者同士同居のこと。別地のときはそれぞれ①の条件とする。）

○対象者全員が無収入のとき、次の条件を満たすこと

$$\cdot (\gamma) + (\omega) \geq 60\text{万円} + 30\text{万円} \times (\text{対象者数}-1)$$

○対象者全員に収入があるときは、次の条件を満たすこと

$$\cdot (\gamma) \geq (A) \div 3$$

$$\cdot (\gamma) + (\omega) \geq 60\text{万円} + 30\text{万円} \times (\text{対象者数}-1)$$

○対象者に有収入者と無収入者とがいるとき、次の条件を満たすこと

$$\cdot (\gamma) \geq (A) \div 3$$

$$\cdot (\gamma) + (\omega) \geq [60\text{万円} + 30\text{万円} \times (\text{対象有収入者数}-1)] + [30\text{万円} \times (\text{対象無収入者数})]$$

###### ※ 対象者2人ともに収入があるとき

例：父=150万円、母=100万円、(ウ)=0円のときの組合員の最低送金額

$$250\text{万円} \times 1/2 = 125\text{万円} \cdots (A) \div 3 \text{以上条件}$$

125万円≥60万円+30万円×(2-1)…成立

125万円が父母に対する組合員の最低送金額

###### ※ 対象者2人のうち1人に収入があるとき

例：父=150万円、母=0円、(ウ)=0円のときの最低送金額

$$150\text{万円} \times 1/2 = 75\text{万円} \cdots (A) \div 3 \text{以上条件}$$

75万円≥60万円+30万円×(1-1)…成立

75万円+30万円×(1)=105万円が父母に対する組合員の最低送金額

###### (2) 最低送金月額

上記(1)の条件を満たす組合員の送金年額を12で除した金額とする。

対象者の収入が増額したときには、必ず再計算の上、速やかに送金額を増額すること。ただし、対象者の収入が減少したことによる送金額の減少は、基本的には認めない。

##### 2 送金方法及び確認書類

###### (1) 送金方法

金融機関や現金書留を利用し、最低送金月額以上を毎月定期的に送金すること。

###### (2) 確認書類

次の①から④のいずれかの写しを添付する。

- ※他の扶養者がいる場合は、その送金を証明できる書類についても添付すること。
- ①振込明細書（依頼人は組合員とすること）
  - ②現金書留の控え（依頼主は組合員とすること）
  - ③対象被扶養者の通帳（対象被扶養者の口座を組合員が通帳を持ち、被扶養者がキャッシュカードを使用することも可）
  - ④組合員の通帳（組合員が海外にいるとき、給与口座の通帳を被扶養者が管理している場合のみ）

### 3 確認対象外となる被扶養者

- (1)父母、祖父母、兄弟姉妹、孫の場合
  - ・福祉施設等の入所者
  - ・組合員が単身赴任により別居（組合員の配偶者及び子とは同居のこと）
- (2)子の場合
  - ・就職歴がない（過去に認定取消歴がない）
  - ・福祉施設等の入所者
  - ・組合員が単身赴任により別居
- (3)配偶者の場合
  - ・基本的には対象外とする

### 4 認定取消となる例

- 実施日以後の送金証明書類等を提示できない。
  - 送金額を満たしていない。  
収入増により送金額を増額していなかった場合も含む。（最低送金年額を満たさなければ、組合員が主たる生計維持者と認めることはできない。）
  - 毎月定期的に送金していない。
  - 組合員の送金を被扶養者が使用していない。
  - 被扶養者が組合員（海外のとき）の給与口座から生活費を使用していない。
- ※実態として、組合員の送金が必要ない場合や、組合員以外の者と生計維持関係があるのであれば、被扶養者として認定できることになります。

- 18歳以上60歳未満の通常稼働能力があるものと考えられる者は、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとします。
- 所得が130万円（又は180万円）以上であれば、たとえ生計維持関係があったとしても、被扶養者とすることはできないとされています。逆にいえば、所得が範囲内であっても、生計維持関係がなければ被扶養者とできません。

## 〈生計維持関係がある上で、被扶養者と認めることのできる所得とは〉

年額 130 万円（年齢により年額 180 万円又は年額 150 万円）以上の所得を得るであろう見込みの立った時点で、被扶養者としての要件を欠くことになります。具体的には次のとおりです。

### 〔認定基準年額〕

年額 130 万円未満（障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は 60 歳以上の者については、年額 180 万円未満）（その年の 12 月 31 日時点の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の者（配偶者を除く）については、年額 150 万円未満）

ここでの年額とは、毎年 1 月から 12 月までといったことではなく、どの月からも向こう 12 か月間をいいます。

また、課税か非課税かではなく、すべての恒常的収入（※）が対象です。

（※遺族、障害年金や個人年金保険、傷病手当金、給与収入がある場合は交通費も含みます。事業所得は確定申告単位の年額で判断しますが、被扶養者認定では、必要経費のうち控除対象としないものがあります。また、株等の売却益や配当金についても収入です。）

### 〔認定基準月額〕

108,334 円未満（年額 180 万円のときは 15 万円未満。年額 150 万円のときは 12.5 万円未満。）

基本的には毎月この額以上とならないこと。ただし、収入額が毎月異なる場合に限り、3 か月連続でこの月額を上回れば、3 か月目の給与支給日の翌日から認定できなくなります。

試用期間やトライアル雇用期間などで就職先の健康保険に加入しない期間があっても、月額 108,334 円以上であれば、採用日から認定できません。

なお、雇用期間が 3 か月以下であることが当初から明らかである場合は、その月額が 108,334 円以上であっても、130 万円を超えるまでの間は認定可能です。

### 〔認定基準日額〕（雇用保険による基本手当の受給者）

3,612 円未満

60 歳以上の者及び障害を支給事由とする公的年金受給者等は、日額 5,000 円未満

12 月 31 日時点の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の者（配偶者を除く）は、日額 4,167 円未満

この額を超える場合、受給中は認定できません。

※このほかに、父母の認定等では夫婦合算で認定基準を立てることもありますが、組合員が生計を維持しているかどうかが先の問題であるため、組合員の収入で生計維持が可能であるか、夫婦の合算収入で組合員の援助が必要であるかなどの調査により、認定の可否を判断します。

### 【アルバイトやパート収入がある場合についての注意】

#### ●60 歳未満で障害年金の受給要件に該当する程度の障害なしの場合

収入額が毎月異なる場合に、3 か月連続で月額 108,334 円以上となれば、認定要件を欠くこととなります。

ただし、雇用契約上で超えている場合（雇用契約書などがない場合でも、当初から基準額を下回る見込みがないと判断できるものなども含む。）や雇用契約の変更、アルバイトの追加などでこの月額を超え始めた場合は、採用時又は雇用契約変更時から認定できなくなります。

また、年額 130 万円を超える（見込みを含む。）場合も認定できません。ここでの年額とは、毎年 1 月から 12 月までといったことではなく、どの月からも向こう 12 か月間をいいます。このため、10 万円以上の月が複数ある場合や賞与などがある場合は特に、どこかの月からの 12 か月分の合計が 130 万円を超えるということが起こり得ます。

#### ●60 歳以上の者及び障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者

年金受給者でアルバイトやパート収入がある場合、

月々の給与は「（180 万円一年金年額）÷12 未満」であることが認定の要件となります。

〈例〉 年金 150 万円を受給している場合、

$$180 \text{ 万円 (認定基準年額)} - 150 \text{ 万円} = 30 \text{ 万円}$$

あと、年額（向こう 12 月間）30 万円を超える収入で認定基準を満たさなくなります。

$$30 \text{ 万円} \div 12 \text{ 月} = 2.5 \text{ 万円}$$

月額 2.5 万円以上の給与収入があれば、採用日から認定できなくなります。

逆に、月額 2.5 万円以上の給与収入があり、150 万円の年金受給が開始したときは、年金証書を受領した日から認定できません。

## 〈事業所得の見方〉

事業所得等の所得については、年額での判断となり、前年の収入により認定の可否を判断することになります。具体的には、確定申告により、前年の所得が確定した時点で判断することとなります。ただし、確定申告における経費と被扶養者認定の可否を判断する際の経費とは一致しないため、確定申告書類の内容をもって、共済組合で判断することとなります。

なお、認定基準年額超過により被扶養者としての要件を欠いた者については、翌年1年間の収入が認定基準年額を超過しなかった場合に、再度認定することができます。

### 〈被扶養者認定において必要経費とはみないもの〉

租税公課、減価償却費、広告宣伝費、接待交際費、旅費交通費、損害保険料、貸倒金、利子割引料、借入金利子、リース料、手書き科目や雑費、農業共済掛金、青色申告特別控除、専従者控除等(疑義が生じるものについては照会します。)

基本的には「社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除」することができるとされています。

※確定申告不要の場合であっても、市町村税務課に提出した市県民税（住民税）の申告書の写しや、事業所発行の報酬明細の写し等、金額がわかる書類の提出を求めます。

※事業所得（自営業等）と給与所得（アルバイトやパート収入）がある場合、

月々の給与は「 $(130\text{万円} - \text{事業所得}) \div 12$ 未満」であることが認定の要件となります。

この事業所得の計算には、最新の確定申告（前年の事業所得）の金額を参考額として用います。

確定申告により事業所得+給与所得が認定基準年額を超過した場合、確定申告日から認定できなくなります。または、認定基準月額を3か月連続で超過した場合、3か月目の給料日の翌日から認定できなくなります。

翌年の確定申告の内容が認定基準年額を超過しなかった場合、事業を廃業した場合、アルバイト・パートを退職した場合又は明らかに事業・給与が認定基準年額・月額を下回ると判断できる場合に、再度認定することができます。

## 〈株等の譲渡収入の見方〉

株等を譲渡した場合における売却益については、事業所得者と同様に恒常的な収入として「年額」で判断することとなります。

具体的には、1年間の取引の差益の合計が認定基準年額を超えるかどうかで、認定の可否を判断し、確定申告の際に使用する書類など1年間の取引結果がわかるものにより、譲渡収入の額を確認することとなります。

なお、保有している株等を全て譲渡した場合は、一時的所得として取り扱います。

$$\text{譲渡収入} = (\text{譲渡価額} - \text{取得価額})$$

○株等の「等」とは株式の他に、債券、投資信託、FX、先物取引などが該当します。

○特定口座で株等を取引する場合は本人の確定申告が必要ないため、この場合の所得の確認は、各証券会社等から年初に発行される「特定口座年間取引報告書」により確認します。なお対象者が特定口座のみで取引を行っており、株等の譲渡所得が年間基準額を超えることが判明した場合の認定取消日は、当該特定口座年間取引報告書を受領した日となります。

○所有している株等を全て売却することを年間複数回行った場合は、恒常的な収入として譲渡収入を合算して判断することとなります。なお、取引回数の確認については、取引レポートなど証券会社等が発行するものなどで確認します。

○株等を売却した場合の証券会社等に支払う売却手数料は、譲渡収入から必要経費として差し引くことを認めませんが、取得手数料については、「取得価額」に含められるとして取り扱うこととしています。

※株等の譲渡収入がマイナスであっても、0円とみるだけで、その他の所得を差し引くような扱いはしません。

## 〈その他の所得の取扱い〉

- ① 生命保険契約等に基づく個人年金及び貯蓄型の個人年金や財形年金は、受給額全額が所得に該当します。  
→保険料を控除しません。  
被扶養者認定における所得とは、課税される所得ではありません。  
ただし、解約により一括で支給される場合は、一時金であり、所得に該当しません。
- ② パートの賞与などは、その支給月の収入とみます。  
→毎月 10 万円の給与があれば、130 万円を超える可能性があります。
- ③ 株の配当金は、全額所得です。  
→受領した日の所得です。
- ④ 司法修習生に貸与される修習資金については、所得に該当します。
- ⑤ 学費に充てる奨学金は、所得に該当しませんが、生活補助的な意味が含まれているものは、所得に該当します。
- ⑥ 日本学術振興会特別研究員に支給される研究員奨励費は、所得に該当します。
- ⑦ 傷病手当金は、支給対象期間の所得でみます。  
→退職後働く状態でなく被扶養者となったが、1 年後に傷病手当金のことを知り支給を受けた場合でも、認定日から取り消し（認定しなかったこと）となります。
- ⑧ 出産手当金については、このほかに収入の見込みがなければ、恒常的な所得として取り扱わないこととします。  
→出産手当金が支給されたことにより傷病手当金の支給が中断され、後に傷病手当金の支給が見込まれる場合は除きます。
- ⑨ 年金は、年金証書又は改定通知書を受領した日からの年間所得になります。

## （4）国内居住要件

### ア. 国内居住要件の考え方

被扶養者の認定において、日本国内に住所を有する（住民票がある）ことが要件とされています。そのため、例えば被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合でも、日本に住民票がある限り、国内居住要件を満たすことになります。

ただし、海外で就労し、日本で全く生活していない等、居住実態がない場合は、要件を満たさないと判断します。

また、「医療滞在ビザ」で来日した者及び「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者については、国内居住要件を満たさず、被扶養者には該当しません。

なお、住民票住所については、マイナンバーを利用して確認をおこないます。

### イ. 国内居住要件の例外

国内居住要件を満たすかどうかは原則として住民票の有無で判断しますが、日本国内に住民票がない場合でも下記の場合は例外として要件を満たすこととなります。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する組合員に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であつて、②に掲げるものと同等と認められる者
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

## 2 被扶養者の認定事務

### (1) 普通認定と特別認定

被扶養者の認定事務の方法は、「普通認定」と「特別認定」に分けられます。

「普通認定」：扶養手当が支給されている者を被扶養者として認定すること。

「特別認定」：扶養手当は支給されていないが、身分関係及び生計維持関係を満たしているため、被扶養者として認定すること。

ただし、「普通認定」が行える前提是、被扶養者の認定の要件と扶養手当の要件が同等以上の場合はです。このため、「扶養手当が支給されている=共済組合の被扶養者である」ということにはなりません。

※ 配偶者に係る扶養手当は令和8年4月から廃止されるため、配偶者の被扶養者認定は全て「特別認定」で行います。

### (2) 提出期限

組合員に被扶養者の要件を備えた者がいる（認定）ときは、原則、その事実が生じた日から5日以内に届出をしてください。また、認定を受けている被扶養者がその要件を欠くに至った（取消）ときも、原則、その事実が生じた日から5日以内に届出をしてください。提出期限までに必要書類が揃わない場合は、揃い次第速やかにご提出ください。

なお、上記提出期限は、組合員や被扶養者が切れ目なく保険診療を受けられるよう対応を求められたものです。

### (3) 事実発生日と認定日

新規認定については、扶養の事実発生日から30日を超えて届出をしたときは、届出を受けた日から認定となります。なお、届出を受けた日というのは、所属所長が「被扶養者認定申告書」を受理した日となります。

例えば、組合員に子どもが生まれ認定する場合、出生日から30日以内に所属所長が「被扶養者認定申告書」を受理すれば出生日から、30日を過ぎた場合は所属所長が受理した日から被扶養者の資格を取得することになります。

つまり、被扶養者の認定には、対象となる者が被扶養者となる要件を具備した日=事実発生日を押さえることが重要になります。

◇受理とは、単なる受付ではなく届出内容が有効なものとして受領することです。

◇内容を裏付ける添付書類のない不明確な届出は、提出期限等を理由に受け付けることはできません。

## 3 被扶養者認定の届出

「被扶養者認定申告書」を記入し、それを証明する書類を添付した上で、ご提出ください。

### (1) 普通認定

扶養手当の認定に提出したすべての書類の写しを添付し、これと重複しない（3）の書類をあわせて提出してください。

また、「被扶養者認定申告書」では、給与事務担当者に【扶養手当】欄を“有”、【給与事務担当者名】欄に担当者名を記入していただくことになります。

※市町村費職員の扶養手当認定については、所属する市町村の給与担当課へお問い合わせください。扶養手当認定を受け【給与事務担当者名】欄に、その担当課の扶養手当認定担当者名を記入してもらってください。このとき、扶養手当の申請に提出する書類は、被扶養者認定の添付書類となりますので、すべてコピーしておいてください。ただし、扶養手当認定に所得証明書又は非課税証明書、住民票の提出が不要である場合は、別に取得し添付してください。

## (2) 特別認定

戸籍謄本（組合員との続柄と他の扶養義務者の有無が確認できるように取得する。）及び所得証明書もしくは非課税証明書を添付し、(3)の書類をあわせて提出してください。

## (3) 添付書類

### ①事実発生日が確認できる書類

認定事由	状況	必要書類
退職	雇用保険加入	次のいずれかの書類 ・雇用保険被保険者離職票(1、2)の写し ・退職を証明する書類の写し ・資格喪失証明書
	雇用保険未加入	次のいずれかの書類 ・退職を証明する書類の写し ・資格喪失証明書及び直近の給与明細書の写し
雇用保険受給終了		雇用保険受給資格者証(1、3面)の写し
収入減	雇用契約変更	雇用形態及び給与支払見込証明書等
	雇用形態不確定	認定基準月額を満たした直近3か月分の給与明細書の写し及び雇用形態及び給与支払見込証明書等
	事業等	直近の確定申告書等一式の写し
		廃業のときはそれを証明する書類の写し
	年金	減額されたことを確認できる書類の写し
		個人年金など終了を確認できる書類の写し
	株等の譲渡、配当	確定申告書及び明細書、付表など 確定申告不要の場合は年間取引報告書 配当は振込明細書
結婚	無職(婚姻前は家族の被扶養者)	資格喪失証明書
	入籍前1年以内に退職歴があるとき	雇用保険の受給等を確認できる書類の写し
扶養替え		資格喪失証明書（当支部間は不要）
	配偶者の死亡による扶養替え	資格喪失証明書（当支部間は不要）及び遺族年金の試算書など

②事実発生日以後収入がある場合の必要書類

収入の種類	必要書類
給与収入	雇用形態及び給与支払見込証明書等
事業所得等	直近の確定申告書等一式の写し
株等の譲渡、配当	確定申告書及び明細書、付表など 確定申告不要の場合は年間取引報告書、配当は振込明細書
公的年金収入	直近の年金改定通知書の写し等（場合により年金試算書）
その他の年金収入	振込日、振込額の確認できる書類の写し
その他、生活補助となりえる恒常的（3か月以上）な収入があれば、それについての書類	

③該当する場合の必要書類

状況	必要書類
認定対象者が 一般組合員（65歳未満）の 配偶者	国民年金第3号関係届 ※被扶養配偶者が60歳未満の場合
認定対象者に 配偶者がいるとき	配偶者の所得証明書 及び①事実発生日、②収入を確認できる書類（※認定対象者の認定しない配偶者） 例：父母のうち一名のみ認定希望の場合、父母両名の状況・収入を確認します。
認定対象者が 国民健康保険加入中	次のいずれかの書類 ・資格確認書の写し ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）
認定対象者が 任意継続保険加入	資格喪失証明書 ※加入中は認定できません
認定対象者が 海外から帰国	住民票を抜いていたときは住民票 住民票そのままのときはパスポートの身分事項ページと帰国スタンプのページの写し
認定対象者の扶養義務者が 組合員の他にもいるとき	扶養に関する証明書、扶養に関する協議書、源泉徴収票の写し、住民票など 例：父（母）を認定希望の場合、兄弟姉妹で協議した証明等を確認します。
認定対象者を 夫婦共同で扶養	組合員及び配偶者の源泉徴収票の写し又は所得証明書 ※普通認定のとき又は共に公立学校共済組合員は不要。ただし配偶者が他支部組合員の場合、その証明が必要。
認定対象者が 同一世帯要件対象者	住民票（世帯全員、続柄記載のもの） ※義父母など
認定対象者が 配偶者又は子以外（同居）	被扶養者認定における確認書 生計維持に関する申立書
認定対象者が 組合員と別居	別居被扶養者に係る送金報告書 ※配偶者、就職歴のない子、福祉施設等の入所者以外

認定対象者が 日本国内に住民票が ない場合	<p>①外国において留学をする学生 　　査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し</p> <p>②外国に赴任する組合員に同行する者 　　査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し</p> <p>③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 　　査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し 　　※JICA 等、就労相当の目的で渡航する場合は、派遣期間の開始日付で取消となります。</p> <p>④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの 　　出生や婚姻等を証明する書類の写し</p> <p>⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められる者 　　個別に判断 　　※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。</p>
-----------------------------	---

※内容により、このほかにも書類を求めることがあります。

添付書類とは、認定要件を満たしていることを証明するものです。

- ①誰が（身分関係）
  - ②どうしたことによる（事実発生原因）
  - ③私が扶養しているといえる
  - ④対象者の所得基準も満たしている（把握している）
- 】 (生計維持関係)

組合員の配偶者又は就職歴のない子以外の家族が認定対象者のとき、組合員による生計維持関係を証明することができなければ、たとえ書類をすべて揃えたとしても、被扶養者として認定することはできません。

また、扶養手当が認定されたとしても、被扶養者として認定されるとは限りません。

## 【雇用保険に加入していた者を被扶養者とする場合の注意事項】

離職票は、通常、退職後約2週間程度で退職した事業所から退職者に届けられます。雇用保険の基本手当（失業手当）を受ける者は、この離職票を持ってハローワークで手続きをします。（離職票はハローワークに提出すると返却されません。）

受給資格は、原則として、離職の日以前2年間に12か月以上雇用保険の加入期間がある者で、倒産・解雇、期間の定めのある労働契約が更新されなかつたことの離職の場合は、離職の日以前1年間に6か月以上の加入期間とされています。

支給の開始は、解雇や定年、契約期間満了で離職のときは、離職票を提出し求職の申込みをしてから7日間の待機期間が経過した後で、自己都合などで離職の場合は、7日間の待機期間と1か月の給付制限期間<sup>\*</sup>が経過した後となります。  
(※自己都合退職の場合、5年間のうち2回目以上の離職については3か月となります。)

基本手当日額が3,612円以上（障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は、基本手当日額5,000円以上。12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の者（配偶者を除く）は、日額4,167円以上）あれば、支給対象期間中は認定できません（認定取消）ので、受給時期と受給額は必ず組合員が把握していかなければなりません。

また、通常この基本手当は、離職の日の翌日から1年以内に受給しなければ、受給資格がなくなりますが、出産を控えた場合などの離職であれば、申請すれば1年から4年に延長することができます。延長した者は、「受給期間延長通知書」が発行されますので、その写しを所属で保管し、受給するときには必ず申し出るよう組合員にお伝えください。

雇用保険の基本手当は、再就職を考えていない方には原則として支給されません。ただし、本人が支給を受けないと口頭確認していたとしても、その後離職票原本を持ってハローワークで手続きをすると失業手当を受給できますので、離職票の原本を受給可能な期間所属所で預かってください。失業手当を受給することにした場合は、離職票を本人に返却のうえ、基準を超えるようであれば認定取消を案内してください。

※雇用保険を受給していたことで、遡及して認定取消となるケースは非常に多いため、必ず組合員への周知お願いします。

※ハローワークの職業訓練を受講する場合、「受講手当」や「通所手当」等が支給されることがあります。基本手当+受講手当+通所手当の合計月額が認定基準月額を超えたとき、翌月1日付で認定取消となります。基本手当+受講手当+通所手当の合計月額が認定基準月額を下回ったとき、翌月1日付で再度認定することができます。

#### 4 被扶養者の認定取消事務

被扶養者として認定している者について、要件を欠く事実が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。

**取消日は、認定要件を欠いた日まで遡ります。その日以後の医療機関等での診療分は、医療費等を全額返還していただくことになります。また、国民健康保険に遅延加入となることや配偶者であれば国民年金の支払いや扶養手当の返還なども生じる可能性があります。**

**このようなことにならないよう、被扶養者の収入状況などは常に把握し、認定要件を欠くときには速やかに認定取消の手続きをお願いします。**

※被扶養者自身が本人として社会保険等の適用を受ける場合には、被扶養者として認定を継続することができなくなります。これは、収入超過により認定基準の所得を満たさなくなったということではなく、社会保険等に加入したことによる認定取消となります。

#### 5 被扶養者認定取消の届出

「被扶養者取消申告書」を記入し、取消日を確認できる書類を添付しご提出ください。資格確認書等を持っている被扶養者の場合は、資格確認書及び他の証（有効期限内のもの）等を併せてご提出ください。

認定取消時提出書類例は、第4章「被扶養者が認定要件を満たさなくなったとき（認定取消）」を参照してください。

ただし、後期高齢者医療の被保険者に該当（75歳になった日）することにより、被扶養者でなくなる場合は、資格確認書等をご自身で破棄又は返却してください。（申告書及び添付書類の提出は不要です。）

#### 6 国民年金第3号被保険者に係る届出事務 一般組合員のみ

##### （1）3号被保険者資格取得時（該当届）

配偶者の60歳の誕生日前日の属する月の前月までの認定のとき、認定書類とあわせて、「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。

なお、配偶者が認定時20歳未満のときは、20歳の誕生日前日から該当しますので、そのときに提出ください。

〈国民年金被保険者の種別〉

第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、次の2号及び3号に該当しない者
第2号被保険者	公務員、会社員など共済組合の組合員や厚生年金保険の被保険者
第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持する者のうち、20歳以上60歳未満の者

##### （2）3号被保険者資格喪失時（非該当届）

収入超過又は離婚による認定取消のとき、取消書類とあわせて、「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。

収入超過による取消しとは、後に加入する健康保険が国民健康保険のときで、就職により社会保険等に加入の場合は、これに該当しません。（雇用保険受給による取消しは、これに該当します。）

### (3) 海外特例要件の届出が必要となるケース

- ① 被扶養配偶者が海外特例要件に該当する場合  
例) 被扶養者となっている妻が、夫の海外転勤の同行家族として出国した
- ② 海外在住の組合員が、被扶養者認定と同時に海外特例要件に該当する場合  
例) 海外勤務している組合員が現地で結婚した
- ③ 海外特例要件に該当している被扶養配偶者が、海外特例要件に非該当となる場合  
例) 夫の同行家族として出国していた妻が、夫の国内転勤により帰国した
- ④ 海外居住のまま海外特例要件に該当しなくなった場合  
例) 海外居住のまま海外特例要件に該当しない渡航（労働目的、渡航先への永住等）となった場合

### (4) その他届が必要なとき

第3号被保険者が死亡したとき	「国民年金第3号被保険者関係届」
第3号被保険者の氏名等を変更したとき	「国民年金第3号被保険者関係届」 ※「国民年金第3号被保険者関係届」の氏名欄に 氏名変更と記入してください。
第3号被保険者が住所を変更したとき	「国民年金第3号被保険者住所変更届」
短期組合員が一般組合員になった際 第3号被保険者がいた場合	「国民年金第3号被保険者関係届」

### (5) 申立書と証明書

配偶者の認定日が事実発生日とならなかったとき（認定の届出が事実発生日から30日以内に行われなかったことにより、認定日が届出を受けた日になったときなど）など、次の書類を「国民年金第3号被保険者（該当）届」とあわせて提出することにより、事実発生日から第3号被保険者として取り扱われます。（ただし、共済組合で判断できない場合は、ご連絡します。）

- ・「国民年金第3号被保険者該当申立書」
- ・「国民年金第3号被保険者資格取得年月日における扶養事実証明書」

### (6) 短期組合員の被扶養配偶者に係る国民年金第3号の手続きについて

短期組合員の被扶養配偶者に係る国民年金第3号関係届は、原則、当共済組合を経由せず、事業主経由で日本年金機構に届出を行うこととされていますので、手続きについては事業主にお問い合わせください。



## 第3章 各証等

### 1 各証について

各証の交付には、高齢受給者証を除きそれぞれ届出が必要です。

番号	名称	交付
①	資格確認書	資格取得した組合員及び被扶養者で、マイナ保険証の利用登録がされていない場合に交付
②	資格確認書 ※負担割合記載のもの	70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日の者は誕生月）から75歳未満が対象となる ※マイナ保険証の利用登録がされていない場合に交付。
③	限度額適用認定証	医療費が高額になると オンライン資格確認により所得区分の確認が可能 であるため、原則交付なし。 ただし、交付申請があった場合は交付。
④	限度額適用・ 標準負担額減額認定証	組合員が市町村民税非課税者であって、入院や医 療費が高額になると 交付申請があった場合に交付。
⑤	特定疾病療養受療証	慢性腎不全等の特定疾病に該当することを医師が 判断したとき 交付申請があった場合に交付。
/	任意継続組合員の資格確認書	組合員が退職後、任意継続組合員となることを申 し出たとき マイナ保険証の利用登録がされていない場合に資 格確認書を交付。

※組合員証、組合員被扶養者証はR6.12.2以降、新規発行廃止となり、R7.12.2以降、無効になりました。お持ちの場合は、ご自身で破棄又は返却してください。

### 2 各証の記載事項の変更に伴う提出書類

変更	必要書類
氏名変更	<input type="checkbox"/> 登録情報変更申告書 <input type="checkbox"/> 各証（保有者のみ） ※組合員の氏名は、すべての証に記載されているため、被扶養 者のいる組合員の氏名が変わるとときは、すべての証を変更する 必要があります。ただし、被扶養者のみの氏名変更であれば、 その証のみの変更となります。 ※一般組合員の被扶養配偶者の氏名が変更するときは、「国民 年金第3号被保険者関係届」が必要です。  <参考> 当共済組合でマイナ保険証の利用登録状況を確認のうえ、下記のとおり処理し ます。 ・マイナ保険証の利用登録ありの方 ⇒ 交付物なし (マイナポータルで変更後の情報を確認してください。) ・マイナ保険証の利用登録なしの方 ⇒ 資格確認書を交付

住所変更	<p><input type="checkbox"/>登録情報変更申告書  <input type="checkbox"/>上記④、⑤、⑥、⑦の証  <input type="checkbox"/>一般組合員の被扶養配偶者の住所が変更するときは、「国民年金第3号被保険者住所変更届」  <input type="checkbox"/>組合員と被扶養者が別居になる場合「別居被扶養者に係る送金報告書」        ※ただし、組合員の配偶者と就職歴のない子等を除く。        別居後、送金を行わない場合は、  <input type="checkbox"/>被扶養者取消申告書（取消）  <input type="checkbox"/>被扶養者証等  <input type="checkbox"/>住民票</p>
住所変更 ※組合員が海外	<p>〈出国時〉</p> <p><input type="checkbox"/>登録情報変更申告書        ※変更後の住所は、カタカナで国名のみ記入  <input type="checkbox"/>組合員と被扶養者が別居になる場合「別居被扶養者に係る送金報告書」        ※ただし、組合員の配偶者と就職歴のない子等を除く。        別居後、送金を行わない場合は、  <input type="checkbox"/>被扶養者取消申告書（取消）  <input type="checkbox"/>被扶養者証等  <input type="checkbox"/>住民票</p> <p>●被扶養者が組合員に同行する場合、下記も必要</p> <p><input type="checkbox"/>国内居住要件の例外該当に関する申立書  <input type="checkbox"/>国民年金第3号被保険者関係届（一般組合員の被扶養配偶者の場合）</p> <p>●40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者で住民票を抜いて海外に滞在する場合、下記も必要</p> <p><input type="checkbox"/>「介護保険第2号被保険者資格喪失届書」及び添付書類</p> <p>〈帰国時〉</p> <p><input type="checkbox"/>登録情報変更申告書</p> <p>●被扶養者が組合員に同行する場合、下記も必要</p> <p><input type="checkbox"/>国民年金第3号被保険者関係届（一般組合員の被扶養配偶者の場合）</p> <p>●40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者の場合、下記も必要</p> <p><input type="checkbox"/>「介護保険第2号被保険者資格取得届書」及び添付書類</p>
住所変更 ※被扶養者のみが海外	<p>6か月以上の期間若しくは未定の期間又は海外転出届を提出（住民票を抜く）し、海外に滞在する被扶養者を対象とする。</p> <p>〈出国時〉</p> <p><input type="checkbox"/>登録情報変更申告書        ※別居の報告：変更後の住所は、カタカナで国名のみ記入  <input type="checkbox"/>国内居住要件の例外該当に関する申立書  <input type="checkbox"/>国民年金第3号被保険者関係届（一般組合員の被扶養配偶者の場合）  <input type="checkbox"/>語学留学など目的や期間を証明できる書類の写し  <input type="checkbox"/>別居被扶養者に係る送金報告書（就職歴のある子など）</p> <p>〈帰国時〉</p> <p><input type="checkbox"/>登録情報変更申告書及び住民票        ※別居の場合、状況によって「別居被扶養者に係る送金報告書」が必要  <input type="checkbox"/>国民年金第3号被保険者関係届（一般組合員の被扶養配偶者の場合）</p>

	<p>□語学留学など目的や期間を証明できる書類の写し ※出国時と同じもの</p> <p>□出国時「別居被扶養者に係る送金報告書」を提出していた場合、期間中の送金が確認できる書類</p> <p>□ワーキングホリデーなどで収入があった場合、その収入額が確認できる書類及び支給日のレートで円換算した額による月単位の収入表（様式は任意）</p> <p>※認定基準額を満たしているかについても、組合員が毎月確認している必要があります。</p> <p>次に該当する場合は、被扶養者として認定を継続することができないため、認定取消書類を提出すること</p> <p>①語学留学など目的や期間を証明できる書類がない。 ②海外滞在中は、組合員による生計維持関係ない。 ③ワーキングホリデーなどで収入はあるが、その額を証明できない。 ④送金報告書が必要な被扶養者のとき、送金を証明する書類がない。</p> <p>※【被扶養者が認定要件を満たさなくなったとき（認定取消）】を参照</p>
--	---

### 3 各証の再交付

理由	必要書類
著しく損傷したとき	□各証等（再）交付申請書 □損傷した証等
各証やマイナ保険証（マイナンバーカード）を紛失したとき	□各証等（再）交付申請書 ※マイナ保険証紛失の場合は、申請から1か月後の末日を有効期限とした「資格確認書」を交付します。

### 4 被扶養者証等の検認

地方公務員等共済組合法施行規程第100条等において準用する第97条第1項の規定に基づき、当支部では毎年度10月から11月に検認（被扶養者としての要件を満たしているかの確認）を行います。

※毎年度9月下旬から10月上旬に、実施要領を所属所へ送付します。

検認を受けない証は無効となります。

#### 〔確認内容〕

- 1 過去1年の収入は、認定基準額内であったか
- 2 過去1年、別居する被扶養者に送金していたか
- 3 同居を要件とする被扶養者が、別居していないか
- 4 組合員以外の者が、当該被扶養者に係る扶養手当等を受けていないか
- 5 就職等により、他の健康保険に加入していないか
- 6 その他、生計維持関係があるかなど

### 【検認時、認定取消の多い事例】

- ◇就職し、他の健康保険に加入していた。
- ◇賞与が支給されたことにより、基準額を超えた。
- ◇所得証明書に129万円の給与収入が記載されており、交通費を含めると基準を超える。
- ◇収入の多い月からの12か月間の収入が、基準額を超えた。
- ◇送金を行っていなかった。送金額が不足していた。
- ◇生計維持関係がなくなっていた。（なかった。）
- ◇配偶者や父母の年金が増額されたことにより、収入基準額を超えた。
- ◇配偶者や父母が年金の受給年齢に達し、受給を開始していた。
- ◇ダブルワークの給与収入の合計が、収入基準額を超えた。
- ◇年金収入と給与収入の合計が、収入基準額を超えた。

### 【検認前に確認すること】

- ① 退職に伴い4月から被扶養者となった者が、5月から8月にかけて雇用保険の失業給付の受給が開始するケースが多くあります。基本手当額が3,612円以上あれば、受給対象期間中は認定することができませんので、対象者がいる場合は、「雇用保険受給資格者証」の写しを確認しておいてください。
- ② 被扶養者が語学留学などで長期滞在海外にいるということがあります、次に1つでも当てはまる場合、海外在住の期間中は、認定を取り消してください。
  - 語学留学など目的を証明できる書類がない。
  - ワーキングホリデーなどで収入はあるが、額を証明できない。
  - 何をしているか明確に答えられない。
  - 送金報告対象者（就職歴のある子など）のとき、送金を証明する書類がない。

### 【「年収の壁・支援強化パッケージ」における特例措置】

被扶養者の収入が一時的に認定基準額を超過した場合に、事業主が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加であることを証明することで、連続2回まで認定を継続することを可能とします。

対象者は学生又は厚生年金保険の被保険者数が50人以下（※企業規模要件については、段階的に縮小・撤廃される見込）の事業所で働く被扶養者で、収入増加により要件を満たさなくなった理由が、事業所の人手不足による労働時間延長等である者です。

検認時に「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」（以下、「事業主証明書」）を提出したとき、内容が有効であれば特例措置が適用されます。検認時に「事業主証明書」を提出することを1回とし、同一の者について、連続2回まで適用可能です。

連続2回適用すると、この特例措置は終了し、その後「事業主証明書」は使用できなくなります。数年空いても、一度認定取消を行なった再認定者であっても、再び「事業主証明書」を用いた特例は適用できません。認定要件を欠いた時点で認定取消となります。

なお、雇用契約書等の内容で当初から収入要件を超えている場合や事業主と雇用関係はない（フリーランスや自営業等）場合、基本給や雇用契約の変更、恒常的な手当の新設の場合は一時的な収入増加と認められません。また、被扶養者の収入が組合員の収入を上回る場合、別居被扶養者への送金必要額を上回る増収の場合は特例措置が認められても認定取消となります。

検認までに一時的に認定基準額を超過する場合は、あらかじめ事業主証明書の対象となるか事業主に確認してください。対象外のときは認定を取り消してください。

## 5 その他

### (1) 後期高齢者医療制度

75歳の誕生日から全員、後期高齢者医療制度に加入することになります。

組合員・被扶養者が75歳となるときには、資格確認書をご自身で破棄又は返却してください。

また、政令で定める程度の障害状態にある65歳から74歳までの者については、この制度に加入するかしないかの選択ができますので、詳しくは居住地の市区町村担当窓口又は後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

なお、組合員がこの制度の対象となったときは、組合員の被扶養者は被扶養者でなくなるため、国民健康保険に加入することになります。

### (2) マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録解除は、当支部に解除申請を行う必要があります。

利用登録解除を希望される場合は、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書を提出してください。解除対象者1人につき1枚必要です。解除対象者本人が記入するようにし、代理申請の場合は解除対象者と代理人の両方を明記してください。資格確認書は申請書の受理後に交付します。

その際、下記①～④にご留意ください。

- ①利用解除の手続きは、途中で取りやめることができません。  
また、手続き完了まで2か月程度かかります。
- ②手続き完了は、ご自身でマイナポータル上の〔健康保険証利用登録の申込状況〕画面でご確認ください。（当支部からの通知はおこないません。）
- ③申請後に他支部や他の医療保険者に異動した場合、異動前に利用登録の解除申請をおこなった旨を、異動後の支部または医療保険者に申し出てください。
- ④利用登録解除をおこなっても、再度利用登録をおこなうことは可能です。

### (3) 「資格確認書」の職権交付

組合員及び被扶養者が下記a～dに該当することが判明した場合、申請の有無によらず「資格確認書」を交付します。

- a. 資格取得・被扶養者認定時に、資格確認書の交付要否欄にチェックを入れていないが、マイナ保険証が未登録であることが判明した（マイナンバーカード未取得を含む）
- b. マイナンバーカードの返納者
- c. マイナンバーカードの電子証明書n有効期限が切れて3か月を経過している
- d. マイナポータルや医療機関等における自己情報閲覧が不可になっている



## **第4章 各手続きに係る提出書類**

**～組合員・被扶養者関係～**

## 組合員資格取得のとき

組合員種別に応じて下記の手続きを行ってください。（他支部・他共済からの転入も含む。）

### 1 申請手続き

#### (1) 一般組合員 [正規採用職員・再任用職員(フルタイム)・任期付職員(フルタイム)]

奈良スーパーアプリによる資格取得手続き

- ・組合員本人が奈良スーパーで手続きを行ってください。
- ・アプリによる申請が行えない場合は、組合員資格取得届書を提出してください。

資格取得者報告書（アプリ申請者用）

※奈良スーパーによる申請が行えない場合は提出不要

年金加入期間等報告書（＊）

△年金受給権者再就職届書及び年金証書（公務員の年金受給者の場合）（＊）

#### (2) 短期組合員 [臨時的任用職員・再任用職員(週20時間以上)・非常勤職員(週20時間以上)・フルタイム会計年度任用職員(13月末満)・パートタイム会計年度任用職員など]

奈良スーパーによる資格取得手続き

- ・組合員本人が奈良スーパーで手続きを行ってください。
- ・アプリによる申請が行えない場合は、組合員資格取得届書を提出してください。

資格取得者報告書（アプリ申請者用）

※奈良スーパーによる申請が行えない場合は提出不要

### 2 申請について

- ・申請期限：採用日から5日以内（＊印のみ14日以内でも可）
- ・組合員の資格取得手続きについては、採用日前から申請可能です。  
ただし、採用日前の申請であっても、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の交付は、採用日以降となります。

#### <採用日の前日まで組合員である場合>

共済加入講師 ⇄ 県費正規採用  
県立高等学校 ⇄ 市立高等学校  
組合 ⇄ 市立小学校  
など

このようなケースは、すでに共済組合員であるため、資格取得ではなく異動となります。  
「組合員異動報告書」等を提出してください。  
※組合員に異動が生じたときを参照（p. 44）

#### <資格情報の連携等について>

当共済組合で資格情報を登録しましたら、「資格情報のお知らせ」を所属所宛てに送付します。  
マイナ保険証の利用登録がない方（＊）には、あわせて「資格確認書」を交付します。

当共済組合で登録した資格情報は、登録から6～14日後（休日等除く）にマイナポータルや医療機関等で確認が可能となります。

（＊）資格取得や被扶養者認定の申請時、資格確認書発行要否欄において「資格確認書」が必要であると申し出があった方

## 資格取得で問い合わせの多い事例

**Q : 5日以内の提出は絶対ですか。間に合わない場合、どうなりますか。**

A : 「5日以内に提出しなければならない」とされていますが、間に合わなかったとしても当共済組合で採用日から資格取得となることに変わりはありません。

「5日」は、健康保険の資格情報が切れ目なく連携されることを目的として定められた日程ですので、間に合わない場合は可能な限り速やかに手続きをお願いします。

**Q : 「一般組合員」と「短期組合員」の区別がつきません。**

A : 主にフルタイムで勤務している常勤職員が一般組合員に該当します。(臨時的任用職員は除く)  
また、非常勤職員や短時間勤務、臨時的任用職員の方等が短期組合員に該当します。

### <一般組合員>

- ・任期の定めのない常勤職員
- ・教諭等の正規職員
- ・再任用（フルタイム）
- ・任期付職員（主に育休代替職員）
- ・会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から13月以上など

### <短期組合員>

- ・再任用（短時間）
- ・非常勤職員
- ・臨時的任用職員
- ・会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から13月末満
- ・会計年度任用職員（パートタイム）など

**一般組合員**は、共済組合が実施する全ての事業が適用されます。

「健康保険・年金ともに公立学校共済組合」に加入となります。

**短期組合員**は、共済組合が実施する事業のうち、

[短期給付事業(健康保険)]と[福祉事業(健康診査等)]が適用されます。

[長期給付事業(年金)]は、共済組合での適用はなく、日本年金機構の年金制度への加入となります。

短期組合員の年金手続きは、事業主に相談してください。

**Q : 県費講師の「任期付職員（一般組合員）」と「臨時的任用職員（短期組合員）」の見分け方が分かりません。**

A : 辞令書で判断してください。

### <任期付職員（講師）の例>

奈良県〇〇市公立学校教員に採用する

任期は令和〇年〇月〇日までとする

奈良県〇〇市立〇〇学校講師に補する

教育職給料表（三）〇級〇号給を支給する

### <臨時的任用職員（講師）の例>

奈良県〇〇市立〇〇学校講師に臨時的に任用する

任用期間は令和〇年〇月〇日までとする

教育職給料表（三）〇級〇号給を支給する

主に育休代替職員

主に定数内、特休補充、産休補充等の職員

## Q：任用期間が2か月以内ですが、共済加入の手続きが必要ですか。

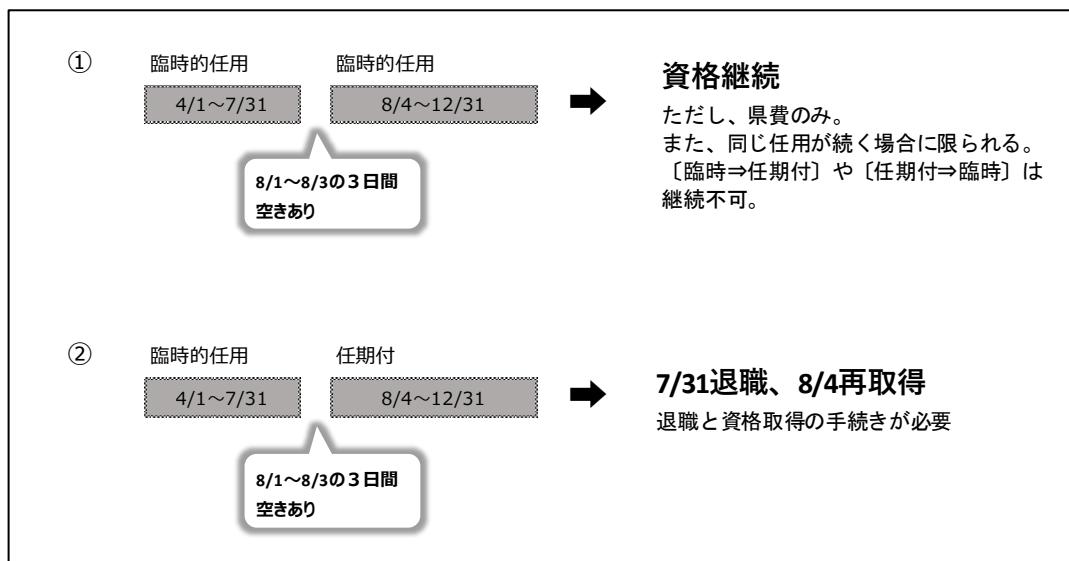
A：2か月を超える任用期間がなければ、基本的には共済加入となりません。(下図【パターン1】)  
 任用が延長され、結果的に2か月超となった場合は、その発令がなされた時点から共済加入となります。(下図【パターン2】)  
 ただし、最初の任用期間が2か月以内でも、任命権者の判断で任用開始日から加入となるケースもあります。  
 各任用がどのようなケースに当てはまるのかは、任命権者の判断となりますので、加入の有無が不明な場合は任命権者にお問い合わせください。

	【パターン1】 2か月以内の任用①	【パターン2】 2か月以内の任用②	【パターン3】 2か月以内の任用③
例	辞令1：4月1日～5月10日 ・延長の可能性なし	辞令1：4月1日～5月10日 辞令2：5月11日～6月30日 ・当初は延長の可能性がなかったが、状況が変わり任用期間延長。 結果的に2か月超えとなった	辞令1：4月1日～5月10日 ・延長の可能性あり ・同様の任用で期間延長により、2か月超えとなった実績が過去にある
共済加入の有無	加入なし	「辞令2」の発令日（5月11日）から共済加入	任用開始日（4月1日）から共済加入 ※結果的に延長とならなかった場合でも、加入は取り消さない

〔任用開始日～翌々月の応当日の前日〕までを2か月と考えます。  
 例えば、〔1/1～2/28(うるう年は2/29)〕や〔1/31～3/30〕は、ちょうど2か月(=2か月以内)なので、基本的には共済加入となりません。

## Q：退職から数日後に再度任用されることが決まりましたが、手続きはどうなりますか。

A：① 県費の場合のみ、新旧の任用期間の空きが3日以内であれば、資格継続となります。  
 ただし、新旧の任用が同様の任用であると任命権者が認めた場合に限られます。  
 (p.44 組合員に異動が生じたときの〔資格継続〕参照)  
 ② 任用形態が異なったり、空きが4日以上の場合は退職となり、次の任用開始日から再取得となりますので、〔退職〕と〔資格取得〕の両方の手続きを行ってください。



## 組合員資格取得時に被扶養者がいるとき

### 1 普通認定（扶養手当が付く）のとき

#### □被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、【給与事務担当者名】欄に担当者名が記入されているか、必ず確認してください。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。

ただし、この前に扶養手当の認定を受ける必要があるため、その担当者に提出書類を確認し、提出前に扶養親族届を含む全ての書類の写しをとっておいてください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

#### □扶養手当認定に必要なすべての書類の写し

##### [住民票又は戸籍謄本及び所得証明書] の写しは必須

※すでに扶養手当の認定を受けている場合は、当初の扶養手当認定の書類の写し

（ただし、所得証明書など当初の書類から取り直したものがある場合は、その書類については最終に取得したものと差替えてください。）

#### 扶養手当認定書類の写しと重複しない以下の書類

##### △組合員資格取得前から被扶養者であった場合は、次のいずれかの書類

- ・直前まで加入していた健康保険の資格確認書の写し
- ・資格喪失証明書
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

##### △家族が退職したことによる場合、退職が確認できる次のいずれかの書類

- ・雇用保険被保険者離職票(1、2)の写し
- ・雇用保険に加入していないかった場合又は離職票が遅い場合は、退職証明書
- ・公務員の場合は、退職辞令の写し

##### △給与収入がある場合は、雇用形態及び給与支払見込証明書

※この書類の取得に時間がかかる場合は、取り急ぎ過去6ヶ月分ほどの給与明細書の写しでも可としますが、雇用形態及び給与支払見込証明書は必ず取得しておいてください。

##### △年金等給与以外の収入がある場合は、その額を証明する書類

##### △その他

状況	必要書類
認定対象者が一般組合員（65歳未満）の配偶者	国民年金第3号被保険者関係届 ※被扶養配偶者が60歳未満の場合
認定対象者に配偶者がいるとき	配偶者の所得証明書 及び①事実発生日、②収入を確認できる書類 ※認定対象者の認定しない配偶者の書類 例：父母のうち一名のみ認定希望の場合、父母両名の状況・収入を確認します。
認定対象者が送金対象者	別居被扶養者に係る送金報告書 ※配偶者、就職歴のない子、福祉施設等の入所者以外
認定対象者が配偶者又は子以外	被扶養者認定における確認書 生計維持に関する申立書
認定対象者の扶養義務者が組合員の他にもいるとき	扶養に関する証明書、扶養に関する協議書など ※資格取得以前から被扶養者である者については不要 例：父（母）を認定希望の場合、兄弟姉妹で協議した証明等を確認します。

※内容により、このほかにも書類を求めることがあります。

### <短期組合員の被扶養配偶者に係る国民年金第3号の手続きについて>

“結婚”や“配偶者の退職、収入減少”等で、配偶者の被扶養者認定を希望する場合、国民年金第3号に係る書類をご提出いただきますが、短期組合員の手続きについては、当共済組合を経由せず事業主経由で日本年金機構に届出を行うこととされています。

「共済事務のてびき」に掲載されている「国民年金第3号被保険者関係届」は、一般組合員の手続きにしか使用することができませんので、短期組合員の国民年金第3号手続きについては事業主にお問い合わせください。

## 2 特別認定（扶養手当が付かない）のとき

※再任用職員及び短時間勤務者は、扶養手当が付かないので特別認定になります。

□被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

□戸籍謄本

□所得証明書

△組合員資格取得前から被扶養者であった場合は、次のいずれかの書類

- ・直前まで加入していた健康保険の資格確認書の写し
- ・資格喪失証明書
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

△退職したことによる認定であれば、雇用保険被保険者離職票(1、2)の写し

※年度末退職で、離職票が遅くなるという場合は、退職証明書

△給与収入がある場合は、雇用形態及び給与支払見込証明書

※この書類の取得に時間がかかる場合は、取り急ぎ過去6ヶ月分ほどの給与明細書の写しでも可としますが、雇用形態及び給与支払見込証明書は必ず取得しておいてください。

△年金等給与以外の収入がある場合は、その額を証明する書類

△その他

状況	必要書類
認定対象者が 一般組合員（65歳未満）の 配偶者	国民年金第3号被保険者関係届 ※被扶養配偶者が60歳未満の場合
認定対象者に 配偶者がいるとき	配偶者の所得証明書 及び①事実発生日、②収入を確認できる書類 ※認定対象者の認定しない配偶者の書類 例：父母のうち一名のみ認定希望の場合、父母両名の状況・収入を確認します。
認定対象者の扶養義務者が 組合員の他にもいるとき	扶養に関する証明書、扶養に関する協議書など ※資格取得以前から被扶養者である者については不要 例：父（母）を認定希望の場合、兄弟姉妹で協議した証明等を確認します。
認定対象者を 夫婦共同で扶養	双方の源泉徴収票の写し又は所得証明書 ※夫婦共働きで子を認定するときなど（共に公立の場合は不要。ただし、配偶者が他支部の場合はその証明が必要）
認定対象者が 同一世帯要件対象者	住民票（世帯全員、続柄記載のもの） ※義父母など
認定対象者が 送金対象者	別居被扶養者に係る送金報告書 ※配偶者、就職歴のない子、福祉施設等の入所者以外
認定対象者が 配偶者又は子以外	被扶養者認定における確認書 生計維持に関する申立書

※内容により、このほかにも書類を求めることがあります。

### 3 【他支部から転入】の認定のとき

#### □被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、【給与事務担当者名】欄に担当者名が記入されているか、必ず確認してください。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

#### □転入前から被扶養者であったことが確認できる、次のいずれかの書類

- ・他（前）支部の資格確認書の写し
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

#### △普通認定者は、扶養親族届の写し

★転入の場合、資格確認書は前支部で返納することとなりました。（令和6年12月2日から適用）

★前支部の組合員証・組合員被扶養者証はご自身で破棄してください。

★収入があっても認定時に確認はしませんが、必ず、収入関係書類を提出させ、確認しておいてください。

#### △その他

状況	必要書類
認定対象者が 一般組合員（65歳未満）の 配偶者	国民年金第3号被保険者関係届 ※被扶養配偶者が60歳未満の場合
認定対象者が 送金対象者	別居被扶養者に係る送金報告書 ※配偶者、就職歴のない子、福祉施設等の入所者以外
認定対象者が 配偶者又は子以外	被扶養者認定における確認書 生計維持に関する申立書

●前支部で認定されていない新規の認定のときは、手続きが異なります。

また、内容により、このほかにも書類を求めることがあります。

#### 4 【他の共済組合から転入】の認定のとき

##### □被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、【給与事務担当者名】欄に担当者名が記入されているか、必ず確認してください。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

##### □転入前から被扶養者であったことが確認できる、次のいずれかの書類

・他（前）の共済組合の資格確認書の写し

・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

※すでに前の共済組合での所属所に返却済である場合は、前の共済組合に資格喪失証明書を依頼し、それを添付してください。

##### △普通認定者は、扶養親族届の写し

★収入があっても認定時に確認はしませんが、必ず、収入関係書類を提出させ、確認してください。

##### △その他

状況	必要書類
認定対象者が 一般組合員（65歳未満）の 配偶者	国民年金第3号被保険者関係届 ※被扶養配偶者が60歳未満の場合
認定対象者が 送金対象者	別居被扶養者に係る送金報告書 ※配偶者、就職歴のない子、福祉施設等の入所者以外
認定対象者が 配偶者又は子以外	被扶養者認定における確認書 生計維持に関する申立書

●前共済組合で認定されていない新規の認定のときは、手続きが異なります。

また、内容により、このほかにも書類を求めることがあります。

## 被扶養者認定に係る必要書類例

必要書類例を見る前に、下記について必ず確認してください

基本的には、次の内容が被扶養者認定には必要です。

- (組合員からみて) **誰が、どうしたことにより認定を希望するのか。**  
    **誰が**…住民票(普通認定の場合)、戸籍謄本(特別認定の場合)  
    **どうした**…例えば退職のときは、離職票など
- 対象者を私(組合員)が**扶養している**ことに違いなく、収入は**認定基準を満たしている**  
    **扶養している**…申告理由、扶養控除、申立書、確認書、計算書など  
    **認定基準内**…所得証明書、収入があればそれに係る書類

収入が少ない家族を被扶養者にできるのではなく、

**組合員が扶養している、条件を満たす家族を被扶養者とすることができます。**

※被扶養者認定には審査がありますので、書類を提出すれば認定されるということではありません。

被扶養者認定における添付書類とは、被扶養者認定申告書に記入した内容を証明するもので、当然、状況に応じて添付書類も異なってきます。ここでは、その中でも問い合わせの多い事例について挙げたものであり、あくまで参考としてください。

### 組合員の子が出生したことにより被扶養者認定を希望しているとき（普通認定のとき）

★事実発生日=出生日

□被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、[給与事務担当者名]欄に担当者名が記入されているか、必ず確認してください。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。ただし、この前に扶養手当の認定を受ける必要があるため、その担当者に提出書類を確認し、提出前に扶養親族届を含む全ての書類の写しをとっておいてください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

□扶養手当の認定に必要となる、扶養親族届を含むすべての書類の写し

※住民票(世帯全員、続柄記載のもの)の提出が不要である場合は、別に取得し添付書類としてください。

※配偶者の扶養手当の不支給証明の取得に時間を要する場合は、先に当共済組合にご連絡ください。後日提出することとして、先に認定処理ができる場合があります。

#### 〈ケース①：育休中の扶養認定について -普通認定の場合-〉

生まれた子を妻の被扶養者としたとき、扶養手当の手続きを行った後に育児休業を取得することにより無給となつたため、そのときから扶養手当を夫が受けることがあります。妻が育児休業から復帰後、再度妻が扶養手当の支給を受けるのであれば、妻の育児休業期間中その子を夫の被扶養者にしなくとも、妻の被扶養者として認定を継続することができます。

ただし、妻が復帰しているにもかかわらず、夫が扶養手当を受け続けていた場合は、妻の復帰時に遡及して子の認定を取り消さなくてはならないことになります。

#### 〈ケース②：扶養親族届について〉

県費等の組合員は総務事務システムを利用した扶養手当の申請がわかる画面の写しを扶養親族届として提出してください。

### 組合員の子が出生したことにより被扶養者認定を希望しているとき（特別認定のとき）

※会計年度任用職員や短時間勤務等であるために扶養手当が支給されない組合員が、子の被扶養者認定を希望しているときを想定しています。扶養手当を申請可能な組合員は扶養手当を申請したうえで、普通認定として書類を提出してください。

#### ★事実発生日＝出生日

被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

戸籍謄本

※戸籍謄本の取得に時間要する場合は、先に当共済組合にご連絡ください。住民票又は受理証明書等を提出したうえで、後日改めて戸籍謄本を提出することができる場合があります。

△組合員の配偶者が被扶養者でない場合は、夫婦双方の源泉徴収票の写し又は所得証明書

※組合員の所得が配偶者の所得を上回っている又は同程度（1割の範囲内）であること。

ただし、夫婦共に公立学校共済組合員のときは、この書類は不要です。

#### <ケース③：夫婦共同扶養について -特別認定の場合->

夫婦ともに被用者保険の被保険者で、子などを扶養している場合、“年間収入が多い方の被扶養者とする”こととされています。（年間収入の差が収入の多い方の1割以内の場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする。）

育児休業中は夫婦の収入が逆転することもありますが、すでに被扶養者として認定されている子については、収入逆転や扶養手当の付替えがあっても、被扶養者を異動する必要はありません（ケース①参照）。

ただし、新たに誕生した子を認定する場合は、夫婦の収入を比較して認定することになります。

今後も育児休業を取得する予定がある場合は育児休業期間中の収入を0（ゼロ）と考え、近々育児休業を終了する場合は復帰後に見込まれる収入で比較を行います。

組合員が結婚したことにより配偶者の認定を希望しているとき（特別認定のとき）

★事実発生日＝婚姻日

被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

戸籍謄本

所得証明書

△婚姻日前1年に退職歴がある場合

雇用保険被保険者離職票(1、2)の写又は雇用保険受給資格者証(1、3面)の写し

※受給期間延長通知書がある場合は、その写し

△婚姻日以後収入がある場合は、それが確認できる書類

給与収入であれば、雇用形態及び給与支払見込証明書等

△国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

・資格確認書の写し

・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時  
が申告日から1か月以内）

△家族の被扶養者又は自身で任意継続保険の加入となっていた場合は、資格喪失証明書

△国民年金第3号被保険者関係届（一般組合員の被扶養配偶者で、60歳未満の場合）

※遅延等により、事実発生日から認定できなかった場合は、次の書類についても必要

・国民年金第3号被保険者該当申立書

・国民年金第3号被保険者資格取得年月日における扶養事実証明書

<短期組合員の被扶養配偶者に係る国民年金第3号の手続きについて>

“結婚”や“配偶者の退職、収入減少”等で、配偶者の被扶養者認定を希望する場合、  
国民年金第3号に係る書類をご提出いただきますが、短期組合員の手続きについては、  
原則、当共済組合を経由せず事業主経由で日本年金機構に届出を行うこととされています。

「共済事務のてびき」に掲載されている「国民年金第3号被保険者関係届」は、一般  
組合員の手続きにしか使用することができませんので、短期組合員の国民年金第3号  
手続きについては事業主にお問い合わせください。

配偶者が退職（社会保険等の資格喪失）したことにより被扶養者認定を希望しているとき  
(特別認定のとき)

★事実発生日＝退職日の翌日

被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

戸籍謄本

所得証明書

退職が確認できる次のいずれかの書類

- ・雇用保険被保険者離職票(1、2)の写し又は雇用保険受給資格者証(1、3面)の写し
- ・雇用保険に加入していなかった場合又は離職票が遅い場合は、退職証明書
- ・公務員の場合は、退職辞令の写し

△離職後収入がある場合は、それが確認できる書類

- ・給与収入であれば、雇用形態及び給与支払見込証明書等
- ・年金収入であれば、直近の年金改定通知書の写し等

△国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

- ・資格確認書の写し
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

△任意継続保険の加入となっていた場合は、資格喪失証明書

△国民年金第3号被保険者関係届（一般組合員の被扶養配偶者で、60歳未満の場合）

※遅延等により、事実発生日から認定できなかった場合は、次の書類についても必要

- ・国民年金第3号被保険者該当申立書
- ・国民年金第3号被保険者資格取得年月日における扶養事実証明書

**<離職者を認定するときの雇用保険の情報について>**

雇用保険の失業給付の受給資格が【ある】のか【ない】のか、【受給する】のか【受給しない】のかという情報は必須です。

受給するのであれば、【いつから】受給するのか（給付制限の有無について）、受給しないのであれば、【なぜ】受給しない（できない）のかという理由を必ず確認し、申告書に記入してください。

配偶者が雇用保険を受給終了したことにより被扶養者認定を希望しているとき  
(特別認定のとき)

★事実発生日＝支給期間最終日の翌日（処理月日ではありません。）

被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

戸籍謄本

所得証明書

雇用保険受給資格者証(1、3)の写し

△受給終了後収入がある場合は、それが確認できる書類

- ・給与収入であれば、雇用形態及び給与支払見込証明書等
- ・年金収入であれば、直近の年金改定通知書の写し等

△国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

- ・資格確認書の写し
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

△任意継続保険加入となっていた場合は、資格喪失証明書

△国民年金第3号被保険者関係届（一般組合員の被扶養配偶者で、60歳未満の場合）

※遅延等により、事実発生日から認定できなかった場合は、次の書類についても必要

- ・国民年金第3号被保険者該当申立書
- ・国民年金第3号被保険者資格取得年月日における扶養事実証明書

配偶者が収入減になったことにより被扶養者認定を希望しているとき  
(収入超過により認定を取り消すこととなった場合の再認定)（特別認定のとき）

★事実発生日＝認定基準月額内の連続する直近3か月目の給与支給日の翌日

又は、雇用契約変更日（要件を欠く見込みがないと判断し得る内容の場合）

被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

戸籍謄本

所得証明書

連続する直近3か月分の認定基準月額内の給与明細書の写し

雇用形態及び給与支払見込証明書

△その他の収入がある場合は、それが確認できる書類

- ・事業所得がある場合は、直近の確定申告書等一式の写し
- ・年金収入がある場合は、直近の年金改定通知書の写し等

△国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

- ・資格確認書の写し
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

△国民年金第3号被保険者関係届（一般組合員の被扶養配偶者で、60歳未満の場合）

※遅延等により、事実発生日から認定できなかった場合は、次の書類についても必要

- ・国民年金第3号被保険者該当申立書
- ・国民年金第3号被保険者資格取得年月日における扶養事実証明書

## 子が退職（社会保険等の資格を喪失）したことにより被扶養者認定を希望しているとき

★事実発生日＝退職日の翌日

### 1 普通認定になるとき

被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、【給与事務担当者名】欄に担当者名が記入されているか、必ず確認してください。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

扶養手当の認定に必要となる、扶養親族届を含むすべての書類の写し

※市町村費職員で、扶養手当の認定に所得証明書又は非課税証明書、住民票（世帯全員、続柄記載のもの）の提出が不要である場合は、別に取得し添付書類としてください。

### 扶養手当認定書類の写しと重複しない以下の書類

退職が確認できる次のいずれかの書類

- ・雇用保険被保険者離職票(1、2)の写し又は雇用保険受給資格者証(1、3面)の写し
- ・雇用保険に加入していないかった場合又は離職票が遅い場合は、退職証明書
- ・公務員の場合は、退職辞令の写し

△離職後収入がある場合は、それが確認できる書類

給与収入であれば、雇用形態及び給与支払見込証明書等

△国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

- ・資格確認書の写し
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

△任意継続保険の加入となっていた場合は、資格喪失証明書

### 2 特別認定になるとき

被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

戸籍謄本

所得証明書

退職が確認できる次のいずれかの書類

- ・雇用保険被保険者離職票(1、2)の写し又は雇用保険受給資格者証(1、3面)の写し
- ・雇用保険に加入していないかった場合又は離職票が遅い場合は、退職証明書
- ・公務員の場合は、退職辞令の写し

△離職後収入がある場合は、それが確認できる書類

給与収入であれば、雇用形態及び給与支払見込証明書等

△国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

- ・資格確認書の写し
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

△任意継続保険の加入となっていた場合は、資格喪失証明書

△別居の場合は、別居被扶養者に係る送金報告書

△組合員の配偶者が被扶養者でない場合は、夫婦双方の源泉徴収票の写し又は所得証明書

※組合員の所得が配偶者の所得を上回っている又は同程度（1割の範囲内）であること。

ただし、夫婦共に公立学校共済組合員のときは、この書類は不要です。

配偶者が他支部組合員のときは、それがわかる書類が必要です。

### ＜離職者を認定するときの雇用保険の情報について＞

雇用保険の失業給付の受給資格が「ある」のか「ない」のか、【受給する】のか【受給しない】のかという情報は必須です。

受給するのであれば、【いつから】受給するのか（給付制限の有無について）、受給しないのであれば、【なぜ】受給しない（できない）のかという理由を必ず確認し、申告書に記入してください。

子が雇用保険を受給終了したことにより被扶養者認定を希望しているとき

★事実発生日＝支給期間最終日の翌日（処理月日ではありません。）

1 普通認定になるとき

被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、【給与事務担当者名】欄に担当者名が記入されているか、必ず確認してください。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

扶養手当の認定に必要となる、扶養親族届を含むすべての書類の写し

※市町村費職員で、扶養手当の認定に所得証明書又は非課税証明書、住民票（世帯全員、続柄記載のもの）の提出が不要である場合は、別に取得し添付書類としてください。

※扶養手当の認定は取り消す必要がなかった場合は、当初の扶養手当認定の書類の写し（ただし、所得証明書は最新のものと差替えてください。）

**扶養手当認定書類の写しと重複しない以下の書類**

雇用保険受給資格者証(1、3面)の写し

受給終了後収入がある場合は、それが確認できる書類

給与収入であれば、雇用形態及び給与支払見込証明書等

国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

・資格確認書の写し

・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

任意継続保険の加入となっていた場合は、資格喪失証明書

2 特別認定になるとき

被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

戸籍謄本

所得証明書

雇用保険受給資格者証(1、3面)の写し

受給終了後収入がある場合は、それが確認できる書類

給与収入であれば、雇用形態及び給与支払見込証明書等

国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

・資格確認書の写し

・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

任意継続保険の加入となっていた場合は、資格喪失証明書

別居の場合は、別居被扶養者に係る送金報告書

組合員の配偶者が被扶養者でない場合は、夫婦双方の源泉徴収票の写し又は所得証明書

※組合員の所得が配偶者の所得を上回っている又は同程度（1割の範囲内）であること。

ただし、夫婦共に公立学校共済組合員のときは、この書類は不要です。

配偶者が他支部組合員のときは、それがわかる書類が必要です。

子が収入減になったことにより被扶養者認定を希望しているとき  
(収入超過により認定を取り消すこととなった場合の再認定)

★事実発生日＝認定基準月額内の連続する直近3か月目の給与支給日の翌日  
又は、雇用契約変更日（要件を欠く見込みがないと判断し得る内容の場合）

## 1 普通認定になるとき

□被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、【給与事務担当者名】欄に担当者名が記入されているか、必ず確認してください。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

□扶養手当の認定に必要となる、扶養親族届を含むすべての書類の写し

※市町村費職員で、扶養手当の認定に所得証明書又は非課税証明書、住民票（世帯全員、続柄記載のもの）の提出が不要である場合は、別に取得し添付書類としてください。

※扶養手当の認定は取り消す必要がなかった場合は、当初の扶養手当認定の書類の写し  
(ただし、所得証明書は最新のものと差替えてください。)

### 扶養手当認定書類の写しと重複しない以下の書類

□連続する直近3か月分の認定基準月額内の給与明細書の写し

□雇用形態及び給与支払見込証明書

△その他の収入がある場合は、それが確認できる書類

△国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

- ・資格確認書の写し

- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時  
が申告日から1か月以内）

## 2 特別認定になるとき

□被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

□戸籍謄本

□所得証明書

□連続する直近3か月分の認定基準月額内の給与明細書の写し

□雇用形態及び給与支払見込証明書

△その他の収入がある場合は、それが確認できる書類

△国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

- ・資格確認書の写し

- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時  
が申告日から1か月以内）

△別居の場合は、別居被扶養者に係る送金報告書

△組合員の配偶者が被扶養者でない場合は、夫婦双方の源泉徴収票の写し又は所得証明書

※組合員の所得が配偶者の所得を上回っている又は同程度（1割の範囲内）であること。

ただし、夫婦共に公立学校共済組合員のときは、この書類は不要です。

配偶者が他支部組合員のときは、それがわかる書類が必要です。

## 子を配偶者から組合員に扶養替えにより被扶養者認定を希望しているとき

### ★事実発生日＝配偶者側で認定を取り消した日

ただし、収入超過などで被扶養者としての要件を満たさなくなったことにより認定を取り消した者を、扶養替えとして認定することはできません。

#### 1 普通認定対象者の子で、配偶者は奈良支部組合員ではない場合

##### 被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、【給与事務担当者名】欄に担当者名が記入されているか、必ず確認してください。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。

ただし、この前に扶養手当の認定を受ける必要があるため、その担当者に提出書類を問い合わせ、提出前に扶養親族届出書などの書類の写しをとっておいてください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

##### 扶養手当の認定に必要となる、扶養親族届の写し

※市町村費職員で、扶養手当の認定に住民票の提出が不要である場合は、別に取得し添付書類としてください。

##### 子の所得証明書又は非課税証明書（15歳未満は不要）

##### 子の資格喪失証明書

※国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

- ・資格確認書の写し
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

#### 2 特別認定対象の子で、配偶者は奈良支部組合員ではない場合

##### 被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

##### 戸籍謄本

##### 所得証明書

##### 子の資格喪失証明書

※国民健康保険に加入している場合は、次のいずれかの書類

- ・資格確認書の写し
- ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）

△収入がある場合は、雇用形態及び給与支払見込証明書

△就職歴のある子の場合は、別居被扶養者に係る送金報告書

△配偶者の退職に伴い扶養替えの場合は、配偶者の退職が確認できる書類

※資格喪失証明書に配偶者喪失の記載があれば不要です。

△組合員と配偶者の源泉徴収票の写し又は所得証明書

※組合員の所得が配偶者の所得を上回っている又は同程度（1割の範囲内）であること。

配偶者の退職に伴い扶養替えの場合は不要です。

### 3 普通認定対象の子で、配偶者も奈良支部（又は他支部）組合員の場合

被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、給与事務担当者名が必ず記入されていること。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。

ただし、この前に扶養手当の認定を受ける必要があるため、その担当者に提出書類を問い合わせ、提出前に扶養親族届などの書類の写しをとっておいてください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

扶養手当の認定に必要となる、扶養親族届書を含むすべての書類の写し

※扶養手当の認定に所得証明書又は非課税証明書及び住民票（世帯全員、続柄記載のもの）の提出が不要である場合は、別に取得し添付書類としてください。

子の認定取消書類（配偶者の所属所から受け取ってください。）

※被扶養者取消申告書と資格確認書（該当者のみ）

※配偶者が他支部組合員のとき、配偶者の側の被扶養者資格喪失証明書

#### **扶養手当認定書類の写しと重複しない以下の書類**

△アルバイト等の収入がある場合、その関係書類

※配偶者の所属で検認のとき、実績証明書など取得している場合は、その写しとその後の給与明細書の写しなど。

### 4 特別認定対象の子で、配偶者も奈良支部組合員の場合

被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

戸籍謄本

所得証明書

子の認定取消書類（配偶者の所属所から受け取ってください。）

※被扶養者取消申告書と資格確認書（該当者のみ）

※配偶者が他支部組合員のとき、配偶者の側の被扶養者資格喪失証明書

△アルバイト等の収入がある場合、その関係書類

※配偶者の所属で検認のとき、実績証明書など取得している場合は、その写しとその後の給与明細書の写しなど。

△就職歴のある子の場合は、別居被扶養者に係る送金報告書

**父母等（子又は配偶者以外）が退職（社会保険等の資格を喪失）したことにより被扶養者認定を希望しているとき**

**1 組合員が父母等を扶養しているのか**

[その組合員が父母等を扶養する者としてみることができるかの確認]

- ① 何をもって扶養しているというのか。
- ② 家族の生計費を知っているのか。  
今後どれだけの負担を自身がすることになるのかわかっているか。
- ③ 父母等の収入（場合により支出）について把握しているか。

これらの質問に回答できない場合、

「扶養している」というような状況ないと判断します。

**2 組合員は扶養することが可能であるのか**

[組合員の収入から、父母等を扶養できるのか確認]

$$[\text{組合員の手取り（給料の振込額）}] - [\text{組合員が毎月必要とする額}] = ①$$

組合員と父母の三人世帯のとき

$$\begin{aligned} & [ \{ (\text{毎月の家族生計費} \times 2/3 + \text{父母が毎月必要とする額}) \times 1/2 \} \\ & + \text{毎月の家族生計費} \times 1/3 ] \leq ① \end{aligned}$$

[毎月の家族生計費 × 2/3] … 父母分の生計費

[ ( ) 内 × 1/2] … 主（=半分以上）として組合員の収入により生計を維持する

[毎月の家族生計費 × 1/3] … 組合員自身の生計費

[①] … 組合員が家族生計費として使える額

**【例】組合員の手取り = 20万円 組合員が毎月必要とする額 = 8万円**

毎月の家族生計費 = 15万円 父母が毎月必要とする額 = 5万円

父母の収入 = 0円

$$20\text{万円} - 8\text{万円} = 12\text{万円} = ①$$

$$15\text{万円} \times 2/3 + 5\text{万円} = 15\text{万円} \times 1/2 = 75,000\text{円}$$

$$15\text{万円} \times 1/3 = 5\text{万円}$$

① ≥ 75,000円 + 5万円 … この例では、無理があるということ

条件式に合わせようとするような無茶な生計費等の振分であれば、認定を行いません。

また、認定対象者にある程度収入があるにもかかわらず、組合員がぎりぎりの生活をし、扶養しているという場合は、認定対象者の収入の使途について照会します。

例えば、組合員が家族生計費として毎月 10 万円を割り振っているにもかかわらず、父は 150 万円の年金を使用していない、ということであれば疑義が生じます。

夫婦合算で認定基準を立てることがあります、組合員との生計維持関係が先の要件であるため、基本的には組合員の収入と両親の収入から生計費負担のバランスをみて、認定の可否を判断します。

- 《参考》  
・ともに 60 歳未満：年額 260 万円未満  
・一方が障害年金受給者又は 60 歳以上の者：年額 310 万円未満  
・ともに障害年金受給者又は 60 歳以上の者：年額 360 万円未満

また、生計維持関係の確認は認定時だけではなく、毎年検認時に行います。被扶養者の父母等に年金等の収入が新たに発生している場合など、生計維持関係について改めて調査します。このとき、生計維持関係を認めることができなかった場合は、収入発生時に認定を取り消します。

★事実発生日＝退職日の翌日又は生計維持関係を開始したとき

1 普通認定になるとき

□被扶養者認定申告書

※扶養手当”有”とし、【給与事務担当者名】欄に担当者名が記入されているか、必ず確認してください。

市町村費職員の場合は、市町村の給与担当課の担当者名を記入してもらってください。

ただし、この前に扶養手当の認定を受ける必要があるため、その担当者に提出書類を問い合わせ、提出前に扶養親族届などを含むすべての書類の写しをとっておいてください。

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

□扶養手当の認定に必要となる、扶養親族届書を含むすべての書類の写し

※市町村費職員で、扶養手当の認定に所得証明書又は非課税証明書及び住民票(世帯全員、続柄記載のもの)の提出が不要である場合は、別に取得し添付書類としてください。

**扶養手当認定書類の写しと重複しない以下の書類**

△退職が確認できる次のいずれかの書類

- ・雇用保険被保険者離職票(1、2)の写し
- ・雇用保険に加入していなかった場合又は離職票が遅い場合は、退職証明書
- ・公務員の場合は、退職辞令の写し
- ・認定対象者が複数のときは資格喪失証明書

△離職後収入がある場合は、それが確認できる書類

種類	必要書類
給与収入	雇用形態及び給与支払見込証明書等
事業所得等	直近の確定申告書等一式の写し
公的年金収入	直近の年金改定通知書の写し等（場合により年金試算書）
その他の年金収入	振込日、振込額の確認できる書類の写し
その他、生活補助となりえる恒常的（3ヶ月以上）な収入があれば、それについての書類	

△その他

種類	必要書類
認定対象者に配偶者がいるとき	配偶者の所得証明書 及び①事実発生日、②収入を確認できる書類 ※認定対象者の認定しない配偶者の書類 例：父母のうち一名のみ認定希望の場合、父母両名の状況・収入を確認します。
認定対象者が国民健康保険加入中	次のいずれかの書類 ・資格確認書の写し ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1ヶ月以内）
認定対象者が任意継続保険に加入中	資格喪失証明書 ※加入中は認定できません
認定対象者の扶養義務者が組合員の他にもいるとき	扶養に関する証明書、扶養に関する協議書、源泉徴収票の写し、住民票など 例：父（母）を認定希望の場合、兄弟姉妹で協議した証明等を確認します。
認定対象者が同一世帯要件対象者	住民票謄本（続柄記載のもの） ※義父母など
認定対象者が配偶者又は子以外	被扶養者認定における確認書 生計維持に関する申立書
認定対象者が組合員と別居	別居被扶養者に係る送金報告書 ※配偶者、就職歴のない子、福祉施設等の入所者以外

※内容により、このほかにも書類を求めることがあります。

組合員の配偶者又は就職歴のない子以外の家族が認定対象者のとき、組合員による生計維持関係を証明することができなければ、たとえ書類をすべて揃えたとしても、被扶養者として認定することはできません。

また、扶養手当が認定されたとしても、被扶養者として認定されるとは限りません。

## 2 特別認定になるとき

□被扶養者認定申告書

※被扶養者認定申告書内のマイナンバー記入欄又はマイナンバー記入様式に認定希望者のマイナンバーを必ず記入してください。

□戸籍謄本

□所得証明書

△退職が確認できる次のいずれかの書類

- ・雇用保険被保険者離職票(1、2)の写し
- ・雇用保険に加入していなかった場合又は離職票が遅い場合は、退職証明書
- ・公務員の場合は、退職辞令の写し
- ・認定対象者が複数のときは資格喪失証明書

△収入がある場合は、それが確認できる書類

種類	必要書類
給与収入	雇用形態及び給与支払見込証明書等
事業所得等	直近の確定申告書等一式の写し
公的年金収入	直近の年金改定通知書の写し等（場合により年金試算書）
その他の年金収入	振込日、振込額の確認できる書類の写し
その他、生活補助となりえる恒常的（3ヶ月以上）な収入があれば、それについての書類	

△その他

状況	必要書類
認定対象者に配偶者がいるとき	配偶者の所得証明書 及び①事実発生日、②収入を確認できる書類 ※認定対象者の認定しない配偶者の書類 例：父母のうち一名のみ認定希望の場合、父母両名の状況・収入を確認します。
認定対象者が国民健康保険加入中	次のいずれかの書類 ・資格確認書の写し ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1ヶ月以内）
認定対象者が任意継続保険に加入中	資格喪失証明書 ※加入中は認定できません
認定対象者の扶養義務者が組合員の他にもいるとき	扶養に関する証明書、扶養に関する協議書、源泉徴収票の写し、住民票など 例：父（母）を認定希望の場合、兄弟姉妹で協議した証明等を確認します。
認定対象者が同一世帯要件対象者	住民票謄本（続柄記載のもの） ※義父母など
認定対象者が配偶者又は子以外	被扶養者認定における確認書 生計維持に関する申立書
認定対象者が組合員と別居	別居被扶養者に係る送金報告書 ※配偶者、就職歴のない子、福祉施設等の入所者以外

※内容により、このほかにも書類を求めることがあります。

組合員の配偶者又は就職歴のない子以外の家族が認定対象者のとき、組合員による生計維持関係を証明することができなければ、たとえ書類をすべて揃えたとしても、被扶養者として認定することはできません。

また、扶養手当が認定されたとしても、被扶養者として認定されるとは限りません。

被扶養者が認定要件を満たさなくなったとき（認定取消）

取消原因	必要書類
就職（採用日から社会保険等に加入）による取消	<p>□被扶養者取消申告書      □次のいずれかの書類      　・資格確認書の写し      　・雇用契約書の写し又は採用辞令（通知）の写しなど事業主の就職証明書</p> <p>※就職（社会保険加入）の場合に限り、マイナンバーを利用した情報連携により、新しい健康保険の資格情報を確認しますので、添付の省略を可能とします。</p> <p><u>※資格情報のお知らせは証明書類として利用できません。</u></p> <p>△資格確認書等（有効期限内の証すべて）（該当者のみ）</p>
就職（採用日から社会保険等に加入しない場合）による取消	<p>※月額 108,334 円<sup>注</sup>以上で 3 か月以上の雇用期間がある場合、採用日で取消。（期間の定めがない、更新がある場合も同じ。当初から 3 か月以下の雇用が明らかである場合のみ除く）</p> <p>※試用期間及びトライアル雇用期間などはこれに含む。</p> <p>注：障害年金受給者又は 60 歳以上の者の場合は、月額 15 万円。</p> <p>□被扶養者取消申告書      □雇用契約書の写し又は採用辞令（通知）の写しなど事業主の就職証明書      ※事業所から何も通知されていない場合は「雇用形態及び給与支払見込証明書」      □資格喪失証明書交付申請書      △一般組合員の被扶養配偶者（60 歳未満）の場合は「国民年金第 3 号被保険者関係届」      △資格確認書等（有効期限内の証すべて）（該当者のみ）</p>
収入超過による取消	<p>①年額 130 万円以上の収入があった場合（又はその見込が立った場合）、130 万円を超えた月の給与支給日の翌日で取消。</p> <p>②収入額が毎月異なる場合（基本的には月額 108,334 円未満といえること。）に、3 か月連續で月額 108,334 円以上あった場合、3 か月目の給与支給日の翌日で取消。</p> <p>ただし、採用当初から（採用日が月途中のときは、翌月の収入額が）月額 108,334 円以上であれば、採用日から取消。</p> <p>雇用契約の変更、アルバイトの追加などでこの月額を超えた場合は、その原因の日から取消。</p> <p>なお、上記①②による認定取消後に再認定を希望する場合は、雇用契約の変更や退職、3 か月連續して 108,334 円を超えない実績がある等、今後、被扶養者の認定要件を欠く見込みがないと判断できる場合は、3 か月目の給与支給日の翌日から再認定可能。</p> <p>※障害年金受給者又は 60 歳以上の者の場合、①は年額 180 万円以上、②は 15 万円以上で取消。</p> <p>□被扶養者取消申告書      □必要分の給与明細書の写など      ※採用日から取消しのときは採用日がわかる書類が必要      □資格喪失証明書交付申請書      △一般組合員の被扶養配偶者（60 歳未満）の場合は「国民年金第 3 号被保険者関係届」      △資格確認書等（有効期限内の証すべて）（該当者のみ）</p>

<p><b>雇用保険受給開始による取消</b></p> <p>※基本手当日額が3,612円以上とのとき、受給対象期間の初日で取消。（処理月日が取消日ではない。）</p> <p>注：障害年金受給者又は60歳以上の者の場合は5,000円。</p>	<input type="checkbox"/> 被扶養者取消申告書 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証(1、3面)の写し <input type="checkbox"/> 資格喪失証明書交付申請書 △一般組合員の被扶養配偶者(60歳未満)の場合は「国民年金第3号被保険者関係届」 △資格確認書等(有効期限内の証すべて)(該当者のみ)
<p><b>扶養替えによる取消</b></p> <p>※当支部間での扶養替えは、取消書類と認定書類をあわせて、認定側の所属所から提出ください。このとき、取消日及び認定日は、申告月の初日としてください。</p>	<input type="checkbox"/> 被扶養者取消申告書 <input type="checkbox"/> 資格喪失証明書交付申請書 ※場合により取消日までの収入状況を確認します。 △資格確認書等(有効期限内の証すべて)(該当者のみ)
<p><b>送金、生計維持関係がなくなったことによる取消</b></p>	<input type="checkbox"/> 被扶養者取消申告書 <input type="checkbox"/> 取消日までの状況を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 資格喪失証明書交付申請書 △資格確認書等(有効期限内の証すべて)(該当者のみ)
<p><b>結婚による取消</b></p> <p>※結婚の日が取消日。</p>	<input type="checkbox"/> 被扶養者取消申告書 <input type="checkbox"/> 婚姻の日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 資格喪失証明書交付申請書 △資格確認書等(有効期限内の証すべて)(該当者のみ)
<p><b>離婚による取消</b></p> <p>※協議離婚の場合は離婚の届出を行った日の翌日、調停離婚の場合は調停成立日の翌日が取消日。</p>	<input type="checkbox"/> 被扶養者取消申告書 <input type="checkbox"/> 離婚の日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 資格喪失証明書交付申請書 △一般組合員の被扶養配偶者(60歳未満)の場合は「国民年金第3号被保険者関係届」 △資格確認書等(有効期限内の証すべて)(該当者のみ)
<p><b>特定口座で株等の譲渡所得が年間基準額を超えたことによる取消</b></p> <p>※年間取引報告書を受領した日が取消日。</p>	<input type="checkbox"/> 被扶養者取消申告書 <input type="checkbox"/> 特定口座年間取引報告書の写し <input type="checkbox"/> 資格喪失証明書交付申請書 △資格確認書等(有効期限内の証すべて)(該当者のみ)
<p><b>年金受給開始（増額）による取消</b></p> <p>※年金証書等を受領した日が取消日。</p>	<input type="checkbox"/> 被扶養者取消申告書 <input type="checkbox"/> 年金証書等の写し <input type="checkbox"/> 資格喪失証明書交付申請書 △資格確認書等(有効期限内の証すべて)(該当者のみ)
<p><b>国内居住要件に該当しない被扶養者の取消</b></p> <p>※「海外特例の要件」に該当しない場合は被扶養者の取消手続きが必要となります。</p>	<input type="checkbox"/> 被扶養者取消申告書 <input type="checkbox"/> 住民票 △資格確認書等(有効期限内の証すべて)(該当者のみ)

<p><b>被扶養者が海外から帰国した際、下記①～④に該当する場合の取消</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①目的や期間を証明できる書類がない</li> <li>②海外滞在中、組合員と生計維持関係がない</li> <li>③ワーキングホリデーなどで収入はあるが、その額を証明できない</li> <li>④送金報告書が必要な被扶養者のとき、送金を証明する書類がない</li> </ul> <p>※①②は出国日の翌日が認定取消日          ③④は当該証明書類の提示ができない月の初日が認定取消日。ただし、当初から当該証明書類の提出できなければ、出国日の翌日を認定取消日とする。</p> <p>※JICA等、就労相当の場合は派遣開始日を認定取消日とする。</p>	<p>[①又は②に該当する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>被扶養者取消申告書</li> <li><input type="checkbox"/>パスポートの写し等（出国日を確認できる書類）</li> <li><input type="checkbox"/>△資格確認書等（有効期限内の証すべて）（該当者のみ）</li> </ul> <p>[③又は④に該当する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>被扶養者取消申告書</li> <li><input type="checkbox"/>当該証明書類の提示ができない月までの証明書類</li> </ul> <p>※当初からのときは、パスポートの写しなど△資格確認書等（有効期限内の証すべて）（該当者のみ）</p>
--	---

## 組合員に異動が生じたとき

内容に応じた【異動報告書】と【添付書類】を、速やかに提出してください。  
所属所異動又はこれを伴う異動のときは、異動先の所属所から提出してください。

### 所属所異動 ※異動先の所属所から提出

区分	内容	添付書類
支部内の所属所異動	A学校からB学校など、支部内での異動 (異動の内容が所属所異動のみの場合に使用)	なし

※年度初めの所属所異動については、任命権者から提供される情報をもとに所属所異動を把握しますので、提出不要です。詳細は年度始めの諸手続きに係る通知文書(所属所宛、毎年3月中旬送付)を参照してください。

## 資格喪失

区分	内容	添付書類
退職	・退職、死亡、免職又は失職 ・勤務時間の減少により共済加入対象外となる	<input type="checkbox"/> 各証 <input type="checkbox"/> 退職届書(注)
他共済組合へ転出	・県教育委員会から他の部局に異動 ・市役所・町村役場等に異動 など	<input type="checkbox"/> 各証 <input type="checkbox"/> △一般組合員が転出先で 短期組合員となる場合は 「退職届書(注)」を提出
他支部へ転出	他府県の公立学校等に異動	<input type="checkbox"/> 各証 <input type="checkbox"/> △一般組合員が転出先で 短期組合員となる場合は 「退職届書(注)」を提出

- 【注】○年金受給権者の場合は、「退職届書(年金改定請求書)」等を当共済組合から送付しますので、事前にご連絡ください。  
 「退職届書(年金改定請求書)」等は、異動報告書と同時提出でなくて構いません。  
 ○退職後に当共済組合の任意継続加入を希望される場合は、退職日から起算して20日以内に掛金払込までの手続きを終える必要があります。(詳細はp.163参照)

## 番号変更 ※組合員種別の変更を伴う場合は、[種別変更]で異動先から提出

区分	内容	添付書類
県費⇒市町村費等	県立学校⇒市立高校、学校⇒組合などの異動で給与支弁者が変わる	<input type="checkbox"/> 各証 <input type="checkbox"/> 辞令書等の写し <input type="checkbox"/> 任用条件通知書 (会計年度任用職員の場合)
講師⇒教諭等(県費)	共済加入の講師が任用期間終了日の翌日から県費教諭となる等	<input type="checkbox"/> 各証 <input type="checkbox"/> 辞令書等の写し
その他	職員番号が変わる	

**資格継続** ※組合員種別の変更を伴う場合は、[種別変更]で異動先から提出

区分	内容	添付書類
一般組合員 ⇒ 一般組合員 短期組合員 ⇒ 短期組合員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員種別の変更を伴わない任用が、1日も空きなく引き続く</li> <li>・新旧の任用期間に空白期間があるても、それらの任用が同様の任用であると任命権者が認めた場合、空白期間が3日以内であれば資格継続となる。 (ただし、対象となるのは県費職員のみ。)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 辞令書等の写し <input type="checkbox"/> 任用条件通知書 (会計年度任用職員の場合)

**種別変更** ※番号変更や所属所異動を伴う種別変更を含む。異動先から提出。

区分	内容	添付書類
一般組合員 ⇒ 短期組合員	任用形態等の変更により、組合員種別が一般から短期に変わる	<input type="checkbox"/> 各証 <input type="checkbox"/> 退職届書（注） <input type="checkbox"/> 辞令書等の写し <input type="checkbox"/> 任用条件通知書 (会計年度任用職員の場合)
短期組合員 ⇒ 一般組合員	<p>①任用形態等の変更により、組合員種別が短期から一般に変わる</p> <p>②会計年度任用職員（フルタイム）の勤務月数が13月目となる</p> <p>18日※以上勤務した月が12か月を超えるに至った場合 ※1ヶ月間の勤務を要する日数が20日に満たない場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数</p>	<input type="checkbox"/> 各証 <input type="checkbox"/> 辞令書等の写し <input type="checkbox"/> 年金加入期間等報告書 <input type="checkbox"/> 年金受給権者再就職届書 (公務員共済の年金受給者の場合) <input type="checkbox"/> 国民年金第3号被保険者関係届 (被扶養配偶者がいる場合) <p>※内容が②の場合は下記も必要</p> <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員調書 <input type="checkbox"/> 採用日からの任用条件通知書の写し

【注】年金受給権者の場合は、「退職届書(年金改定請求書)」等を当共済組合から送付しますので、事前にご連絡ください。

「退職届書(年金改定請求書)」等は、異動報告書と同時提出でなくても構いません。

**その他**

区分	内容	添付書類
休職又は停職処分	休業及び休暇は含まない	
復職	休職もしくは停職処分から復帰するとき	<input type="checkbox"/> 辞令書等の写し
海外派遣等	海外派遣、JICAボランティア、配偶者同行のとき	<input type="checkbox"/> 辞令書等の写し <input type="checkbox"/> 登録情報変更申告書など (p.18「住所変更 ※組合員が海外」参照) <p>※ 40歳以上65歳未満の組合員は、出国時と帰国時に「介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届書」及び添付書類をご提出ください。</p>

## 組合員の異動で問い合わせの多い事例

Q : 「一般組合員」と「短期組合員」の区別がつきません。

A : 主にフルタイムで勤務している常勤職員が一般組合員に該当します。(臨時的任用職員は除く)  
また、非常勤職員や短時間勤務、臨時的任用職員の方等が短期組合員に該当します。

### <一般組合員>

- ・任期の定めのない常勤職員
- ・教諭等の正規職員
- ・再任用（フルタイム）
- ・任期付職員（主に育休代替職員）
- ・会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から13ヶ月以上など

### <短期組合員>

- ・再任用（短時間）
- ・非常勤職員
- ・臨時的任用職員
- ・会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から13ヶ月未満
- ・会計年度任用職員（パートタイム）など

Q : 異動報告の具体的な事例を教えてください。

A : 下記のケースを参考にしてください。

### <任用が引き続き、資格継続となるケース>

任用期間	臨時的任用 4/1~7/31	臨時的任用 8/1~12/31
------	-------------------	--------------------

#### 8/1 から資格継続（短期組合員⇒短期組合員）

※組合員種別の変更を伴わないものは資格継続。  
〔臨時⇒臨時〕や〔任期付⇒任期付〕など、組合員種別が変わらない任用は【資格継続】。  
〔臨時⇒任期付〕など、組合員種別の変更が伴うものは【種別変更】での報告が必要。

### <空白期間があつても資格継続となるケース>

任用期間	臨時的任用 4/1~7/31	8/1~8/3の3日間 空きあり	臨時的任用 8/4~12/31
組合員期間	→		

#### 8/1 から資格継続（短期組合員⇒短期組合員）

※8/1喪失とはならない。  
ただし、〔臨時⇒任期付〕や〔任期付⇒臨時〕は空白期間があると資格継続とならないため、退職と取得の手続きが必要

### <種別変更となるケース>

任用期間	臨時的任用 4/1~7/31	任期付 8/1~12/31
------	-------------------	------------------

#### 8/1 で種別変更（短期組合員⇒一般組合員）

※〔臨時⇒任期付〕など、組合員種別の変更が伴う異動は資格継続ではなく【種別変更】での報告が必要。

## Q：種別変更の手続きについて教えてください。

A：提出書類は p.50 の種別変更手続きを参照してください。

なお、組合員種別の変更により、加入する厚生年金制度が変更となるため(70歳以上は除く)、担当部署宛に別途手続きをお願いします。

(給与支給機関により手続き先が異なりますので、詳細は事業主にお問い合わせください。)

<参考> 県費講師の場合（担当部署：奈良県教育委員会福利課）

【任期付→臨時】

- ・厚生年金被保険者資格取得申立書

【臨時→任期付】

- ・厚生年金被保険者資格喪失報告書

## Q：会計年度任用職員（フルタイム）が12か月超えとなるのですが、勤務日数が18日未満の月があります。種別変更はどうなりますか。

A:18日以上勤務した月が引き続いで12か月を超えると一般組合員に種別変更となります。18日未満の月があった場合、月数は数え直しとなります。

なお、1月間の日数（週休日、祝日、年末年始等を除いた日数）が20日に満たない場合、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上あれば要件を満たすこととなります。

<例>

該当月	R5	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
日数	18	18	15	22	20	21	20	18	19	17	17	17	19	21	18	20	19



→一般組合員に  
種別変更

令和5年4月～5月は18日以上ですが、令和5年6月は18日未満のため令和5年7月から月数の数え直しとなります。

令和6年1月と2月は、年始の1日～3日や土日・祝日を除くと勤務を要する日は19日となります。この場合、 $[18\text{日} - (20\text{日} - 19\text{日}) = 17\text{日}]$ となり、17日以上勤務すれば要件を満たすことになります。

この例の場合は、令和5年7月～令和6年6月で要件を満たす月が12か月引き続くこととなるため、令和6年7月1日から一般組合員となります。

## Q：資格継続や種別変更、番号変更、所属所異動が重なる場合、どのように報告したら良いですか。

A：下記のパターンを参考にして、該当する異動報告書を提出してください。

- ① 資格継続 + 所属異動 ⇒ 新しい所属所から 【資格継続】を提出
- ② 番号変更 + 所属異動 ⇒ 新しい所属所から 【番号変更】を提出
- ③ 種別変更 + 所属異動 ⇒ 新しい所属所から 【種別変更】を提出
- ④ 種別変更 + 番号変更 + 所属異動  
⇒ 新しい所属所から 【種別変更】を提出

**Q : 「資格喪失」の異動報告書や「資格喪失証明書交付申請書」を退職日よりも早く提出すれば、早く資格喪失証明書を受け取ることができますか。**

A : 資格喪失証明書は、当共済組合の健康保険(短期)の資格を“喪失した”ことを証明するものであり、事前に喪失することを証明する書類ではありません。そのため、事前にご提出いただいたとしても、基本的には喪失日よりも前に交付することはできません。特殊な事情により、事前に交付する場合がありますが、喪失日よりも前に交付された証明書は提出先で無効と取り扱われることもあります。

**Q : 異動報告書等の提出は、FAXでも構いませんか。**

A : 異動報告書及び辞令については、FAXでも差し支えありません。ただし、【資格喪失】は「資格確認書等（有効期限内の証すべて）」の回収及び「退職届書」の提出が必要ですので、これらについては、後日郵送してください。また、短期組合員から一般組合員への【種別変更】の際、「年金受給権者再就職届書」や「国民年金第3号被保険者関係届」が必要な場合がありますが、これらも原本での提出が必要ですので、FAXでご報告いただいた場合は、後日郵送をお願いします。



## **第5章 提出書類の様式**

～組合員・被扶養者関係～



# 資格取得者報告書 (アプリ申請者用)

所属所コード

所属所名

組合員番号	組合員氏名	マイナンバー (※必ず記入してください)			アプリの申請状況
1					<input type="checkbox"/> 申請済み
2					<input type="checkbox"/> 申請済み
3					<input type="checkbox"/> 申請済み
4					<input type="checkbox"/> 申請済み
5					<input type="checkbox"/> 申請済み
6					<input type="checkbox"/> 申請済み
7					<input type="checkbox"/> 申請済み
8					<input type="checkbox"/> 申請済み
9					<input type="checkbox"/> 申請済み
10					<input type="checkbox"/> 申請済み
11					<input type="checkbox"/> 申請済み
12					<input type="checkbox"/> 申請済み
13					<input type="checkbox"/> 申請済み
14					<input type="checkbox"/> 申請済み
15					<input type="checkbox"/> 申請済み
16					<input type="checkbox"/> 申請済み
17					<input type="checkbox"/> 申請済み
18					<input type="checkbox"/> 申請済み
19					<input type="checkbox"/> 申請済み
20					<input type="checkbox"/> 申請済み

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属所名

所属所長

職・氏名

(電話番号

)

報告書は下記①②のどちらの方法で提出いただいても構いません。

①資格取得予定者それぞれに報告書を1枚ずつ配付し、取得予定者自身がマイナンバー等を記入。

所属所が回収し、当共済組合に提出する。

②資格取得予定者を報告書にとりまとめ、所属所でマイナンバー等を記入し、当共済組合に提出する。

## 記入例

# 資格取得者報告書 (アプリ申請者用)

所属所コード **590000** 所属所名 **○○小学校**

	組合員番号	組合員氏名	マイナンバー (※必ず記入してください)			アプの申請状況
1	<b>100000</b>	<b>共済 奈々子</b>	<b>9876</b>	<b>5432</b>	<b>1098</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み
2						<input type="checkbox"/> 申請済み
3			<b>アブでの手続き状況を組合員に確認し、未申請であれば申請を促してください。 アブでの申請が困難であれば、書面での申請を案内してください。</b>			<input type="checkbox"/> 申請済み
4						<input type="checkbox"/> 申請済み
5						<input type="checkbox"/> 申請済み
6						<input type="checkbox"/> 申請済み
7						<input type="checkbox"/> 申請済み
8						<input type="checkbox"/> 申請済み
9						<input type="checkbox"/> 申請済み
10						<input type="checkbox"/> 申請済み
11						<input type="checkbox"/> 申請済み
12						<input type="checkbox"/> 申請済み
13						<input type="checkbox"/> 申請済み
14						<input type="checkbox"/> 申請済み
15						<input type="checkbox"/> 申請済み
16						<input type="checkbox"/> 申請済み
17						<input type="checkbox"/> 申請済み
18						<input type="checkbox"/> 申請済み
19						<input type="checkbox"/> 申請済み
20						<input type="checkbox"/> 申請済み

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和**7** 年**4** 月**1** 日

所属所名 **○○小学校**

所属所長  
職・氏名 **校長 山田 花子**

(電話番号 **0742-○○-××××** )

報告書は下記①②のどちらの方法で提出いただいても構いません。

①資格取得予定者それぞれに報告書を1枚ずつ配付し、取得予定者自身がマイナンバー等を記入。

所属所が回収し、当共済組合に提出する。

②資格取得予定者を報告書にとりまとめ、所属所でマイナンバー等を記入し、当共済組合に提出する。

# 組合員資格取得届書

支部受付印

所属所受付印

一般組合員  短期組合員

所属所名	組合員氏名	職名	フリガナ				被扶養者認定申告書の添付		
所属所コード	組合員番号		組合員氏名						
							1. 有 2. 無		
生年月日			年齢	性別	資格取得日			資格取得区分	
元号	年	月	日		元号	年	月	日	1. 新規採用 2. 再就職 3. 転入( )
資格取得前に加入していた共済組合名						喪失日	年 月 日		
基礎年金番号(4桁-6桁)									
マイナンバー(12桁)									
現住所	郵便番号							資格確認書発行要否(★)	
住民票住所	※現住所と住民票住所が異なる場合のみ、記入してください。							<input type="checkbox"/> 発行が必要	
給付金等受取口座	金融機関名		本支店名		預金種別	普通			
	金融機関コード		本支店コード		口座番号				
※(一財)奈良県教職員互助組合及び(一財)奈良県職員互助会の会員については、各会に給付金等受取口座及び短期給付の情報を提供いたします。									
資格取得前に有していた恩給法、退職年金条例、共済法、国の旧法、国の新法または新法の規定による年金である給付									
年金の種別		年金証書記号番号				年金額			
上記のとおり組合員の資格を取得しましたので届け出ます。									
公立学校共済組合奈良支部長 殿									
年 月 日			氏名						
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。									
年 月 日			所属所名 所属所長 職・氏名 (電話番号 )						

(★)資格確認書発行要否：資格確認書の発行が必要な場合とは、以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

※奈良スーパーAPPによる申請が行えない場合のみ、この様式を使用

## 記入例

※奈良スーパーAPLによる申請が行えない場合のみ、  
この様式を使用

### 組合員資格取得届書

支部受付印



一般組合員  短期組合員

県費職員は職員番号を記入してください。  
市町村費職員は空欄にしてください。

所属所名 <b>何々小学校</b>	組合員氏名 <b>公立 五郎</b>	職名 <b>臨時的任用 講師</b>	組合員氏名 <b>コウリツ ゴロウ</b>	被扶養者 認定申告 書の添付 1. 有 2. 無	
所属所コード <b>500000</b>	組合員番号 <b>999999</b>		組合員氏名 <b>公立 五郎</b>		
生年月日 <b>平成 11 5 5</b>		年齢 <b>25</b>	性別 <b>男</b>	資格取得日 <b>令和 7 4 1</b>	資格取得区分 <b>1. 新規採用 2. 再就職 3. 転入(市町村共済)</b>
資格取得前に加入していた 共済組合名		市町村職員共済組合 奈良県支部		喪失日	令和 7 年 4 月 1 日
基礎年金番号(4桁-6桁)		<b>1234 - 567890</b>			
マイナンバー(12桁)		<b>9876-5432-1098</b>			
現住所 <b>600-0000</b>	郵便番号	<b>奈良市 何々 555-555 何々マンション 999</b>			資格確認書発行 要否(★) マイナ保険証の利用登録 を行っていない等で資格確 認書の交付が必要な場合 はチェックを入れてください。
					<input checked="" type="checkbox"/> 発行が必要
住民票住所 <b>奈良市 何々 555-555 何々マンション 999</b>	金融機関名 <b>奈良銀行</b>	本支店名 <b>何々支店</b>	預金種別 <b>普通</b>		
	金融機関コード <b>9999</b>	本支店コード <b>111</b>	口座番号 <b>9999999</b>		
※(一財)奈良県教職員互助組合及び(一財)奈良県職員互助会の会員については、各会に給付金等受取口座及び短期給付の情報を提供いたします。					
資格取得前に有していた恩給法、退職年金条例、共済法、国の旧法、国的新法または新法の規定による年金である給付					
年金の種別	年金証書記号番号	年金額			
上記のとおり組合員の資格を取得しましたので届け出ます。					
公立学校共済組合奈良支部長 殿					
<b>令和 7 年 4 月 1 日</b>			氏名 <b>公立 五郎</b>		
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。					
<b>令和 7 年 4 月 1 日</b>		所属所名 <b>何々小学校</b>			
所属所長		職・氏名 <b>校長 奈良 一郎</b>			
(電話番号 <b>0742-20-0000</b> )					

(★)資格確認書発行要否：資格確認書の発行が必要な場合は、以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、  
利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

## 年金加入期間等報告書

No.

フリガナ					旧姓	所属所名													
組合員氏名 (性別)	(男・女)					所属所コード													
組合員番号					資格取得日	年月日													
生年月日	昭和 年 月 日 平成				基礎年金番号														
					年金待機者 (番号)														
年金加入期間	年金制度		資格取得年月日			資格喪失年月日			勤務先等			備考							
	ア 国民年金	イ 厚年(一般)	元号	年	月	日	元号	年	月	日									
	ウ 厚年(国共)	エ 厚年(地共)																	
	オ 厚年(私共)	カ その他																	
	ア 国民年金	イ 厚年(一般)	元号	年	月	日	元号	年	月	日									
	ウ 厚年(国共)	エ 厚年(地共)																	
オ 厚年(私共)	カ その他																		
ア 国民年金	イ 厚年(一般)	元号	年	月	日	元号	年	月	日										
ウ 厚年(国共)	エ 厚年(地共)																		
オ 厚年(私共)	カ その他																		
ア 国民年金	イ 厚年(一般)	元号	年	月	日	元号	年	月	日										
ウ 厚年(国共)	エ 厚年(地共)																		
オ 厚年(私共)	カ その他																		
ア 国民年金	イ 厚年(一般)	元号	年	月	日	元号	年	月	日										
ウ 厚年(国共)	エ 厚年(地共)																		
オ 厚年(私共)	カ その他																		
離婚時みなし被保険者期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日										
被扶養配偶者みなし被保険者期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日										
年金未加入期間等		元号	年	月	日	元号	年	月	日										
		元号	年	月	日	元号	年	月	日										

## 【年金制度について】

- ①[イ 厚年(一般)]:一般厚生年金被保険者に該当(②から④に該当しないもの)  
②[ウ 厚年(国共)]:国共済厚生年金被保険者に該当(国家公務員共済組合員の期間)  
③[エ 厚年(地共)]:地共済厚生年金被保険者に該当(公立学校・地方職員・市町村職員共済組合員などの期間)  
④[オ 厚年(私学)]:私立学校教職員共済組合制度の加入者に該当

#### 【年金加入期間の記入について】

- 1.[被保険者記録照会回答票]などの写しを添付することで、記入を省略しても差し支えありません。
  - 2.年金加入期間を記入いただく目的は、次の二つです。
    - ①組合員は、自身が加入してきた年金制度について、改めて確認すること
    - ②当共済組合は、当該組合員が過去に[ウ 厚年(国共)]若しくは[エ 厚年(地共)]又は[みなし被保険者]の期間の有無を確認すること  
※当共済組合では、②以外の期間が詳細に記されていても、その期間について確認することはありません。
  - 3.次のとおり、記入を省略しても差し支えありません。ただし、自身が加入してきた年金制度については、必ず把握しておいてください。
    - Ⓐ上記2の②以外の期間のみであるが、5期間以上ある→今回の資格取得となる直前の1期間のみ記入してください。
    - Ⓑ上記2の②の期間も、その他の期間も複数ある→最終の②の1期間と今回の資格取得となる直前の1期間を記入してください。
    - Ⓒ転入転出を繰り返している(地方職員↔公立↔市町村職員)→今回の資格取得となる直前の1期間のみ記入してください。
  - 4.みなし被保険者期間については、離婚による[ウ 厚年(国共)]又は[エ 厚年(地共)]の期間がある場合に記入してください。

#### 【履歴書について】

退職される際、組合員期間に係る履歴書をご提出いただく必要がありますが、当支部ではその手続きを代行し、県担当課又は各市町村教育委員会等から履歴書の交付を受けます。

## 年金加入期間等報告書の記入について

- 1 「年金加入期間」欄には、公立学校共済組合の組合員となるまでの年金制度の加入期間等について、制度の種類ごとに、かつ、履歴順に次により記入してください。
  - (1) 「年金制度」欄は、該当する年金制度に○印を付してください。

なお、旧農林漁業団体職員共済組合法、旧公共企業体職員等共済組合法の適用を受けていた期間については、「その他」に○印を付すとともに、これらの法令の名称を「備考」欄に記入してください。
  - (2) 国民年金の第1号被保険者期間がある場合は、「勤務先等」欄に、例えば、「学生」、「自営業」、「無職」等と記入してください。
  - (3) 国民年金の第3号被保険者期間がある場合は、「勤務先等」欄に「被扶養配偶者」と記入してください。
- 2 出向等により退職することなく他の地方公共団体の職員となった場合には、その出向等の翌日をそれぞれ前の勤務先の「資格喪失年月日」欄及び後の勤務先の「資格取得年月日」欄に記入するとともに、共済組合の名称を「備考」欄に記入してください。
- 3 「離婚時みなし被保険者期間」欄には、離婚により地共済（国共済）厚生年金被保険者期間とみなされる期間を記入してください。

また、「被扶養配偶者みなし被保険者期間」欄には、被扶養配偶者であった期間が離婚により地共済（国共済）厚生年金被保険者期間とみなされる期間を記入してください。
- 4 「年金未加入期間等」欄には、20歳以上の期間のうち年金未加入期間又は国民年金の未納期間がある場合は、その期間の始期を「資格取得年月日」欄に、終期を「資格喪失年月日」欄に記入してください。

また、「勤務先等」欄には、例えば、「学生」、「自営業」、「無職」等と記入してください。
- 5 「年金加入期間」欄は、[被保険者記録照会回答票]などの写しを添付することで、記入を省略しても差し支えありません。

また、国民年金と厚年（一般）の出入りが多くある場合は、直近の2期間のみ記入してください。過去に公立学校共済組合奈良支部の期間がある場合は、その奈良支部での期間とそれ以降の期間を記入してください。

ただし、過去に国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の退職歴がある場合は、漏れなく記入してください。

### 参考

- 1 厚生年金の被保険者は、次の4種類に区分されています。

平成27年10月前の共済組合の組合員であった期間は、②から④までの該当するものとして記入してください。

  - ① 一般厚生年金被保険者 …表面のイに該当  
次の②から④までに該当しない厚生年金保険の被保険者が該当します。
  - ② 国共済厚生年金被保険者 …表面のウに該当  
国家公務員共済組合の組合員が該当します。
  - ③ 地共済厚生年金被保険者 …表面のエに該当  
地方公務員共済組合の組合員が該当します。（公立学校、市町村職員、地方職員共済組合はこれに該当します。）
  - ④ 私学共済厚生年金被保険者 …表面のオに該当  
私立学校教職員共済組合制度の加入者が該当します。
- 2 国民年金の被保険者は、次の3種類に区分されています。
  - ① 第1号被保険者  
日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、次の②及び③に該当しない方が該当します。
  - ② 第2号被保険者  
厚生年金保険の被保険者が該当します。
  - ③ 第3号被保険者  
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人が該当します。

## 記入例

## 年金加入期間等報告書

No.

フリガナ	コウリツ ゴロウ				旧姓	所属所名		何々小学校				
組合員氏名 (性別)	公立 五郎 男					所属所コード		500000				
組合員番号	999999					資格取得日		令和 7 年 4 月 1 日				
生年月日	昭和 11 年 5 月 5 日					基礎年金番号		1234 - 567890				
						年金待機者 (番号)						
年 金 加 入 期 間	年金制度		資格取得年月日			資格喪失年月日			勤務先等			備考
	ア 国民年金	イ 厚年(一般)	元号	年	月	日	元号	年	月	日	学生	
	ウ 厚年(国共)	エ 厚年(地共)	R	元	5	5	R	4	4	1		
	オ 厚年(私共)	カ その他									△△株式会社	
	ア 国民年金	イ 厚年(一般)	元号	年	月	日	元号	年	月	日		
	ウ 厚年(国共)	エ 厚年(地共)	R	4	4	1	R	7	4	1		
オ 厚年(私共)	カ その他									公立共済		
ア 国民年金	イ 厚年(一般)	元号	年	月	日	元号	年	月	日			
ウ 厚年(国共)	エ 厚年(地共)	R	7	4	1							
オ 厚年(私共)	カ その他											
離婚時みなし被保険者期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日			
被扶養配偶者みなし被保険者期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日			
年金未加入期間等		元号	年	月	日	元号	年	月	日			
		元号	年	月	日	元号	年	月	日			
私の年金加入期間等について、上記のとおり報告します。												
公立学校共済組合奈良支部長 殿						令和 7 年 4 月 1 日						
組合員氏名 公立 五郎												

## 【年金制度について】

- ① [イ 厚年(一般)] : 一般厚生年金被保険者に該当 (②から④に該当しないもの)
- ② [ウ 厚年(国共)] : 国共済厚生年金被保険者に該当 (国家公務員共済組合員の期間)
- ③ [エ 厚年(地共)] : 地共済厚生年金被保険者に該当 (公立学校・地方職員・市町村職員共済組合員などの期間)
- ④ [オ 厚年(私学)] : 私立学校教職員共済組合制度の加入者に該当

## 【年金加入期間の記入について】

1. [被保険者記録照会回答票]などの写しを添付することで、記入を省略しても差し支えありません。
2. 年金加入期間を記入していただく目的は、次の二つです。
  - ①組合員は、自身が加入してきた年金制度について、改めて確認すること
  - ②当共済組合は、当該組合員が過去に[ウ 厚年(国共)]若しくは[エ 厚年(地共)]又は[みなし被保険者]の期間の有無を確認すること

※当共済組合では、②以外の期間が詳細に記されていても、その期間について確認することはありません。
- 3.次のとおり、記入を省略しても差し支えありません。ただし、自身が加入してきた年金制度については、必ず把握しておいてください。
  - Ⓐ上記2の②以外の期間のみであるが、5期間以上ある→今回の資格取得となる直前の1期間のみ記入してください。
  - Ⓑ上記2の②の期間も、その他の期間も複数ある→最終の②の1期間と今回の資格取得となる直前の1期間を記入してください。
  - Ⓒ転入転出を繰り返している(地方職員⇒公立⇒市町村職員)→今回の資格取得となる直前の1期間のみ記入してください。
- 4.みなし被保険者期間については、離婚による[ウ 厚年(国共)]又は[エ 厚年(地共)]の期間がある場合に記入してください。

## 【履歴書について】

退職される際、組合員期間に係る履歴書をご提出いただく必要がありますが、当支部ではその手続きを代行し、県担当課又は各市町村教育委員会等から履歴書の交付を受けます。



## 年金受給権者再就職届書

個人番号(又は基礎年金番号※)				年金証書	-
フリガナ					
受給権者氏名				生年月日	大正 昭和 平成
再就職後 勤務先の名称 及び所在地					
	所属機関又は 勤務先の名称 及び所在地				
所属共済組合	公立学校	共済組合	奈良	支部	所属所
再就職年月日	令和 年 月 日		組合員種別	一般組合員	
上記のとおり再就職したので届け出ます。					
公立学校共済組合理事長 殿					
令和 年 月 日	届出者	$\left\{ \begin{array}{l} \text{〒} \\ \text{住所} \\ \text{氏名} \end{array} \right.$			
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。					
令和 年 月 日	$\left\{ \begin{array}{l} \text{所属機関名} \\ \text{及び職名} \\ \text{氏名} \end{array} \right.$				

この届書は、再就職先の共済組合を経由して提出してください。この場合、年金証書を添付してください。

※基礎年金番号（10桁）の番号は左詰めでご記入ください。

## 記 例

### 年金受給権者再就職届書

個人番号(又は 基礎年金番号※)		<b>9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9</b>			年金証書 年金の種類		<b>3 3 - 1 2 3 4 5 6 7 8</b> <b>老齢・退職</b>	
フリガナ		<b>コウイツ タロウ</b>			生年月日		大正 昭和 平成 <b>31 年 1 月 1 日</b>	
受給権者氏名		<b>公立 太郎</b>						
所属機関又は 勤務先の名称 及び所在地 再就職後		<b>何々小学校 奈良市何々111</b>						
所属共済組合		<b>公立学校 共済組合 奈良 支部</b>					所属所	
再就職年月日		令和 <b>7</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日			組合員種別		一般組合員	
上記のとおり再就職 公立学校共済組合に 公認する		この届書の作成日 を記入			元 <b>600000</b>		公立学校共済組合の一般組合員に なった日を記入	
令和 <b>7</b> 年 <b>4</b> 月 <b>3</b> 日		届出者			住所 氏名		<b>奈良市何々333 公立 太郎</b>	
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 <b>7</b> 年 <b>4</b> 月 <b>3</b> 日 所属機関の長</p> <p>所属機関の長 及び職名 氏名 <b>校長 奈良 太郎</b></p>								

この届書は、再就職先の共済組合を経由して提出してください。この場合、年金証書を添付してください。

※基礎年金番号（10桁）の番号は左詰めでご記入ください。

会計年度任用職員調書				
(施行令第2条第5号に掲げる職員)				
フリガナ			生年月日	
氏名			性別	
住所				
所属所名		所属所コード		職名
任用期間 及び (職名)	年月日～年月日( )			
	年月日～年月日( )			
賃金の 支給形態 (給料表適用)	適用給料表	職( )級号級 円		
常勤職員と同一勤務条件で引き続いで勤務した過去12か月の各月別勤務日数	年			
	月			
	日数			
1週間の勤務日数及び時間		日 時間		
<p>上記の者は、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が、18日以上ある月が引き続いで12月を超えるに至った者であり、その超えるに至った日以降も引き続き当該勤務時間により勤務を要することとされている者であることを証明します。</p> <p>公立学校共済組合奈良支部長 殿</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>所属所名</p> <p>所属所長職・氏名</p>				

※共済組合記入	組合員資格認定年月日	令和 年 月 日
	組合員番号	

## 記入例

短期様式第2号

会計年度任用職員調書 (施行令第2条第5号に掲げる職員)													
フリガナ	コウリツ ハナコ			生年月日	平成10年7月20日								
氏名	公立 花子			性別	女								
住所	奈良市豊大路町 999												
所属所名	○○課	所属所コード	590000			職名	会計年度任用職員						
任用期間 及び (職名)	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日 (会計年度任用職員)												
	令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日 (会計年度任用職員)												
	年 月 日 ~ 年 月 日 ( )												
	年 月 日 ~ 年 月 日 ( )												
	年 月 日 ~ 年 月 日 ( )												
賃金の 支給形態 (給料表適用)	適用給料表	行政職 (10) 1級 5号級 150.600円											
常勤職員と同一勤務条件で引き続いて勤務した過去12か月の各月別勤務日数	年	R6							R7				
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	日数	21	19	22	21	20	20	22	19	23	19	18	23
1週間の勤務日数及び時間		5日 38.75 時間											
上記の者は、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が、18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者であり、その超えるに至った日以降も引き続き当該勤務時間により勤務を要することとされている者であることを証明します。													
公立学校共済組合奈良支部長 殿													
令和7年 4月 3日													
所属所名 ○○課													
所属所長職・氏名 課長 △△ △△													

※共済組合記入	組合員資格認定年月日	令和 年 月 日
	組合員番号	

# 組合員異動報告書（所属異動）

※番号変更や資格継続、種別変更を伴う所属異動は除く。

番号	枚中	枚目				所属所コード		
			組合員氏名 組合員番号	異動発令年月日	前所属所名	組合員氏名 組合員番号	異動発令年月日	前所属所名
			番号			番号		
①						⑥		
②						⑦		
③						⑧		
④						⑨		
⑤						⑨		
上記のとおり報告します。  公立学校共済組合奈良支部長 殿								
年 月 日								
所属所名 職名・氏名								
所属電話番号 担当者名								

【注意事項】年度初めについては、任命権者から提供される情報とともに所属異動を把握しますので、提出不要です。  
詳細は年度初めの諸手続きに係る通知文書（所属所宛、毎年3月中旬送付）を参照してください。

## 記 八 例

1 枚中 1 枚目

## 組合員異動報告書

(所属異動)

※番号変更や資格継続、種別変更を伴う所属異動は除く。

**5000000**

所属所コード

番号	組合員氏名 組合員番号	異動発令年月日	前所属所名	番号	組合員氏名 組合員番号	異動発令年月日	前所属所名
①	公立 三郎 <b>0000000</b>	R7.4.1	あつちの小学校	⑥	.....	.....	.....
②	.....	.....	.....	⑦	.....	.....	.....
③	.....	.....	.....	⑧	.....	.....	.....
④	.....	.....	.....	⑨	.....	.....	.....
⑤	.....	.....	.....	⑩	.....	.....	.....

上記のとおり報告します。

**令和 7 年 4 月 5 日**

公立学校共済組合奈良支部長 殿

所 属 所 名 **何々小学校**所 職 名・氏 名 **校長 奈良 一男**所 属 電 話 番 号 **0742-20-0000** 担当者名 **山田**

【注意事項】年度初めについては、任命権者から提供される情報をもとに所属所異動を把握しますので、提出不要です。  
 詳細は年度初めの諸手続きに係る通知文書（所属所宛、毎年3月中旬送付）を参照してください。

# 組合員異動報告書（資格喪失）

番号	組合員番号	組合員氏名	喪失事由	異動年月日		(回収できない場合、対象者とその理由等を記入) 証等の回収	回収日
				退職は退職日、 転出は転出先での採用日	回収枚数		
①			退職・死亡・転出 (転出先: )			回収不能	
②			退職・死亡・転出 (転出先: )				
③			退職・死亡・転出 (転出先: )				
④			退職・死亡・転出 (転出先: )				
⑤			退職・死亡・転出 (転出先: )				
⑥			退職・死亡・転出 (転出先: )				
⑦			退職・死亡・転出 (転出先: )				
組合員の申し出により、上記のとおり報告します。 公立学校共済組合奈良支部長 殿							
所属所名 所属所長 職名・氏名							
所属電話番号 担当者名							

## 記入例

1 枚中 1 枚目

ノロヘロ田キナコナ書  
退職の場合は退職日、転出の  
場合は転出先での採用日を  
記入してください。

(資格喪失)

番号	組合員番号	組合員氏名	喪失事由	異動年月日	(回収できない場合、対象者とその理由を記入)	回収日
①	000000	公立 三郎	退職 (転出先: 死亡・転出)	R7. 3. 31	1 紛失により、花子(配偶者の) 資格確認書は回収不能	4/1
②	000001	一公 一郎	退職 (転出先: 地方職員共済組合 奈良県支部)	R7. 4. 1	4	3/31
③	000002	共済 奈子	退職 (転出先: 公立学校共済組合 大阪支部)	R7. 4. 1	1	3/31
④			退職 (転出先: 死亡・転出)		他支部や他共済に転出する場合 でも、当共済組合奈良支部で回収 してください。	
⑤			退職 (転出先: 死亡・転出)			
⑥			退職 (転出先: 死亡・転出)			
⑦			退職 (転出先: 死亡・転出)			

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合奈良支部長 殿

何々小学校

所 属 所 名

校長 奈良 一男

所 属 所 長  
職 名・氏 名

担当者名 山田  
所 属 電 話 番 号 0742-20-0000

マイナ保険証以外の証等保有  
者について、記入してください。

証等の回収  
回収できない場合、対象者とその理由を記入)

回収日

回収枚数  
回収不能

退職は退職日、  
転出は転出先での採用日

回収枚数  
回収不能

他支部や他共済に転出する場合  
でも、当共済組合奈良支部で回収  
してください。

# 組合員異動報告書 (種別変更)

所属所コード

枚中 枚目		種別変更年月日	異動内容	備考	回収枚数	回収日	組合員種別：一般組合員
番号	組合員氏名	新 組合員番号	旧 組合員番号				任用 路称
①				→			教諭等の正規職員 任期付職員（主に育休代替職員） 再任用職員（フルタイム） 会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月以上勤務
②				→			臨時的任用職員 任期付職員（短時間勤務） 再任用職員（短時間勤務） 会計年度パートタイム
③				→			会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月末満勤務
④				→			会年（フル・短期）
⑤				→			会年（フル・一般）

組合員種別：短期組合員	
任用	路称
臨時的任用職員	臨時
任期付職員（短時間勤務）	任期付（短）
再任用職員（短時間勤務）	再任用（短）
会計年度パートタイム	会年（パート）
会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月末満勤務	会年（フル・短期）

## 組合員種別の変更を伴う異動（一般↔短期）について記入してください。

- 异動内容欄には、異動内容を路称で記入してください。（上表参照）
- 上表に記載のない任用については、具体的な任用を記入してください。
- 会計年度任用職員（フルタイム）の任用で、18日以上常時勤務した月が引き続き12か月を超えた場合は、この様式に加え、年金加入期間等報告書、任用条件通知書直近2年分、会計年度任用職員調書を提出してください。
- 所属異動や番号変更を伴う場合は、備考欄にその旨を記入してください。

年 月 日

公立学校共済組合奈良支部長 殿

上記のとおり報告します。

所 属 所 名  
所 属 職 名 · 氏 名  
所 属 電 話 番 号

担当者名

【注意事項】種別変更となつた場合、資格取得日が種別変更した日に更新となります。

## 記入例

### 組合員異動報告書（種別変更、 番号変更）

所属所コード

**500000**

マイナ保険証以外の証等保有者について、  
記入してください。  
また、番号変更が伴わない場合でも、回収  
をお願いします。

枚中 枚目

番号	組合員氏名	種別変更年月日	異動内容	異動年月日	回収枚数	回収日	回収できない場合、対象者とその理由を記入
新 組合員番号	旧 組合員番号						
① 公立 五郎	R7.4.1	臨時 → 任期付	○○小学校から 所属異動		3	4/1	
② 共済 花子	R7.4.1	任期付 → 会年	・県費から市町村費 ・番号変更あり		2	4/1	
③	88888888	99999999					
④				→			
⑤				→			

組合員種別：短期組合員	任用	略称
臨時の任用職員		臨時
任期付職員（短時間勤務）		任期付（短）
再任用職員（短時間勤務）		再任用（短）
会計年度パートタイム		会年（パート）
会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月末満勤務		会年（フル・短期）

- 組合員種別の変更を伴う異動（一般↔短期）について記入してください。
- 異動内容には、異動内容を略称で記入してください。（上表参照）
- 上表に記載のない任用については、具体的な任用を記入してください。
- 会計年度任用職員（フルタイム）の任用で、18日以上常時勤務した月が引き続き12か月を超えた場合は、この様式に加え、年金加入期間等報告書、任用条件通知書直近2年分、会計年度任用職員調書を提出してください。
- 所属異動や番号変更を伴う場合は、備考欄にその旨を記入してください。

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合奈良支部長 殿

令和7年4月1日

所属所名

何々小学校

所属職名

所属電話番号 0742-20-0000 担当者名 山田

【注意事項】種別変更となつた場合、資格取得日が種別変更した日に更新となります。

## 組合員異動報告書

## (資格継続)

所属所コード

## 枚中

番号	組合員氏名 組合員番号	異動令年月日	前所属所名 (同じ場合記入不要)	異動内容 (右表の略称で記入)	組合員種別：一般組合員 任用	略称
①				⇒	会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から13月以上勤務	会年（フル・一般）
②				⇒	会計年度任用職員（パートタイム）で採用月から13月未満勤務	会年（パート・短期）
③				⇒	会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から13月未満勤務	会年（フル・短期）
④				⇒	会計年度任用職員（フルタイム）の任用期間が12月を超えるときは、【種別変更】で提出してください。（年金加入期間等報告書、会計年度任用職員調査、任用条件通知書を添付）	
⑤				⇒		
⑥				⇒		
⑦				⇒		

組合員種別：短期組合員  
任用

臨時的任用職員

任期付（短）

再任用（短）

会年（パート）

会年（フル・短期）

## 組合員種別が変わらない異動（一般→一般または短期→短期）について記入してください。

- 異動内容欄には、資格継続の内容を略称で記入してください。（上表参照）
- 上表に記載のない任用については、具体的な任用を記入してください。
- 組合員種別が変わるものには【種別変更】でご報告ください。
- 会計年度任用職員（フルタイム）の任用期間が12月を超えるときは、【種別変更】で提出してください。（年金加入期間等報告書、会計年度任用職員調査、任用条件通知書を添付）

上記のとおり報告します。  
公立学校共済組合奈良支部長 殿

所 属 所 名

所 職 名・所 長 氏 名

所 属 電 話 番 号

担当者名

## 記入例

## 組合員異動報告書

		所属所コード																																	
		<b>500000</b>																																	
<p><b>1 枚中 1 枚目</b></p> <table border="1"> <tr> <td>組合員氏名 組合員番号</td> <td>異動発令年月日 (同じ場合記入不要)</td> <td>前所属所名 (右表の略称で記入)</td> <td>異動内容 (右表の略称で記入)</td> </tr> <tr> <td><b>公立 三郎 ① 000000</b></td> <td><b>R7. 4. 1 臨時</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>一公 一郎 ② 000001</b></td> <td><b>R7. 4. 1 まえの小学校 教諭</b></td> <td><b>⇒ 再任用 (フル)</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>③</b></td> <td></td> <td><b>⇒</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>④</b></td> <td></td> <td><b>⇒</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>⑤</b></td> <td></td> <td><b>⇒</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>⑥</b></td> <td></td> <td><b>⇒</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>⑦</b></td> <td></td> <td><b>⇒</b></td> <td></td> </tr> </table>				組合員氏名 組合員番号	異動発令年月日 (同じ場合記入不要)	前所属所名 (右表の略称で記入)	異動内容 (右表の略称で記入)	<b>公立 三郎 ① 000000</b>	<b>R7. 4. 1 臨時</b>			<b>一公 一郎 ② 000001</b>	<b>R7. 4. 1 まえの小学校 教諭</b>	<b>⇒ 再任用 (フル)</b>		<b>③</b>		<b>⇒</b>		<b>④</b>		<b>⇒</b>		<b>⑤</b>		<b>⇒</b>		<b>⑥</b>		<b>⇒</b>		<b>⑦</b>		<b>⇒</b>	
組合員氏名 組合員番号	異動発令年月日 (同じ場合記入不要)	前所属所名 (右表の略称で記入)	異動内容 (右表の略称で記入)																																
<b>公立 三郎 ① 000000</b>	<b>R7. 4. 1 臨時</b>																																		
<b>一公 一郎 ② 000001</b>	<b>R7. 4. 1 まえの小学校 教諭</b>	<b>⇒ 再任用 (フル)</b>																																	
<b>③</b>		<b>⇒</b>																																	
<b>④</b>		<b>⇒</b>																																	
<b>⑤</b>		<b>⇒</b>																																	
<b>⑥</b>		<b>⇒</b>																																	
<b>⑦</b>		<b>⇒</b>																																	
<p><b>組合員種別 : 一般組合員 任用</b></p> <table border="1"> <tr> <td>教諭等の正規職員</td> <td>教諭</td> </tr> <tr> <td>任期付職員（主に休育代替職員）</td> <td>任期付</td> </tr> <tr> <td>再任用職員（フルタイム）</td> <td>再任用（フル）</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月以上勤務</td> <td>会年（フル・一般）</td> </tr> </table>				教諭等の正規職員	教諭	任期付職員（主に休育代替職員）	任期付	再任用職員（フルタイム）	再任用（フル）	会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月以上勤務	会年（フル・一般）																								
教諭等の正規職員	教諭																																		
任期付職員（主に休育代替職員）	任期付																																		
再任用職員（フルタイム）	再任用（フル）																																		
会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月以上勤務	会年（フル・一般）																																		
<p><b>組合員種別 : 短期組合員 任用</b></p> <table border="1"> <tr> <td>臨時的任用職員</td> <td>臨時</td> </tr> <tr> <td>任期付職員（短時間勤務）</td> <td>任期付（短）</td> </tr> <tr> <td>再任用職員（短時間勤務）</td> <td>再任用（短）</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員（パートタイム）</td> <td>会年（パート）</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月未満勤務</td> <td>会年（フル・短期）</td> </tr> </table>				臨時的任用職員	臨時	任期付職員（短時間勤務）	任期付（短）	再任用職員（短時間勤務）	再任用（短）	会計年度任用職員（パートタイム）	会年（パート）	会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月未満勤務	会年（フル・短期）																						
臨時的任用職員	臨時																																		
任期付職員（短時間勤務）	任期付（短）																																		
再任用職員（短時間勤務）	再任用（短）																																		
会計年度任用職員（パートタイム）	会年（パート）																																		
会計年度任用職員（フルタイム）で採用月から1・3月未満勤務	会年（フル・短期）																																		
<p><b>組合員種別が変わらない異動（一般→一般または短期→短期）について記入してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 異動内容欄には、資格継続の内容を略称で記入してください。（上表参照）</li> <li>● 上表に記載のない任用については、具体的な任用を記入してください。</li> <li>● 組合員種別が変わるものには「種別変更」でご報告ください。</li> <li>● 会計年度任用職員（フルタイム）の任用期間が1・2月を超えるときは、【種別変更】で提出してください。（年金加入期間等報告書、会計年度任用職員調書、任用条件通知書を添付）</li> </ul>																																			
<p>上記のとおり報告します。 公立学校共済組合奈良支部長 殿 令和 7 年 4 月 3 日</p> <table border="1"> <tr> <td>所 属 所 名 <b>何々小学校</b></td> </tr> <tr> <td>所 職 名・姓 名 <b>校長 奈良 一男</b></td> </tr> <tr> <td>所 属 電 話 番 号 <b>0742-20-0000</b></td> </tr> <tr> <td>担 当 者 名 <b>山田</b></td> </tr> </table>				所 属 所 名 <b>何々小学校</b>	所 職 名・姓 名 <b>校長 奈良 一男</b>	所 属 電 話 番 号 <b>0742-20-0000</b>	担 当 者 名 <b>山田</b>																												
所 属 所 名 <b>何々小学校</b>																																			
所 職 名・姓 名 <b>校長 奈良 一男</b>																																			
所 属 電 話 番 号 <b>0742-20-0000</b>																																			
担 当 者 名 <b>山田</b>																																			

# 組合員異動報告書（番号変更）

※種別変更を伴わない番号変更のみ対象

番号	組合員氏名 新 組合員番号	異動発令年月日 旧 組合員番号	前所属所名	番号変更理由 (該当する番号に○を付ける)	(回収できない場合、対象者とその理由を記入)		回収日
					回収枚数	回収不能	
①	.....	.....	.....	① 県⇒市町村(組合会) ② 任期付採用⇒県(正採) ③ 県(職員番号変更) ④ 「」			
②	.....	.....	.....	① 県⇒市町村(組合会) ② 任期付採用⇒県(正採) ③ 県(職員番号変更) ④ 「」			
③	.....	.....	.....	① 県⇒市町村(組合会) ② 任期付採用⇒県(正採) ③ 県(職員番号変更) ④ 「」			
④	.....	.....	.....	① 県⇒市町村(組合会) ② 任期付採用⇒県(正採) ③ 県(職員番号変更) ④ 「」			
⑤	.....	.....	.....	① 県⇒市町村(組合会) ② 任期付採用⇒県(正採) ③ 県(職員番号変更) ④ 「」			

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合奈良支部長 殿

所 属 所 名

所 職 名・氏 名

所 屬 電 話 番 号

担当者名

【注意事項】 1 市町村又は組合に異動の場合、新組合員番号は空欄としてください。 2 組合員種別の変更を伴う場合は、組合員異動報告書（種別変更）を使用してください。

## 記入例

1 敷中 1 枚目

### 組合員異動報告書 (番号変更)

※種別変更を伴わない番号変更のみ対象

番号	組合員氏名	異動発令年月日	前所属所名	番号変更理由 (該当する番号に○を付ける)	証等の回収 (回収できない場合、対象者とその理由を記入)		回収日
					回収枚数	回収不能	
① 公立 四郎 777777	R7.4.1 <b>まえの小学校</b>	999999	県⇒市町村(組合会) 任期末採用⇒県(正採) 具(職員番号変更) 〔 ② 任期付採用⇒県(正採) 具(職員番号変更) 〔 ③ 任期付採用⇒県(正採) 具(職員番号変更) 〔 ④ 任期付採用⇒県(正採) 具(職員番号変更) 〔	3		<b>4/3</b>	
②							
③							
④							
⑤							
<b>令和 7 年 4 月 3 日</b>							
上記のとおり報告します。							
公立学校共済組合奈良支部長 殿							
所 属 所 名 <b>何々小学校</b>							
所 職 名・氏 名 <b>校長 奈良 一男</b>							
所 属 電 話 番 号 <b>0742-20-0000</b> 担当者名 <b>山田</b>							

【注意事項】 1 市町村又は組合に異動の場合、新組合員番号は空欄としてください。 2 組合員種別の変更を伴う場合は、組合員異動報告書（種別変更）を使用してください。

マイナ保険証以外の証等  
保有者について、記入してください。

**4**

**3**

# 組合員異動報告書（その他の）

枚中

※辞令書の写しが必要

番号		組合員氏名 組合員番号	枚中 枚目	異動年月日	異動内容 (該当する番号に○を付ける)	組合員氏名 組合員番号	番号	異動年月日	異動内容 (該当する番号に○を付ける)
①					① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職	⑥			① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職
②					① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職	⑦			① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職
③					① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職	⑧			① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職
④					① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職	⑨			① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職
⑤					① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職	⑩			① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名[ ] ③ 「①・②」から復職
上記のとおり報告します。									
年 月 日									
					所 属 所 長 氏 名		所 属 電 話 番 号		
					担当者名				

【注意事項】 1 休業及び休暇は、この報告に含みません。復職についても、休職若しくは停職処分又は海外派遣等（JICAボランティア及び配偶者同行）から復帰するときのみです。

2 辞令書の写しは、「人事異動通知書」又は「採用内示書」、「内定通知書」の写しでも可とします。

## 記入例

1 故中 1 枚目

## 組合員異動報告書 (その他の)

所属所コード

500000

※辞令の写しが必要

番号	組合員氏名 組合員番号	異動令年月日	異動内容 (該当する番号に○を付ける)	組合員氏名 組合員番号	異動令年月日	異動内容 (該当する番号に○を付ける)
①	公立 四朗 <b>777777</b>	R7.4.1	① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 <b>中国</b> 】 ③ 「①・②」から復職	⑥		① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 ③ 「①・②」から復職
②	公 八郎 <b>555555</b>	R7.4.1	① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 ③ 「①・②」から復職	⑦		① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 ③ 「①・②」から復職
③			① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 ③ 「①・②」から復職	⑧		① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 ③ 「①・②」から復職
④			① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 ③ 「①・②」から復職	⑨		① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 ③ 「①・②」から復職
⑤			① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 ③ 「①・②」から復職	⑩		① 休職又は停職処分 ② 海外派遣等:国名【 ③ 「①・②」から復職

上記のとおり報告します。

令和 7 年 4 月 3 日

公立学校共済組合奈良支部長 殿

所 属 所 名 何々小学校

所 属 電 話 番 号 **0742-20-0000** 担当者名所 属 名・氏 名 **山田** 担当者名

【注意事項】 1 休業及び休暇は、この報告に含みません。復職についても、休職若しくは停職処分又は海外派遣等（JICAボランティア及び配偶者同行）から復帰するときのみです。

2 辞令の写しは、「人事異動通知書」又は「採用内示書」、「内定通知書」の写しでも可とします。

# 各証等 貼付用紙

枚中

枚目

枠内に  
貼付してください。

証回収理由にチェックを付けてください。

取消    損傷(差替)    その他 ( )

退職    番号変更

所属所コード	所属所名



# 資格喪失証明書交付申請書

年　月　日

公立学校共済組合奈良支部長 殿

所属所コード \_\_\_\_\_

所属所名 \_\_\_\_\_

※組合員が退職(転出)のときは、退職時の所属所名を記入

組合員番号 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、資格喪失証明書の交付をお願いします。

記

1 証明書の送付先

〒　　一

住所 \_\_\_\_\_

※組合員が死亡のとき以外は、申請者は(元)組合員です。(元)被扶養者あてには送付しません。  
また、組合員が退職等のときは、自宅に送付します。必ず、住所を記入してください。

2 証明書交付の理由を選択してください。

- 認定取消を行った被扶養者が、国民健康保険に加入するため。
- 組合員が退職（転出）したため。 (退職日：令和　年　月　日)
- その他 ( )

3 認定取消を行った、証明を希望する元被扶養者

※組合員が退職・転出のときは記入不要です。退職時の被扶養者全員が証明対象となります。

	氏　名	続柄	認定取消日
元被扶養者			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日

## 記入例

# 資格喪失証明書交付申請書

令和 7 年 4 月 3 日

公立学校共済組合奈良支部長 殿

所属所コード **500000**  
所属所名 **何々小学校**  
※組合員が退職(転出)のときは、退職時の所属所名を記入  
組合員番号 **999999**  
申請者氏名 **公立 公夫**

下記のとおり、資格喪失証明書の交付をお願いします。

記

### 1 証明書の送付先

〒 **630-0000**  
住所 **奈良市登大路町〇〇〇-××**

※組合員が死亡のとき以外は、申請者は(元)組合員です。(元)被扶養者あてには送付しません。  
また、組合員が退職等のときは、自宅に送付します。必ず、住所を記入してください。

### 2 証明書交付の理由を選択してください。

- 認定取消を行った被扶養者が、国民健康保険に加入するため。  
 組合員が退職（転出）したため。 (退職日：令和 年 月 日)  
 その他 ( )

### 3 認定取消を行った、証明を希望する元被扶養者

※組合員が退職・転出のときは記入不要です。退職時の被扶養者全員が証明対象となります。

	氏名	続柄	認定取消日
元被扶養者	<b>公立 立男</b>	<b>長男</b>	<b>令和 7年 4月 1日</b>
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

支部	組合員番号								<b>退職届書</b> [共済組合提出用]								<input checked="" type="checkbox"/> 一般組合員 <input type="checkbox"/> 短期組合員			
公立学校共済組合理事長 殿									届出日 年 月 日											
退職者	フリガナ	・								生年 月日	元号	年	月	日	性別					
	氏名	(氏)	(名)・								昭・平				男・女					
退職 年月日	元号	年	月	日	旧姓	改姓年月日				基礎年金番号								障害状態の有無		
						年	月	日	-						有・無					
所属 機関名 職名	所属機関名				職名				待機者番号(前歴あり)				種別	証書番号						
退職者 の 住所等	郵便番号	フリガナ	都・道府・県								市・郡区(東京都)				町・村 区(指定都市)					
	上欄住所 のつづき	フリガナ																		
	町名 番地等	電話番号																		
退職者 の 配偶者	配偶者の有無	「有」の場合は 記入して下さい。				配偶者の 生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか									
	無・有	昭・平					している・していない													

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

所属機関名  
及び職名

所属機関の長

氏名



共済組合記入欄(任意)																		
重複期間	退年・減退 の受給権		みなし25年の 退共権		退職事由		義務 非義務	所属 区分	職名	給付 制限	一時金支給額							
有・無	有・無	有・無			普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無	種別	一時金額			受給日			
退職年月日				退職事由		義務 非義務	所属 区分	職名	給付 制限	元号	年	月	日					
退職②					普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無					昭和			
退職③					普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無					昭和			
退職④					普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無					昭和			
退職⑤					普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無								

審査	作成者

記入例

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

支部	組合員番号			組合員種別をチェックしてください。									
<b>退職届書</b> [共済組合提出用]				<input type="checkbox"/> 一般組合員	<input checked="" type="checkbox"/> 短期組合員								
公立学校共済組合理事長 殿				空欄または 退職日以後の日付を記入してください。		出日	年	月	日	性別			
退職者	フリガナ	コウリツ			・ キミオ	生年 月日	元号	年	月	日	性別 <input checked="" type="radio"/> 男女		
	氏名	(氏)	公立				・ 公夫	昭平	550505	5		5	
退職 年月日	元号	年	月	日	基礎年金番号						障害状態の有無		
	令和	0	7	0	3	3	1	5555	-	666666	6	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
所属機関名 職名	所属機関名			職名	待機者番号(前歴あり)				種別	証書番号			
	何々小学校			臨時講師									
退職者 の 住所等	600-0000	フリガナ	ナラケン		ナラシ								
	郵便番号	住所	奈良		都道府県	奈良	市郡区(東京都)						
	上欄住所 のつづき	フリガナ	ナニナニ9-111-55										
	町名 番地等	何々9丁目111番地 何々ハイツ55号											
電話番号	0742-00-0000		携帯でも可										
退職者の 配偶者	配偶者の有無	「有」の場合は 記入して下さい。			配偶者の 生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか			
	無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/>				昭平	600606	6			している <input checked="" type="radio"/> していない <input type="radio"/>			

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

退職時に、あなたの被扶養者であれば[している]、そうでなければ[していない]を選択してください。

所属機関の長の証明は省略可能です。



共済組合記入欄(任意)																			
重複期間	退年・減退の受給権		みなし25年の退共権		退職事由		義務 非義務	所属区分	職名		給付制限	一時金支給額							
有・無	有・無		有・無		普通・定年・勅奨・失職		義・非				有・無	種別	一時金額			受給日			
	元号		年		月		日		職名		給付制限					円	銘	昭和	
退職②	退職年月日				退職事由		義務 非義務	所属区分	職名		有・無								
	元号	年	月	日															
退職③	昭和平成				普通・定年・勅奨・失職		義・非				有・無							昭和	
退職④	昭和平成				普通・定年・勅奨・失職		義・非				有・無							昭和	
退職⑤	昭和平成				普通・定年・勅奨・失職		義・非				有・無							昭和	

審　　查	作成者

# 登録情報変更申告書

支部受付印

所属所受付印

所属所名	組合員氏名	生年月日		<ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名変更の際、マイナ保険証の利用登録がない方には、[資格確認書]を交付しますので、旧証等(被扶養者分含む)は返納してください。</li> <li>●マイナ保険証の利用登録がある方は、変更登録終了の通知は行いませんので、マイナポータルの資格情報画面で変更を確認してください。</li> <li>●住所変更のみの際は、資格確認書の返納は必要ありません。</li> </ul>		
所属所コード	組合員番号	性別	年齢			
		男・女	歳			
氏名 変更	変更前			変更後	現在保有している証等	
	フリガナ			フリガナ	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証	
	漢字			漢字		
	給付金等 受取口座	1. 変更しない [氏名変更による口座名義変更日： 月 日] 2. 変更する [銀行名： 支店名： 口座番号： ]				
	被扶養者	フリガナ			フリガナ	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証
	被扶養者	漢字			漢字	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証
被扶養者	フリガナ			フリガナ	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証	
被扶養者	漢字			漢字	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証	
住所 変更	変更前			変更後	保有証等	
	〒	-		〒	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証	
	被扶養者	氏名：	組合員と〔同居・別居〕	氏名：	組合員と〔同居・別居〕	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証
	被扶養者	〒	-		〒	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証
	被扶養者	氏名：	組合員と〔同居・別居〕	氏名：	組合員と〔同居・別居〕	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証
	被扶養者	〒	-		〒	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証
住民票住所（変更後住所が住民票と異なる場合は、住民票住所を記入）						
申告理由						
上記のとおり申告します。 公立学校共済組合奈良支部長 殿 年 月 日 組合員 氏名						
この申告は、事実と相違ないものと認めます。						
年 月 日	所属所名					
所属所長 職・氏名						
(電話番号：)						

# 登録情報変更申告書

## 記入例

支部受付印



所属所名 何々小学校	組合員氏名 公立 太郎	生年月日 S55. 8. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名変更の際、マイナ保険証の利用登録がない方には、[資格確認書]を交付しますので、旧証等(被扶養者分含む)は返納してください。</li> <li>マイナ保険証の利用登録がある方は、変更登録終了の通知は行いませんので、マイナポータルの資格情報画面で変更を確認してください。</li> <li>住所変更のみの際は、資格確認書の返納は必要ありません。</li> </ul>			
所属所コード 500000	組合員番号 000000	性別 男・女	年齢 44歳			
変更前				変更後	現在保有している証等	
組合員 被扶養者	フリガナ コウリツ タロウ	フリガナ ヤマダ タロウ	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証			
	漢字 公立 太郎	漢字 山田 太郎				
被扶養者	給付金等 受取口座	1. 変更しない [氏名変更による口座名義変更日：4月10日] 2. 変更する [銀行名：支店名：口座番号：]				
	漢字					
被扶養者	フリガナ	フリガナ	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証			
	漢字	漢字				
被扶養者	フリガナ	フリガナ	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証			
	漢字	漢字				
変更前				変更後	保有証等	
組合員 被扶養者	〒 630- 9999 奈良市あっちの町106	〒 630- 7777 奈良市こっちの町96	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証			
	氏名：	組合員と〔同居・別居〕	氏名： <b>全員</b>	組合員と〔 <b>同居</b> ・別居〕	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証	
被扶養者	〒 -	〒 -	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証			
	氏名	組合員と〔同居・別居〕	員と〔同居・別居〕	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証		
被扶養者	〒 -	氏名	員と〔同居・別居〕	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証		
	氏名	組合員と〔同居・別居〕	員と〔同居・別居〕	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナ保険証		
住民票住所（変更後住所が住民票と異なる場合は、住民票住所を記入）						
<p>住民票と現住所が異なる場合は、住民票住所等を分かるように記入してください。          例)組合員と長女は組合員住所で同居していますが、長女は住民票上住所は〇〇市〇〇町999となっています。</p>						
申告理由	分かるように記入されていれば、それで構いません。補足説明が必要なときは、ココに記入してください。					
上記のとおり申告します。 公立学校共済組合奈良支部長 殿 <b>令和7年 4月 3日</b> 組合員 氏名 <b>山田 太郎</b>						
この申告は、事実と相違ないものと認めます。						
令和7年 4月 3日	所属所名	<b>何々小学校</b>				
所属所長 職・氏名	<b>校長 奈良 一郎</b>					
(電話番号： <b>0742-20-0000</b> )						

# 各証等(再)交付申請書



所属所名		組合員氏名		生年月日		1. 亡失による再交付依頼 2. 損傷による再交付（差替）依頼 ※損傷した証等を添付 3. その他（ ）  再交付を申請する証 <input type="checkbox"/> 資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
所属所コード		組合員番号		性別	年齢		
				男・女	歳		
再交付を希望する者	①	フリガナ		生年月日	続柄		
		漢字					
	②	フリガナ		生年月日	続柄		
		漢字					
	③	フリガナ		生年月日	続柄		
漢字							
④	フリガナ		生年月日	続柄			
	漢字						
(再)交付申請の理由		<input type="checkbox"/> 上記証の紛失（理由： ） <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの紛失 • 申請から1か月後の末日を有効期限とした「資格確認書」を交付します。 • マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）に利用停止の連絡をした上で、居住地の市区町村役場でマイナンバーカードの再発行手続きを行ってください。 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの電子証明書有効期限を3か月以上経過（継続利用の意志なし） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
		上記のとおり申告します。					
		公立学校共済組合奈良支部長 殿 年 月 日					
		組合員 氏名					
		この申告は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日					
		所属所名					
所属所長 職・氏名							
(電話番号： )							

## 記入例

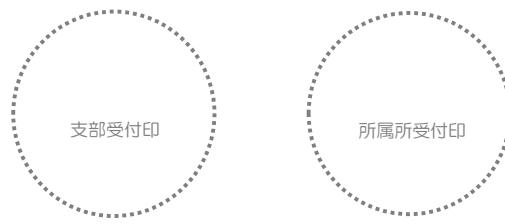
### 各証等(再)交付申請書



所属所名 所属所コード	組合員氏名 組合員番号	生年月日 性別 年齢			1. 亡失による再交付依頼 2. 損傷による再交付（差替）依頼 ※損傷した証等を添付 3. その他（ ）
何々小学校 500000	公立 太郎 000000	S55. 8. 8 男・女 44 歳			再交付を申請する証 <input type="checkbox"/> 資格情報のお知らせ <input checked="" type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
再交付を希望する者 ①	フリガナ 漢字	コウリツ タロウ 公立 太郎	生年月日 S55.8.8	続柄 本人	再交付を申請する証 <input type="checkbox"/> 資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	フリガナ 漢字			続柄	再交付を申請する証 <input type="checkbox"/> 資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	フリガナ 漢字		生年月日	続柄	再交付を申請する証 <input type="checkbox"/> 資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	フリガナ 漢字			続柄	再交付を申請する証 <input type="checkbox"/> 資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
(再)交付申請の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 上記証の紛失（理由 <b>いつ頃紛失したなどの詳細を記入してください。</b> ） <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの紛失 • 申請から1か月後の末日を有効期限とした「資格確認書」を交付します。 • マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）に利用停止の連絡をした上で、居住地の市区町村役場でマイナンバーカードの再発行手続きを行ってください。 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの電子証明書有効期限を3か月以上経過（継続利用の意志なし） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
上記のとおり申告します。					
公立学校共済組合奈良支部長 殿			令和7年 4月 3日		
組合員 氏名 公立 太郎					
この申告は、事実と相違ないものと認めます。					
令和7年 4月 3日					
所属所名 何々小学校					
所属所長 職・氏名 校長 奈良 一郎					
(電話番号： 0742-20-0000 )					

# 被扶養者認定申告書

所属所名 所属所コード	組合員氏名 組合員番号	生年月日 性別 年齢 年 月 日
		男・女 歳



認定希望者					
氏名			続柄	生年月日	
カナ (氏)	・ (名)				元号 年 月 日
漢字	・				性別 年齢 □ 男・□ 女 歳
マイナンバー (12桁)				別紙で報告	
扶養手当	手当【有】の場合 給与事務担当者名	認定後の 収入年額 万円	収入の種別 □ 給与 □ 年金 □ 事業 □ その他	世帯 □ 同居 □ 別居	配偶者の認定のとき 配偶者の基礎年金番号(4桁-6桁) —
現住所(組合員と同居の場合は記入不要) 都・道 府・県 市・区 郡					資格確認書発行要否 □ 発行が必要
					※マイナ保険証の利用登録がない方で、資格確認書を必要とする方はチェックしてください。
住民票住所	□ 現住所が住民票住所と同じ (異なる場合は右欄に記入)				—
事実発生年月日 年 月 日				申告日現在加入している健康保険 共済使用欄 年 月 日 □ 無保険 □ 国保 □ その他( )	
認定事由 □ 転入 □ 資格取得時認定 □ 出生 □ 扶養替 □ 結婚 □ 雇用保険受給終了		★認定事由が【退職】の場合、下欄を記入 雇用保険に加入 □ していた □ していない 失業手当の受給 □ する □ しない 受給しないとき □ 離職票を預ける □ 延長申請する □ その他特記事項へ			
添付書類は裏面参照					
上記のとおり申告します。 公立学校共済組合奈良支部長 殿 年 月 日					
組合員氏名					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日					
所属所名					
所属所長・職・氏名 (電話番号 )					

資格確認書の発行が必要な場合(※)は「□ 発行が必要」にチェックを入れてください。

※以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているがマイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

## 主な添付書類（内容により、この他にも書類を求めることがあります）

<b>普通認定（扶養手当有）のとき</b>
<input type="checkbox"/> 扶養手当の認定に提出したすべての書類の写し（※「①住民票又は戸籍謄本・②所得証明書」が含まれているか確認）
※ ①・②がない場合は別途取得してください。
<input type="checkbox"/> 認定事由を証明する添付書類（下欄に該当する書類）
<b>特別認定（扶養手当無）のとき</b>
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本
<input type="checkbox"/> 所得証明書又は非課税証明書
<input type="checkbox"/> 認定事由を証明する添付書類（下欄に該当する書類）

### 認定事由を証明する添付書類

#### （1）事実発生日が確認できる書類

事由	状況	必要書類
資格取得時認定	組合員の資格取得前から健康保険の被扶養者	資格喪失証明書（※前の組合員証等又は資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）） ※他支部・他共済からの転入の場合、収入関係書類の提出不要ですが、所属所の確認は受けてください
退職	雇用保険加入	雇用保険被保険者離職票（1、2）の写し又は退職を証明する書類
	雇用保険未加入	退職を証明する書類又は資格喪失証明書及び直近の給与明細書の写し
雇用保険受給終了		雇用保険受給資格者証（1、3面）の写し
収入減	雇用契約変更	雇用形態及び給与支払見込証明書等（※過去6か月分の給与明細書の写しでも可ですが、雇用形態及び給与支払見込証明書は必ず取得してください）
	雇用形態不確定	直近の確定申告書等一式の写し
	事業等	廃業のときはそれを証明する書類
	年金	減額されたことを確認できる書類
	株等の譲渡、配当	個人年金等の終了を確認できる書類 確定申告書及び明細書、付表等 確定申告不要の場合は年間取引報告書、配当は振込明細書
結婚	無職（婚姻前は家族の被扶養者）	資格喪失証明書
	入籍前1年以内に退職歴有	雇用保険の受給等を確認できる書類
扶養替え		資格喪失証明書（※共に公立学校共済組合員のときは不要）
	配偶者死亡による扶養替え	資格喪失証明書及び遺族年金の試算書

#### （2）事実発生日以後収入がある場合の必要書類

収入の種類	必要書類
給与収入	雇用形態及び給与支払見込証明書等
事業所得等	直近の確定申告書等一式の写し
株等の譲渡、配当	確定申告書及び明細書、付表等 確定申告不要の場合は年間取引報告書、配当は振込明細書
公的年金収入	直近の年金改定通知書の写し等（場合により年金試算書）
その他の年金収入	振込日、振込額を確認できる書類の写し

#### （3）該当する場合の必要書類

状況	必要書類
認定希望者が一般組合員（65歳未満）の配偶者	「国民年金第3号被保険者関係届」※被扶養配偶者が60歳未満の場合
認定希望者に配偶者がいる	配偶者の所得証明書及び（1）事実発生日、（2）収入を確認できる書類 (例：父母のうち一名のみ認定希望の場合、両名の状況・収入を確認します)
認定希望者が国民健康保険加入中	資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が申告日から1か月以内）又は国民健康保険証の写し
認定希望者が任意継続保険加入中	資格喪失証明書 ※加入中は認定できません
認定希望者が海外から帰国	住民票を抜いていたとき：住民票 住民票そのままのとき：パスポートの身分事項ページ及び帰国スタンプのページ
認定希望者の扶養義務者が他にいる	扶養に関する証明書、扶養に関する協議書、源泉徴収票の写し、住民票等 (例：父（母）を認定希望の場合、兄弟姉妹で協議した証明等を確認します)
認定希望者を夫婦共同で扶養	組合員及び配偶者の源泉徴収票の写し又は所得証明書 ※普通認定のとき又は共に公立共済奈良支組合員のときは不要。ただし配偶者が他支組合員のときは証明が必要
認定希望者が同一世帯要件対象者	住民票（世帯全員、統括記載）（例：義父母等）
認定希望者が配偶者又は子以外	被扶養者認定における確認書、生計維持に関する申立書
認定希望者が組合員と別居	別居被扶養者に係る送金報告書 ※配偶者、就職歴のない子、福祉施設等の入居者以外

#### 被扶養者の収入に係る認定基準

①年額：130万円未満、②月額：108,334円未満、③日額：3,612円未満

※60歳以上の者及び障害を支給事由とする公的年金受給者等は①年額：180万円未満、②月額：15万円未満、③日額：5,000円未満

# 被扶養者認定申告書 記入例

所属所名 何々小学校	組合員氏名 公立 太郎	生年月日 S55年 8月 8日	支局受付印		受付 令和07年04月03日 所属所受付印付
所属所コード 500000	組合員番号 000000	性別 男・女	年齢 44歳		
認定希望者 氏名 カナ (氏)コウリツ 漢字 公立					
「子」の場合、「長男」「長女」等、詳細に記入。		妻			
マイナンバー (12桁) 123456789876	性別 <input type="checkbox"/> 男 · <input checked="" type="checkbox"/> 女		年齢 44歳	別紙で報告	
扶養手当 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手当「有」の場合は給与事務担当者名 担当者名	認定後の収入年額 0 万円	収入の種別 <input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	6666 - 666666
現住所（組合員と同居の場合は記入不要） 別居の場合は住所を記入。		一般組合員の場合で60歳未満の配偶者を被扶養者とする場合は記入し、「国民年金第3号被保険者資格取得届」を添付してください。		資格確認書発行要否 <input checked="" type="checkbox"/> 発行が必要 マイナ保険証の利用登録が	
住民票住所 <input checked="" type="checkbox"/> 現住所が住民票住所と同じ (異なる場合は右欄に記入)	同居・別居に関わらず、現住所が住民票と異なる場合は、住民票住所を記入		<input checked="" type="checkbox"/> （チェック）がない場合は、資格確認書を発行しませんが、マイナ保険証の利用登録がない方だと判明したとき、職権交付する場合があります。		
事実発生年月日 R7年 4月 1日		申告日現在加 年 月 日		<input checked="" type="checkbox"/> 無保険 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
認定事由 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 資格取得時認定 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 扶養替 <input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給終了		★認定事由が「退職」の場合、下欄を記入 雇用保険に加入 <input checked="" type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> その他 していた <input type="checkbox"/> してない する <input type="checkbox"/> しない できない 受給しないとき 離職票を預ける 延長申請する その他特記事項へ			
認定原因が「退職」の場合は必ず記入 ◆失業手当を受給しないことはできない場合 ⇒理由を【特記事項】欄に記入し、離職票の原本を所属所で保管 ◆病気や出産等で受給期間の延長をされる場合 ⇒「受給期間延長通知書」の写しを所属所で保管				令和 7 年 4 月 3 日 公立 太郎 令和 7 年 4 月 3 日	
所属所名 何々小学校 所属所長・職・氏名 校長 奈良 一郎 (電話番号 0742-20-0000)					

被扶養者認定申告書の提出時に、認定希望者のマイナンバーが記入できない場合は、空欄でご提出ください。その場合、被扶養者認定申告書の写しをとり、マイナンバーを記入したうえで後日ご提出ください。又は「別紙で報告」欄にチェックしたうえで別紙「マイナンバー記入様式」（裏面参照）を後日ご提出ください。

# マイナンバー記入様式

所属所名 所属所コード	組合員氏名 組合員番号	生年月日 性別 年齢
		年 月 日
		男・女 歳



支部受付印

## 組合員本人又は被扶養者

氏名		続柄	生年月日				
カナ	・		元号	年	月	日	
	(氏) (名)						
漢字	・		性別		年齢		
			<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	歳		
マイナンバー (12桁)							

## 被扶養者

氏名		続柄	生年月日				
カナ	・		元号	年	月	日	
	(氏) (名)						
漢字	・		性別		年齢		
			<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	歳		
マイナンバー (12桁)							

## 被扶養者

氏名		続柄	生年月日				
カナ	・		元号	年	月	日	
	(氏) (名)						
漢字	・		性別		年齢		
			<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	歳		
マイナンバー (12桁)							

## 被扶養者

氏名		続柄	生年月日				
カナ	・		元号	年	月	日	
	(氏) (名)						
漢字	・		性別		年齢		
			<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	歳		
マイナンバー (12桁)							

## 被扶養者

氏名		続柄	生年月日				
カナ	・		元号	年	月	日	
	(氏) (名)						
漢字	・		性別		年齢		
			<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	歳		
マイナンバー (12桁)							

# 被扶養者取消申告書

所属所名 所属所コード	組合員氏名 組合員番号	生年月日 性別 年齢
		年 月 日 男・女 歳

支部受付印

所属所受付印

取消対象者					
氏名			続柄	世帯	年齢
カナ 漢字	(氏) 名	・ ・	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		歳
			給与等支払日 (複数社の給与がある方のみ)		
			(1) 毎月 日払 (休日時 前日・後日) (2) 毎月 日払 (休日時 前日・後日)		
事実発生年月日		取消事由			共済使用欄
年 月 日	<input type="checkbox"/> 就職(健康保険に加入) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 扶養替			<input type="checkbox"/> 超過見込 <input type="checkbox"/> 収入超過 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給	<input type="checkbox"/> 送金なし <input type="checkbox"/> 生計維持関係なし <input type="checkbox"/> その他( )

添付書類は下記参照

証を亡失した場合 (亡失した証にチェック)	<input type="checkbox"/> 資格確認書又は組合員被扶養者証 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証
亡失状況		
チェックで確認	<input type="checkbox"/> 亡失した証が見つかったときは、速やかにその証を返納します。	

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合奈良支部長 殿

年 月 日

組合員氏名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

所属所名

所属所長・職・氏名

(電話番号 )

## 添付書類

- 対象者の資格確認書又は組合員被扶養者証
- (希望者のみ)「資格喪失証明書交付申請書」
- 取消事由や取消日が確認できる書類等(下表参照)

事由	必要書類	一般組合員の配偶者(60歳未満)の場合
離婚	離婚日を確認できる書類	「国民年金第3号被保険者関係届」
収入超過(就労収入)	雇用契約書の写し、採用辞令の写し、必要分の給与明細書の写し等	
収入超過(年金収入)	年金証書、年金額改定通知等	
収入超過(株等)	特定口座年間取引報告書の写し等	
雇用保険受給	雇用保険受給資格者証の写し	
超過見込	収入超過の見込を確認できる書類	
扶養替	「資格喪失証明書交付申請書」	
送金なし、生計維持関係なし	取消日までの状況を確認できる書類	
就職(健康保険に加入)	資格確認書の写し(有効期限を経過していないもの)、雇用契約書又は採用辞令の写しのいずれか	

※ 就職(健康保険に加入)による取消の場合、マイナンバーを利用した情報連携により、新しい健康保険の資格情報を確認しますので、添付の省略を可能とします。

# 被扶養者取消申告書

## 記 入 例

所属所名 所属所コード	組合員氏名 組合員番号	生年月日 性別 年齢
何々小学校 500000	公立 太郎 000000	S55年 8月 8日 男・女 44歳

取消対象者

組合員が同日付で複数枚提出する場合は記入。  
組合員署名、所属所長証明は1枚目のみで可。



氏名		続柄	世帯	年齢
カナ (氏)	コウリツ 公立	妻	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	44 歳
漢字 (名)	キミコ 公子			
		給与等支払日 (複数社の給与がある方のみ)		
		①: 毎月 15 日 払 (休日時 前日、後日) ②: 毎月 末 日 払 (休日時 前日、後日)		
事実発生年月日 R7 年 4 月 1 日		取消事由		
<input type="checkbox"/> 就職(健康保険に加入) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 扶養替		<input checked="" type="checkbox"/> 超過見込 <input checked="" type="checkbox"/> 収入超過 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給	<input type="checkbox"/> 送金なし <input type="checkbox"/> 生計維持関係なし <input type="checkbox"/> その他()	
共済使用欄				

添付書類は下記参照

証を亡失した場合 (亡失した証にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 資格確認書又は組合員被扶養者証 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証
亡失状況	<b>被扶養者証を紛失し返却することができません。</b>	
チェックで確認	<input checked="" type="checkbox"/> 亡失した証が見つかったときは、速やかにその証を返納します。	

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合奈良支部長 殿

令和 7 年 4 月 3 日

組合員氏名 **公立 太郎**

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 7 年 4 月 3 日

所属所名

**何々小学校**  
**校長 奈良 一郎**  
(電話番号 0142-20-0000)

一般組合員の被扶養配偶者で、(収入超過)や(離婚)等が原因で取消となり、国民健康保険に加入することとなる場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」が必要です。

### 添付書類

- 対象者の資格確認書又は組合員被扶養者証
- (希望者のみ)「資格喪失証明書交付申請書」
- 取消事由や取消日が確認できる書類等(下表参照)

一般組合員の配偶者(60歳未満)の場合

「国民年金第3号被保険者関係届」

事由	必要書類	一般組合員の配偶者(60歳未満)の場合
離婚	離婚日を確認できる書類	
収入超過(就労収入)	雇用契約書の写し、採用辞令の写し、必要分の給与明細書の写し等	
収入超過(年金収入)	年金証書、年金額改定通知等	
収入超過(株等)	特定口座年間取引報告書の写し等	
雇用保険受給	雇用保険受給資格者証の写し	
超過見込	収入超過の見込を確認できる書類	
扶養替	「資格喪失証明書交付申請書」	「資格情報のお知らせ」は証明書類として利用できません。
送金なし、生計維持関係なし	取消日までの状況を確認できる書類	
就職(健康保険に加入)	資格確認書の写し(有効期限を経過していないもの)、雇用契約書又は採用辞令の写しのいずれか	

\* 就職(健康保険に加入)による取消の場合、マイナンバーを利用した情報連携により、新しい健康保険の資格情報を確認しますので、添付の省略を可能とします。

# 雇用形態及び給与支払見込証明書

被雇用者氏名					採用年月日	年 月 日		
生年月日	年 月 日							
雇用（契約）期間	① 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日 契約期間の延長の有無 : 有 (か月更新・未定) 無 ② 期間の定め無し							
勤務時間	① 実労働時間 時間 分 / 1日 ② 不確定 (ただし、月 時間以内)							
勤務日数	① 月労働日数 日 ② 不確定 (ただし、月 日以内)							
給与等	① 時給： 円 ④ 支払日： 毎月 日 (休日時 前日・後日) ② 日給： 円 ⑤ 交通費： 有(日 円・月 円)・無 ③ 月給： 円 ⑥ 賞与等： 有・無							
被雇用者の各種保険制度への加入状況	① 雇用保険 ③ 該当なし ② 健康保険 ④ その他 ( )							
月々給与等支給見込 (記入月①から先12か月間の見込み)								
	① 年 月	② 年 月	③ 年 月	④ 年 月	⑤ 年 月	⑥ 年 月	⑦ 年 月	
給料額								
交通費								
支給合計								
	⑧ 年 月	⑨ 年 月	⑩ 年 月	⑪ 年 月	⑫ 年 月	合計 (賞与込)		
給料額								
交通費								
支給合計								
賞与(支給年月/支給額)	年 月			年 月		年 月		
上記のとおり相違ないことを証明します。								
年 月 日								
事業主 所在地								
名 称 印								
電 話								



# 退職証明書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者は、 年 月 日付けをもって退職したことを証明します。

なお、この者に係る雇用保険の内容については、下記のとおりです。

記

1 雇用保険の加入有無について

- ① 有 (加入期間： 年 月)
- ② 無

2 上記1で①のとき、雇用保険被保険者離職票について

- ① 本人自宅へ郵送又は手渡した ( 年 月 日)
- ② 本人自宅へ郵送又は手渡す予定 (予定日： 年 月 日頃)
- ③ 離職票交付希望無し

3 上記1で①のとき、離職理由について

- ① 自己都合
- ② ①以外の離職 (理由： )

年 月 日

所 在 地 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

## 退職証明書

住 所 奈良県奈良市何々 1111-1111

氏 名 公立 さざえ

上記の者は、令和 7 年 3 月 31 日付けをもって退職したことを証明します。

なお、この者に係る雇用保険の内容については、下記のとおりです。

記

1 雇用保険の加入有無について

- ① 有 (加入期間： 3 年 6 月)  
② 無

2 上記 1 で①のとき、雇用保険被保険者離職票について

- ① 本人自宅へ郵送又は手渡した ( 年 月 日 )  
② 本人自宅へ郵送又は手渡す予定 ( 予定日 : 令和 7 年 4 月 15 日頃 )  
③ 離職票交付希望無し

3 上記 1 で①のとき、離職理由について

- ① 自己都合  
② ①以外の離職 ( 理由 : )

※解雇、定年、契約期間満了で離職の場合は②

令和 7 年 4 月 3 日

所 在 地 大阪府大阪市………

会 社 名 株式会社 ○×○×

代表者名 ○○ ○○○

印

(印)

## 被扶養者認定における確認書

次の項目をすべてチェックで確認ください。

**被扶養者制度の目的を確認しました。**

【地方公務員等共済組合法で定める被扶養者制度の目的】

被扶養者とは、組合員の収入により生計を維持している要件を満たす家族について、病気やけがによる経済上の負担や精神的な圧迫による組合員の生活状態への影響を軽減し、組合員が安心して仕事ができるようにという目的で定められた制度です。

上記のとおりこの制度は、組合員のために定められたものであり、家族のために定められたものではありません。また、「組合員が扶養している家族のうち」ということが、制度の大前提のため、組合員の配偶者と子以外の家族が、単純に退職したからなどの理由だけでは、適用されません。

なお、家族を被扶養者とするには、組合員からの届出を共済組合が審査し、認めた場合に限ります。

**今回、認定を希望している者（以下「認定対象者」という。）については、裏面のとおり私の収入により生計を維持していることに間違いありません。（裏面を記入してください。）**

【組合員による生計維持関係があるということ】

認定対象者に係る生計費（食費、水道・光熱費、住居費、家事用品費、通信費など。3人世帯（20～40歳1人、60～69歳2人）のとき、生活保護制度における生活扶助基準額（日常生活に必要な食費、被服費、光熱費等）は、最低でも12万円以上です。）の大半を、組合員の収入から支出している（これからする）状況であり、社会通念上、組合員が主たる扶養者であると言えること。（組合員からの経済的援助がなくなるときは認定対象者の生活の維持に支障を来すこととなる関係であること。）

また、認定対象者を含む被扶養者全員を、継続的に養う経済的扶養能力が組合員にあること。  
※父母が認定対象のとき、組合員の可処分所得から自身の生計費を除いた額が、父母の収入を下回る場合は、組合員が扶養しなくてはならない相当な理由が必要です。

**認定対象者の収入状況について、正確に把握しています。**

【認定基準額】

① 認定基準年額：130万円未満の所得

60歳以上の者及び障害を支給事由とする公的年金受給者等は、年額180万円未満

※ここでの年額とは、どの月からも向こう12か月をいいます。

また、課税・非課税ではなく、すべての恒常的収入（遺族、障害年金や個人年金保険、傷病手当金、給与収入がある場合は交通費を含む。）が対象です。

② 認定基準月額：108,334円未満（年額180万円のときは15万円未満）

基本的にこの額以上の収入が見込まれる場合は認定できません。

③ 認定基準日額：3,612円未満

（60歳以上の者及び障害を支給事由とする公的年金受給者等は、5,000円未満）

雇用保険を受けるとき、基本手当額がこの額以上であれば認定できません。

※このほかに、父母の認定などでは、夫婦合算で認定基準を立てることもありますが、組合員が生計を維持しているかどうかが先の要件であるため、基本的には、組合員の収入と両親の収入から生計費負担のバランスを見て、認定の可否を判断します。

**被扶養者認定に伴う誓約書**

認定対象者は、私の収入により生計を維持していることに間違いなく、認定対象者の収入についても正確に把握し、上記内容を理解したうえで、被扶養者申告書を提出します。事実と相違があった場合には、貴組合の決定に異議を申し立てません。

また、扶養認定後においても、責任を持って被扶養者の収入状況等を管理し、認定基準額を超える場合や生計維持関係がなくなった場合には、すみやかに報告します。

年　　月　　日　　組合員氏名 \_\_\_\_\_

## 生計維持に関する申立書

記入日： 年 月 日

所属所名：	
組合員番号：	組合員氏名：

以下のとおり、私が認定対象者の主たる扶養者であることを申し立てます。

1 自身の毎月の収支について（年間通して平均値を記入してください。）

		項目	金額
収入	給料（手取）※賞与除く		円
支出1	食費（自宅以外）		円
	交通費（電車、バス、ガソリン代など）		円
	通信費（携帯電話、インターネットなど）		円
	生命保険、自動車保険料など		円
	教養、娯楽、交際、被服、雑費など		円
	貯金、返済金		円
	その他毎月支出1		円
	その他毎月支出2		円
支出2	既に被扶養者である者に係る支出		円
収入－支出1、2		<b>A</b>	円

この書類により、組合員が認定対象者の生計を維持していること又はできることや必要性について判断させていただきます。

支出費用について、総務省調査に基づく標準生計費を大きく下回るような場合は、可能な限りの証明書類を求めます。提示ができない場合や虚偽があった場合、生活に無理があると判断した場合は、被扶養者認定は行いません。

※新規採用者などで、上記支出1をこれまで家族が負担していたものについては、自分が今後負担するものとして記入してください。

2 認定対象者の今後の毎月の収支について（年間通して平均値を記入してください。）

		対象者の氏名	年齢	続柄	上記1の支出1 に係る支出金額	向こう12か月間の収入 ÷ 12	
1					円	円	
2					円	円	
合計				<b>B</b>	円	<b>C</b>	円

※支出が0円のとき、そうでないことが判明すれば、認定を行いません。

3 自身と認定対象者が共にする毎月の生計費の支出について（年間通して平均値を記入してください。）

	項目	金額	左記金額の負担割合			
			組合員	被扶養者	認定対象者	
支出	食費	円	円	円	円	
	水道費	円	円	円	円	
	光熱費	円	円	円	円	
	生活用品費	円	円	円	円	
	通信費（固定電話、インターネットなど）	円	円	円	円	
	住居関係費（家賃、ローン、保険金など）	円	円	円	円	
	その他毎月支出1	円	円	円	円	
	その他毎月支出2	円	円	円	円	
合計		<b>G</b>	円	<b>D</b>	円	
			<b>E</b>	円	<b>F</b>	円

※認定外家族の生計費負担者がいる場合は、右枠外に記入してください。↑

1+被扶養者数 +認定対象者数	<b>G</b> × 1/①	<b>G</b> - ②	<b>③</b> × 1/2	<b>B</b> × 1/2	条件	<b>②+④ &lt; <b>D</b> かつ ②+④+⑤ &lt; <b>A</b></b>
①	②	③	④	⑤		

※認定外家族の生計費負担がある場合は、条件が異なりますので記入不要です。

4 特記事項（上記内容に説明が必要な場合は、記入してください。）

--

## 被扶養者認定における確認書

次の項目をすべてチェックで確認ください。

**被扶養者制度の目的を確認しました。**

【地方公務員等共済組合法で定める被扶養者制度の目的】

被扶養者とは、組合員の収入により生計を維持している要件を満たす家族について、病気やけがによる経済上の負担や精神的な圧迫による組合員の生活状態への影響を軽減し、組合員が安心して仕事ができるようにという目的で定められた制度です。

上記のとおりこの制度は、組合員のために定められたものであり、家族のために定められたものではありません。また、「組合員が扶養している家族のうち」ということが、制度の大前提のため、組合員の配偶者と子以外の家族が、単純に退職したからなどの理由だけでは、適用されません。

なお、家族を被扶養者とするには、組合員からの届出を共済組合が審査し、認めた場合に限ります。

**今回、認定を希望している者（以下「認定対象者」という。）については、裏面のとおり私の収入により生計を維持していることに間違いありません。（裏面を記入してください。）**

【組合員による生計維持関係があるということ】

認定対象者に係る生計費（食費、水道・光熱費、住居費、家事用品費、通信費など。3人世帯（20～40歳1人、60～69歳2人）のとき、生活保護制度における生活扶助基準額（日常生活に必要な食費、被服費、光熱費等）は、最低でも12万円以上です。）の大半を、組合員の収入から支出している（これからする）状況であり、社会通念上、組合員が主たる扶養者であると言えること。（組合員からの経済的援助がなくなるときは認定対象者の生活の維持に支障を来すこととなる関係であること。）

また、認定対象者を含む被扶養者全員を、継続的に養う経済的扶養能力が組合員にあること。  
※父母が認定対象のとき、組合員の可処分所得から自身の生計費を除いた額が、父母の収入を下回る場合は、組合員が扶養しなくてはならない相当な理由が必要です。

**認定対象者の収入状況について、正確に把握しています。**

【認定基準額】

①認定基準年額：130万円未満の所得

60歳以上の者及び障害を支給事由とする公的年金受給者等は、年額180万円未満

※ここでの年額とは、どの月からも向こう12か月をいいます。

また、課税・非課税ではなく、すべての恒常的収入（遺族、障害年金や個人年金保険、傷病手当金、給与収入がある場合は交通費を含む。）が対象です。

②認定基準月額：108,334円未満（年額180万円のときは15万円未満）

基本的にこの額以上の収入が見込まれる場合は認定できません。

③認定基準日額：3,612円未満

（60歳以上の者及び障害を支給事由とする公的年金受給者等は、5,000円未満）

雇用保険を受けるとき、基本手当額がこの額以上であれば認定できません。

※このほかに、父母の認定などでは、夫婦合算で認定基準を立てることもありますが、組合員が生計を維持しているかどうかが先の要件であるため、基本的には、組合員の収入と両親の収入から生計費負担のバランスをみて、認定の可否を判断します。

### 被扶養者認定に伴う誓約書

認定対象者は、私の収入により生計を維持していることに間違いなく、認定対象者の収入についても正確に把握し、上記内容を理解したうえで、被扶養者申告書を提出します。事実と相違があった場合には、貴組合の決定に異議を申し立てません。

また、扶養認定後においても、責任を持って被扶養者の収入状況等を管理し、認定基準額を超える場合や生計維持関係がなくなった場合には、すみやかに報告します。

令和7年4月3日 組合員氏名 公立 公夫

## 生計維持に関する申立書

記入日：令和7年4月3日

所属所名：何々小学校

組合員番号：999999

組合員氏名：公立 公夫

以下のとおり、私が認定対象者の主たる扶養者であることを申し立てます。

1 自身の毎月の収支について（年間通して平均値を記入してください。）

	項目	金額
収入	給料（手取）※賞与除く	170,000 円
支出1	食費（自宅以外）	10,000 円
	交通費（電車、バス、ガソリン代など）	15,000 円
	通信費（携帯電話、インターネットなど）	7,000 円
	生命保険、自動車保険料など	15,000 円
	教養、娯楽、交際、被服、雑費など	20,000 円
	貯金、返済金	10,000 円
	その他毎月支出1	3,000 円
	その他毎月支出2	円
支出2	既に被扶養者である者に係る支出	円
収入－支出1、2		A 90,000 円

この書類により、組合員が認定対象者の生計を維持していること又はできることや必要性について判断させていただきます。

支出費用について、総務省調査に基づく標準生計費を大きく下回るような場合は、可能な限りの証明書類を求めます。提示ができない場合や虚偽があった場合、生活に無理があると判断した場合は、被扶養者認定は行いません。

※新規採用者などで、上記支出1をこれまで家族が負担していたものについては、自分が今後負担するものとして記入してください。

2 認定対象者の今後の毎月の収支について（年間通して平均値を記入してください。）

	対象者の氏名	年齢	続柄	上記1の支出1に係る支出金額	向こう12か月間の収入÷12
1	公立 立子	65	母	30,000 円	100,000 円
2	公立 公郎	67	父	30,000 円	100,000 円
合計		B 60,000 円	C 200,000 円		

※支出が0円のとき、そうでないことが判明すれば、認定を行いません。

3 自身と認定対象者が共にする毎月の生計費の支出について（年間通して平均値を記入してください。）

	項目	金額	左記金額の負担割合		
			組合員	被扶養者	認定対象者
支出	食費	90,000 円	B 60,000 円	円	30,000 円
	水道費	8,000 円	円	円	8,000 円
	光熱費	12,000 円	円	円	12,000 円
	生活用品費	15,000 円	B 15,000 円	円	円
	通信費（固定電話、インターネットなど）	5,000 円	B 5,000 円	円	円
	住居関係費（家賃、ローン、保険金など）	15,000 円	円	円	15,000 円
	その他毎月支出1	5,000 円	円	円	5,000 円
	その他毎月支出2	円	円	円	円
合計		G 150,000 円	D 80,000 円	E 円	F 70,000 円

※認定外家族の生計費負担者がいる場合は、右枠外に記入してください。↑

1+被扶養者数 +認定対象者数	G × 1/①	G - ②	③ × 1/2	B × 1/2	条件	②+④ < D かつ ②+④+⑤ < A
① 3	② 50,000	③ 100,000	④ 50,000	⑤ 30,000		

※認定外家族の生計費負担がある場合は、条件が異なりますので記入不要です。

4 特記事項（上記内容に説明が必要な場合は、記入してください。）

上記例の状況では、条件を満たさない。組合員の収入がもう少し高く、条件を満たした場合では、組合員がギリギリの生活をしているのに両親は収入を余らす結果となります。この場合は、なぜ扶養する必要があるのか、両親の収入は何に使用しているかなどココに記入してください。（場合により証明書類などを求めます。）

## 別居被扶養者に係る送金報告書（新規用・更新用）

記入日： 年 月 日 [ご記入の前に必ず裏面を読んでください。]

所属所名：	
組合員番号：	組合員氏名：

1 今回の報告対象者について（対象者同士同居のこと。別地のときはそれぞれ報告書が必要です。）

<input type="checkbox"/> 別居の親族を被扶養者として認定を希望している	[別居の理由]
<input type="checkbox"/> 被扶養者と別居することになった	

	対象者の氏名	年齢	続柄	対象者の収入	
①				無	・ 有 → 年間約 万円
②				無	・ 有 → 年間約 万円
③				無	・ 有 → 年間約 万円

※ここで年間収入とは、毎年1月から12月といったことではなく、どの月からも向こう12か月をいいます。

2 今回の報告対象者と同居する、すでに仕送りをしている被扶養者がいる場合（再計算）

	被扶養者氏名	年齢	続柄	被扶養者の収入	送全年額
④				無・有→年間約 万円	円

3 今回の報告対象者を、他の親族と共同して扶養する場合（対象者の配偶者は含まない）

	氏名	年齢	続柄	収入	送全年額
⑤				年間約 万円	円
⑥				年間約 万円	円

※他の扶養者がいる場合は、その送金についても証明書類が必要になります。

4 被扶養者と認められる送金額の確認

①～④の無収入者数	①～④の有収入者数	①～④の収入合計	⑤, ⑥の送全年額合計
あ：	い：	う： 万円	え： 円

あ+い=1のとき、次の条件を満たしていること  
・ $[お \geq (う + お + え) \div 3]$ かつ  $[お + え \geq 60\text{万円}]$

組合員の最低送全年額  
[お>え]

あ+い≥2のとき、次の条件を満たしていること  
 対象者全員が無収入のとき  
 ・ $[お + え \geq 60\text{万円} + 30\text{万円} \times (あ - 1)]$   
 対象者全員に収入があるとき  
 ・ $[お \geq (う + お + え) \div 3]$ かつ  $[お + え \geq 60\text{万円} + 30\text{万円} \times (い - 1)]$   
 対象者に有収入者と無収入者がいるとき  
 まず、収入のある対象者分を合算し、次の条件を満たすこと  
 ・ $[お \geq (う + お + え) \div 3]$ かつ  
 $[お + え \geq [60\text{万円} + 30\text{万円} \times (い - 1)] + [30\text{万円} \times あ]]$

下記の額を毎月定期的に  
送金します  
[お ÷ 12 以上の額]

A： 円

あなたの可処分所得（手取り） から送全年額を控除した額	う + A × 12 (対象者の総収入)	[X < Yのとき、扶養しなければならない具体的な理由]
X：年間約 万円	Y：年間約 万円	

5 次の項目をチェックで確認ください。

- 裏面の内容について、異議はありません。
- 上記4で記入した額を、毎月定期的に送金し、確認時には遅滞なく証明書類を提出します。
- 対象者の収入状況を管理し、認定基準の範囲内で増額したときは、再計算の上送金を行います。

## [「別居被扶養者に係る送金報告書(新規用)」を記入する前に必ず読んでください]

この報告書は、別居する親族を認定するとき又は住所変更に伴い組合員と別居することになった被扶養者を継続して認定する場合の、「別居被扶養者に係る送金報告書」により決定し、主として組合員の収入により生計を維持しているかどうかの確認を、送金証明書類をもって判断します。

また、認定対象者を含む被扶養者全員を、継続的に養う経済的扶養能力が組合員にあることなども判断基準になります。

対象者が次の者である場合は、報告の必要はありません。

- ・配偶者及び就職歴のない子
- ・福祉施設等の入所者
- ・組合員が単身赴任による別居（組合員の配偶者及び子とは同居のこと）

### 1 被扶養者と認める送金額

#### (1) 最低送金年額条件

$$\boxed{\text{対象者の収入年額合計(A)}} = \boxed{\text{対象者自身の収入年額(ア)}} + \boxed{\text{組合員の送金年額(イ)}} + \boxed{\text{他の扶養者の送金年額(ウ)}}$$

※(ウ)には、被扶養者でない対象者の配偶者を含まないこと。

(イ)>(ウ)であること。（(ウ)が複数人の場合はいずれも上回っていること）

(A)が、組合員の可処分所得を超える場合は、相当な理由が必要です。（場合により証明書類を求めます。）

① 対象者1人のとき、次の条件を満たすこと

- ・(イ) $\geq$ (A) $\div 3$ かつ(イ)+(ウ) $\geq$ 60万円

② 対象者複数の場合（対象者同士同居のこと。別地のときはそれぞれ①の条件とする。）

○対象者全員が無収入のとき、次の条件を満たすこと

- ・(イ)+(ウ) $\geq$ 60万円+30万円×(対象者数-1)

○対象者全員に収入があるときは、次の条件を満たすこと

- ・(イ) $\geq$ (A) $\div 3$ かつ(イ)+(ウ) $\geq$ 60万円+30万円×(対象者数-1)

○対象者に有収入者と無収入者とがいるとき、次の条件を満たすこと

- ・(イ) $\geq$ (A) $\div 3$ かつ

- ・(イ)+(ウ) $\geq$ [60万円+30万円×(対象有収入者数-1)]+[30万円×対象無収入者数]

#### (2) 最低送金月額

上記(1)の条件を満たす組合員の送金年額を12で除した金額

対象者の収入が増額したときには、必ず再計算の上、速やかに送金額を増額すること。

ただし、対象者の収入が減少したことによる送金額の減少は、基本的には認めない。

### 2 送金方法

金融機関や現金書留を利用し、最低送金月額以上を毎月定期的に送金すること。

手渡しは、どんなに家が近くても認めません。他の扶養者の送金についても同じ。

### 3 確認時期及び提出書類

#### (1) 確認時期

被扶養者認定要件確認時（毎年10、11月）

#### (2) 提出書類

次の①から④のいずれかの写しを添付すること。

※他の扶養者がいる場合は、その送金を証明できる書類についても添付すること。

①振込明細書（依頼人は組合員とすること）

②現金書留の控え（依頼主は組合員とすること）

③対象被扶養者の通帳（対象被扶養者の口座を組合員が通帳、被扶養者がカードを使用することも可）

④組合員の通帳（組合員が海外にいるとき、給与口座の通帳を被扶養者が管理している場合のみ）

#### (3) その他

生計維持関係に疑義が生じた場合は、生計費について調査します。

送金の事実等がない場合や対象者が仕送りを必要としていないことが判明すれば、そのときに遡及して認定取消となります。

## 記入例

### 別居被扶養者に係る送金報告書（新規用・更新用）

記入日：令和7年4月3日 [ご記入の前に必ず裏面を読んでください。]

所属所名：何々小学校

組合員番号：777777

組合員氏名：福利 太郎

1 今回の報告対象者について（対象者同士同居のこと。別地のときはそれぞれ報告書が必要です。）

<input checked="" type="checkbox"/> 別居の親族を被扶養者として認定を希望している	[別居の理由] 結婚のときに家を出たため
<input type="checkbox"/> 被扶養者と別居することになった	

	対象者の氏名	年齢	続柄	対象者の収入
①	福利 一郎	67	父	無・有 → 年間約 175 万円
②	福利 花子	62	母	無・有 → 年間約 150 万円
③				無・有 → 年間約 万円

※ここで年間収入とは、毎年1月から12月といったことではなく、どの月からも向こう12か月をいいます。

2 今回の報告対象者と同居する、すでに仕送りをしている被扶養者がいる場合（再計算）

	被扶養者氏名	年齢	続柄	被扶養者の収入	送全年額
④				無・有 → 年間約 万円	円

3 今回の報告対象者を、他の親族と共同して扶養する場合（対象者の配偶者は含まない）

	氏名	年齢	続柄	収入	送全年額
⑤				年間約 万円	円
⑥				年間約 万円	円

※他の扶養者がいる場合は、その送金についても証明書類が必要になります。

4 被扶養者と認められる送金額の確認

①～④の無収入者数	①～④の有収入者数	①～④の収入合計	⑤, ⑥の送全年額合計
あ：	い： 2	う： 325 万円	え： 円

あ+い=1のとき、次の条件を満たしていること  
・[お+（う+お+え）÷3]かつ【お+え≥60万円】

組合員の最低送全年額  
【お>え】

あ+い≥2のとき、次の条件を満たしていること  
○対象者全員が無収入のとき  
・[お+え≥60万円+30万円×(あ-1)]  
○対象者全員に収入があるとき  
・[お+（う+お+え）÷3]かつ【お+え≥60万円+30万円×(い-1)】  
○対象者に有収入者と無収入者がいるとき  
まず、収入のある対象者分を合算し、次の条件を満たすこと  
・[お+（う+お+え）÷3]かつ  
[お+え≥[60万円+30万円×(い-1)]+{30万円×あ}]

お： 1,625,000 円

下記の額を毎月定期的に  
送金します  
【お÷12以上の額】

A： 136,000 円

あなたの可処分所得（手取り） から送全年額を控除した額	う+A×12 (対象者の総収入)	[X<Yのとき、扶養しなければならない具体的な理由] 祖父母が福祉施設に入所しており、両親は それに多額の費用を支払っているため
X:年間約 400 万円	Y:年間約 488 万円	

5 次の項目をチェックで確認ください。

- 裏面の内容について、異議はありません。
- 上記4で記入した額を、毎月定期的に送金し、確認時には遅滞なく証明書類を提出します。
- 対象者の収入状況を管理し、認定基準の範囲内で増額したときは、再計算の上送金を行います



# 扶養に関する証明書

所属名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記職員に対して、下記の者にかかる扶養手当の支給、税法上の扶養親族控除  
及び健康保険の被扶養者の認定を行っていないことを証明します。

記

職員との続柄	氏名	生年月日

年      月      日

所 在 地 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

(印)

## 扶養に関する証明書

所属名**××部 ○○○営業所**氏 名**公立 共美**

上記職員に対して、下記の者にかかる扶養手当の支給、税法上の扶養親族控除及び健康保険の被扶養者の認定を行っていないことを証明します。

記

職員との続柄	氏名	生年月日
<b>父</b>	<b>公立 立夫</b>	<b>昭和30年3月3日</b>

**令和7年4月3日**所在 地会社名 **株式会社 ○×△**代表者名 **○○ ○○○****印**

(印)

# 扶養に関する協議書

認定対象者 {  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 年 月 日 ( 歳 )

上記の者を、主として(組合員) \_\_\_\_\_ が扶養することについては、  
私たち扶養義務者が協議し決定しました。

公立学校共済組合奈良支部長 殿

年 月 日

続柄	氏名・押印	年齢 歳	年収 万円	援助有無 有・無	同別居 同・別	扶養できない理由 又は援助額(月)
組合員						
		歳	万円	有・無	同・別	
		歳	万円	有・無	同・別	
		歳	万円	有・無	同・別	
		歳	万円	有・無	同・別	
		歳	万円	有・無	同・別	

【注意】

1. 続柄及び同別居は、認定対象者からみた状態を記入すること。
2. 本人としての健康保険加入者(被保険者)は、源泉徴収票の写し又は所得証明書を添付すること。(組合員含む)  
家族としての健康保険加入者(被扶養者)は、その資格確認書等の写しを添付すること。
3. 認定対象者へ組合員以外から援助があるとき、組合員の援助年額は  
(認定対象者の収入年額+組合員の援助年額+他者の援助年額) ÷ 3 を上回らなければ認定できない。  
また、他者が別居で送金のときは、毎月の送金を証明できる書類を検認時に提出すること。
4. ここでいう扶養する者とは、認定対象者に対し主として経済的な援助を行う者であるため、当然年収で左右する。  
組合員と同様の立場の他者がいるとき、他者の方が年収が高い場合は、相当な理由がなければ認定できない。  
また、扶養義務者全員が認定対象者と別居のとき、家が近い者であるなどは理由にならない。

# 扶養に関する協議書

認定対象者

住所	奈良県奈良市何々1111-1111
氏名	公立 ふね
生年月日	昭和28年 8月 8日 ( 71 歳)

上記の者を、主として(組合員) 公立 ますお が扶養することについては、私たち扶養義務者が協議し決定しました。

公立学校共済組合奈良支部長 殿

令和7年4月3日

続柄	氏名・押印	年齢	年収	援助有無	同別居	扶養できない理由 又は援助額(月)
組合員 <b>長男</b>	<b>公立 ますお</b>	<b>39歳</b>	<b>600万円</b>	有・無	同・別	
<b>二男</b>	<b>公立 いかお</b>	<b>37歳</b>	<b>200万円</b>	有・無	同・別	<b>アルバイトで収入 が少ないため</b>
<b>三男</b>	<b>公立 うにお</b>	<b>34歳</b>	<b>500万円</b>	有・無	同・別	<b>妻子を扶養してい るため余裕がない</b>
<b>長女</b>	<b>公立 ぐにこ</b>	<b>41歳</b>	<b>0万円</b>	有・無	同・別	<b>結婚し夫の被扶養 者となっている</b>
		歳	万円	有・無	同・別	
		歳	万円	有・無	同・別	

【注意】

1. 続柄及び同別居は、認定対象者からみた状態を記入すること。
2. 本人としての健康保険加入者(被保険者)は、源泉徴収票の写し又は所得証明書を添付すること。(組合員含む)  
家族としての健康保険加入者(被扶養者)は、その資格確認書等の写しを添付すること。
3. 認定対象者へ組合員以外から援助があるとき、組合員の援助年額は  
(認定対象者の収入年額+組合員の援助年額+他者の援助年額) ÷ 3 を上回らなければ認定できない。  
また、他者が別居で送金のときは、毎月の送金を証明できる書類を検認時に提出すること。
4. ここでいう扶養する者とは、認定対象者に対し主として経済的な援助を行う者であるため、当然年収で左右する。  
組合員と同様の立場の他者がいるとき、他者の方が年収が高い場合は、相当な理由がなければ認定できない。  
また、扶養義務者全員が認定対象者と別居のとき、家が近い者であるなどは理由にならない。

# 国内居住要件の例外該当に関する申立書

公立学校共済組合奈良支部長 様

令和 年 月 日

所属名

組合員氏名

(続柄) (氏名) は、現在日本国内に住民票がなく、海外に

在住していますが、下記の例外事由に該当することを申立てます。

記

該当事由に ○を記入	例外該当事由	確認書類
	① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
	② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
	③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
	④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
	⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

## 【注意】

該当事由の確認書類を添付してください。

書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

# 国内居住要件の例外該当に関する申立書

公立学校共済組合奈良支部長 様

令和 7 年 4 月 3 日

所属名 **何々小学校**

組合員氏名 **公立 太郎**

(続柄) **二男** (氏名) **公立 二郎** は、現在日本国内に住民票がなく、海外に

在住していますが、下記の例外事由に該当することを申立てます。

記

該当事由に ○を記入	例外該当事由	確認書類
○	① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
	② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
	③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
	④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
	⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

## 【注意】

該当事由の確認書類を添付してください。

書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

様式コード  
4 3 0 0

国民年金

# 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

提出者情報	事業所所在地	届出記入の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。		日本年金機構	
	事業所名称	〒 -			
	事業主氏名			社会保険労務士記載欄	
	電話番号	( )		氏名等	
	事業主等受付年月日	令和 年 月 日			

A. (第2号被保険者)	① 氏名	(フリガナ)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	③ 性別 (続柄)	1.男性 2.女性
			④ 個人番号 (基礎年金番号)						
	⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。 〒 - 都道府県	(フリガナ)						

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第3号被保険者	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 令和 年 月 日 日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名)				② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	③ 性別 (続柄)	1.夫 3.夫(未届) 2.妻 4.妻(未届)						
			(④ 個人番号 (基礎年金番号))															
			※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します□	⑤ 外国籍	⑥ 外国人通称名	(フリガナ)												
	⑦ 住所	同居 ・ 別居	〒 -	⑧ 電話番号	1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他 ( )													
	該当	※同居の場合も住民票の住所を記入してください。			⑨ 第3号被保険者になった日 7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑩ 理由	1.配偶者の就職 2.婚姻 3.離職 ( )	4.収入減少 5.その他 ( )	⑪ 配偶者の加入制度 31.厚生年金保険・健康保険 36.地方公務員等共済組合 32.国家公務員共済組合 37.日本私立学校振興・共済事業団	⑫ 第3号被保険者でなくなった日 7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑬ 理由	1.死亡(平成 年 月 日) 2.離婚 3.収入増加 6.その他( )
非該当(変更)	右の⑯～⑯の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いずれかを○で囲み、記	⑯ 海外特例要件に該当した日 1.海外特例 要件該当	⑯ 海外特例要件に該当した日 2.海外特例 要件非該当	9. 令和	年	月	日	⑯ 理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動	4.海外婚姻 5.その他( )	⑯ 海外特例要件に非該当となった日 1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他( )	⑯ 海外特例要件に非該当となった日 1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他( )	⑯ 理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動	4.海外婚姻 5.その他( )			

健康保険証の発行元に確認を受けてください。※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号	34290015		
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。			
	届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。 認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)			
	所在地	〒 630 - 8502	年	月
	名 称	奈良市登大路町30 奈良県教育委員会事務局内		
代表者等氏名				
電 話	0742(27)9829			
	組合員番号			

この届書は、以下の場合に提出していただくものです。

- ・健康保険組合または共済組合・国民健康保険組合に加入する第2号被保険者の配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・すでに健康保険・船員保険の被扶養者となっている配偶者が、20歳到達により国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・健康保険の任意継続中のため、配偶者の健康保険被扶養者とならず、国民年金第3号被保険者にのみ該当した場合
- ・国民年金第3号被保険者の収入が基準以上に増加したことによって扶養から外れた場合
- ・配偶者である第2号被保険者と離婚した場合
- ・海外居住の方が海外特例要件に該当または非該当となる場合

- ・この届出では、国民年金第3号被保険者にかかる資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡の届出、氏名・生年月日・性別の変更(訂正)の届出、被扶養配偶者非該当・海外特例要件該当・非該当の届出をすることができます。
- ・次の場合は別様式での届出となりますのでご注意ください。

全国健康保険協会管掌の健康保険の届出を同時に扱う場合→『健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届』

## 記入方法

### <△配偶者欄(第2号被保険者)>

- ①氏名 : 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。  
②生年月日 : 年月は該当する番号を〇で囲んでください。生年月日は右図のように記入してください。  
③個人番号 : 個人番号または基礎年金番号を記入してください。  
〔基礎年金番号〕  
④住所 : ④(個人番号・基礎年金番号)欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。  
基礎年金番号を記入した場合は、必ず住民票の住所を記入してください。

○和  
平  
年  
月  
日  
3  
0  
5  
0  
3

### <△第3号被保険者欄> ①～④、⑦は必ず記入してください。また該当の場合は⑤～⑩を、非該当・変更の場合は⑪～⑬を記入してください。

- △氏名 : 第3号被保険者が配偶者(第2号被保険者)を通して、事業主にこの届書を提出する日付を記入してください。20歳未満または60歳以上の方は第3号被保険者には該当しませんので、ご注意ください。氏名は住民票に登録されている氏名を記入し、押印してください。自署の場合には押印不要です。  
なお、氏名の記入は必須となります。本人署名(または押印)は事業主が第3号被保険者の届出意思を確認し、⑩「備考」欄に「届出意思確認済み」と記載することで省略が可能です。
- ③性別(縦柄) : 該当する番号を〇で囲んでください。内線関係にある場合は、「3.夫(未届)」「4.妻(未届)」のいずれかを〇で囲んでください。
- ④個人番号 : 個人番号または基礎年金番号を記入してください。  
〔基礎年金番号〕  
⑥外国人通称名 : 郵送物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は住民票に登録された通称名を記入してください。  
⑦住所 : 配偶者(第2号被保険者)と同居または別居のどちらかを〇で囲んだうえで、住民票の住所を記入してください。  
※住民票の住所と別途の住所に通知書の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先を記入して本届書と併せて提出してください。  
※海外居住者については、郵送物が届く国内における協力者住所(親族、第2号被保険者の勤務先住所等)を方書も含めて記入してください。  
なお、⑩「備考」欄には、第3号被保険者の海外住所を記入し、国内協力者が親族の場合は国内協力者の氏名及び第3号被保険者との続柄を図く例⑨のように記入してください。
- ⑨第3号被保険者になった日 : 第3号被保険者に該当した日を記入してください。20歳到達により第3号被保険者に該当した場合は、20歳になる誕生日の前日を記入してください。
- ⑩第3号被保険者でなくなった日 : 死亡の届出の場合は死亡年の翌日を、それ以外の場合は非該当になった日を記入してください。死亡の届出の場合、①「氏名」欄に第3号被保険者の氏名を記入し、⑩「備考」欄に届出者(第2号被保険者)の氏名を記入してください。  
※海外居住中・海外特例要件に該当しなくなったときや離婚等により被扶養配偶者でなくなったときなどには第3号被保険者ではなくなりますので、⑩「第3号被保険者でなくなった日」欄および⑪「理由」欄(「6.その他」に理由)を記入してください。
- ⑪備考 : 第3号被保険者等の氏名・生年月日・性別に変更(訂正)がある場合は、非該当(変更)を〇で囲んでください。  
なお、個人番号をお持ちの方は氏名および生年月日の変更の届出は不要です。
- ⑫海外特例要件に該当した日 : 海外居住者が海外特例要件に該当した日を記入してください。
- ⑬海外特例要件に非該当となった日 : 海外居住者が海外特例要件に該当しなくなった日の届出が必要です。海外から国内に転入したときは転入日(日本に住所を有することになった日)を記入してください。  
なお、海外居住中に海外特例要件に該当しなくなったときは、⑩「第3号被保険者でなくなった日」欄に記入してください。

△	海外住所:○○○○ ○○○○○○○○ 国内協力者:国年 一郎(父)
---	--

### <医療保険者記入欄>

- 認定年月日 : 扶養認定日が⑨「第3号被保険者になった日」と相違する場合のみ記入してください。  
代表者等氏名 : 代表者等氏名の押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。

△	変更前氏名 コクネン・サンコ 国年 三子 変更年月日 令和元年6月1日
---	---

## 海外居住の第3号被保険者の方へ

海外居住時の海外特例要件に該当する第3号被保険者の方は、海外居住中、【海外特例要件に該当しなくなったとき】【配偶者である第2号被保険者が資格喪失したとき】【当該第2号被保険者に生計を維持されなくなったとき】などには、第3号被保険者の資格喪失の届出が必要です(なお、資格喪失後も引き続き海外居住する場合20歳以上55歳未満の日本国籍を有する方は国民年金に任意加入が可能です)。また、日本に住所を有したときや海外特例要件の事由を変更したときにも届出が必要です。

## 添付書類

・医療保険者の扶養認定がされていない場合は、以下の添付書類が必要です。

ア 退職により収入要件を満たす場合	退職証明書または雇用保険被保険者履歴票のコピー
イ 先業給付保険申込または受給終了で収入要件を満たす場合	雇用保険受給資格証のコピー
ウ 年金受給中の場合	現在の年金受取額がわかる年金額の改定通知書等のコピー
エ 自営(農業等含む)による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書のコピー
オ 上記ア～エ以外の他の収入がある場合	イタマニに応じて書類および課税(非課税)証明書
カ 上記ア～オ以外	課税(非課税)証明書

・以下の添付に該当する場合は添付してください。

配信者と内線関係にある場合	内線関係にある両人の戸籍謄本(抄本) 被保険者世帯全員の住民票の写し等
---------------	--

※提出日からさかのばって80日以内に発行されたものであること。

## 個人番号(マイナンバー)により届出する際の本人確認

- ・第3号被保険者が事業主(船舶所有者)・共済組合に届書を提出するときは、事業主(船舶所有者)・共済組合において、マイナンバーが本人のものであることを確認し、届書の提出を行う者は正當な番号の持主であることを確認を行う必要があります。マイナンバーカード(個人番号カード)を届書に添付してください。なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの裏・裏面のコピーを添付してください。

- ・配偶者(第2号被保険者)が第3号被保険者の代理人として届書を事業主(船舶所有者)・共済組合に提出するときは、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面のコピー(マイナンバーが確認できる裏面のコピー)及び代理権限確認ができる委任状(※1)を添付してください。

※1: マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の①および②の書類を添付してください。

- ① マイナンバーが確認できる書類: 通知カード・個人番号の表示がある住民票の写し

- ② 身元(実浮)確認書類: 連絡免許証・パスポート・在留カードなど

※2: B.第3号被保険者(①氏名欄の「※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委託します口」の□に☑を付すことにより)委任状の添付を省略することができます。

※事業主(船舶所有者)・共済組合において本人確認を行った後の確認書類は、届書に添付して日本年金機構に提出する必要はありません。

## 添付書類

### ・資格取得届

被扶養者申告書の写し

第3号被保険者の年金手帳の写し、基礎年金番号通知書の写しなど基礎年金番号のわかるもの

結婚等による氏名変更を伴う場合は年金手帳

### ・非該当届

被扶養者申告書の写し

マスター内容カードの写しなど基礎年金番号のわかる書類

### ・遅延申立書(医療保険者の扶養認定がされていない場合)

所得証明書

收入の分かれる書類(給与明細書、給与支払証明書、確定申告書等)の写し

所得証明書に所得があるが退職または所得減少の場合は、退職日又は収入減少の日がわかる書類(退職証明書、雇用保険受給資格者証等)の写し

年金受給中の場合は、現在の年金額の改定通知書等の写し

婚姻の場合は、受理証明書又は戸籍抄本

共済組合では、個人番号での届出ではなく従前の基礎年金番号での届出をお願いしています。

様式コード

国民年金

### 第3号被保険者関係届



令和 7 年 4 月 3 日提出

## 被扶養配偶者該当の記入例

提出者情報 所轄記入欄	事業所所在地	届出記入の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。 〒 630 - 0001 <b>奈良市何々3番地</b>	
	事業所名称	<b>何々小学校</b>	
	事業主氏名	<b>校長 奈良 一郎</b>	
	電話番号	<b>0742( 20 )0000</b>	
事業主等 受付年月日	<b>令和 7 年 4 月 3 日</b>		
日本年金機構			
<b>短期組合員は、この様式を 使用しないでください。</b> <small>(詳細は事業主にご確認ください。)</small>			
<small>社会保険労務士記載欄</small>			
<small>氏名等</small>			
<small>(印)</small>			

① 氏名	(フリガナ) コウリツ	タロウ	(2) 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	③ 性別	1. 男性	2. 女性
	公立	太郎							9	4
④ 個人番号 (基礎年金番号)										
⑤ 住所	個人番号を記入した上で、必ず住民票の住所を記入 〒 630-0001 都道府県 奈良 奈良市何々555-555 何々マンション999 ナラシナニナニ555-555									

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第 3 号 被 扶 養 配 偶 者 について記入してください	① 氏名	この届書記載のとおり届け出します。 令和7年4月3日						(2) 生年月日		5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 5 9	月 0 5	日 0 9	③ 性別 (統 括)	1.夫 2.妻 3.夫(未届) 4.妻(未届)		
		日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名)						(4) 個人番号 (基礎年金番号)		3 9	8 7	X X	X X	X X			
		※届書の提出は配偶者						(5) 外国籍									
		公立 花子						個人番号ではなく、 基礎年金番号を記入(右2マスは空欄)									
⑦ 住所	同居 別居	〒 61	奈良市何々555-555 何々マンション999						(8) 電話番号		1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他  0742 (30) 0000						
	※同居の場合も住民票の住所を記入してください。						(9) 第3号被保険者 になった日		7. 平成 9. 令和	0 1	年 0	月 4	日 0	(10) 理由	1. 配偶者の就職 2. 婚姻 3. 離職	4. 収入減少 5. その他 ( )	(14) 備考
	⑪ 配偶者の加入制度						31.厚生年金保険・健康保険 32.国家公務員共済組合 33.地方公務員等共済組合 34.厚生年金保険・船員保険 35.日本私立学校振興・共済事業団										
⑫ 非該当 (変更) 第3号被保険者で なくなった日	7. 平成 9. 令和	年 0	月 4	日 0	(13) 理由	1. 死亡(平成 年 月 日) 2. 離婚 3. 収入増加 6. その他( )											
右の⑬～⑯の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いずれかを○で囲み、記		⑮ 1. 海外特例 要件該当		9. 令和	年 0	月 4	日 0	(16) 理由	1. 留学 2. 同行家族 3. 特定活動 4. 海外婚姻 5. その他( )								
		⑯ 2. 海外特例 要件非該当		9. 令和	年 0	月 4	日 0	(18) 理由	1. 国内転入(令和 年 月 日) 2. その他( )								

健康保険証の発行元に確認を受けてください。※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号 <b>34290015</b> 上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。  届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。 認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)
	所在地 〒 630 - 8502 奈良市登大路町30 奈良県教育委員会事務局内  名 称 <span style="float: right;">印</span>  代表者等氏名  電 話 0742(27)9829
	<span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">組合員番号を記入</span> <span style="color: red; font-size: 2em; margin-left: 10px;">↓</span> 組合員番号 <b>000000</b>

様式コード

国民年金

## 第3号被保険者関係届



令和 7 年 4 月 3 日提出

### 被扶養配偶者非該当届の記入例

事業所所在地	届出記入の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。 〒 630 - 0001 <b>奈良市何々3番地</b>		
事業所名稱	<b>何々小学校</b>		
事業主氏名	<b>校長 奈良 一郎</b>		
電話番号	<b>0742( 20 )0000</b>		
事業主等 受付年月日	<b>令和 7 年 4 月 3 日</b>	社会保険労務士記載欄	(印)
		氏名等	

① 組合員について記入してください	(フリガナ) コクリツ 氏名	タロウ 公立 太郎	② 生年月日 昭和 7. 平成 9. 令和	5 5 0 5 0 5 ④ 個人番号 (基礎年金番号)	年 月 日 性別
	9 4 5 1 ⑤ 住所	個人番号ではなく、 基礎年金番号を記入(右2マスは空欄)			
個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。 〒 630-0001 必ず住民票の住所を記入		(フリガナ) ナラシナニナニ555-555 奈良 府県 奈良市何々555-555 何々マンション999			

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で開き、記入してください。

① 氏名	この届書記載のとおり届け出します。 令和7年4月3日										② 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	③ 性別 (縦柄)	1.夫 3.夫(未届) 2.妻 4.妻(未届)
	日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名)										④ 個人番号 (基礎年金番号)	3 9 8 7	X	X	X	X	X
	公立 花子										⑤ 外国籍						
	※届書の提出は配偶者(第1 必ず住民票の住所を記入)										個人番号ではなく、 基礎年金番号を記入(右2マスは空欄)						
⑦ 住所	⑧ 同居・ 別居	〒 630-0001 奈良市何々555-555 何々マンション999										⑨ 電話番号	1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他				
※同居の場合も住民票の住所を記入してください。												⑩ 0742 (30) 0000					
該当	⑪ 第3号被保険者 になった日	7.平成 9.令和	年	月	日	⑫ 理由	1.配偶者の就職 4.収入減少 2.婚姻 5.その他 3.離職 ( )						⑬ 備考				
非該当 (変更)	⑫ 第3号被保険者 でなくなった日	7.平成 9.令和	0	7	0	4	0	1	⑭ 理由	1.死亡(平成 年 月 日) 2.離婚 3.収入増加 4.その他( )							
右の⑮～⑯の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いざれかを○で囲み、記			⑮ 1.海外特例 要件該当		⑯ 海外特例要件に 該当した日		9.令和	年	月	日	⑰ 理由	1.留学 4.海外婚姻 2.同行家族 5.その他( )					
			⑯ 2.海外特例 要件非該当		⑰ 海外特例要件に 該当となった日		9.令和	年	月	日	⑱ 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他( )					

健康保険証の発行元に確認を受けてください。※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医療保険者記入欄	<p>組合(保険者)番号 <b>34290015</b></p> <p>上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。</p> <p>届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。</p> <p>認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)</p> <p>所在地 〒 630 - 8502 奈良市登大路町30 奈良県教育委員会事務局内</p> <p>名 称 (印)</p> <p>代表者 等氏名</p> <p>電話 0742(27)9829</p> <p style="text-align: right;"><b>組合員番号を記入</b></p> <p style="text-align: right;">組合員番号 <b>000000</b></p>
----------	---

様式コード  
4 3 0 0

国民年金

# 第3号被保険者関係届



令和 7 年 4 月 3 日提出

## 海外特例該当の記入例

所 業 主 記 入 欄	事業所所在地	〒 630 - 0001 <b>奈良市何々3番地</b>		日本年金機構							
	事業所名称	<b>何々小学校</b>		短期組合員は、この様式を 使用しないでください。 (詳細は事業主にご確認ください。)							
	事業主氏名	<b>校長 奈良 一郎</b>									
	電話番号	<b>0742( 20 )0000</b>									
	事業主等 受付年月日	<b>令和 7 年 4 月 3 日</b>									

組 合 員 に つ て 記 入 す く だ さい	① 氏名	(フリガナ) <b>コウリツ</b>	<b>タロウ</b>	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	<b>5 5 0 5 0 5</b>	年	月	日	③ 性別	1. 男性	2. 女性	
	<b>公立 太郎</b>		④ 個人番号 (基礎年金番号)	9 4 5 1	X X X X X X X X								
	⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。 〒 630-0001 都道府県 <b>奈良</b> 奈良市何々555-555 何々マンション999		⑥ 個人番号ではなく、 基礎年金番号を記入(右2マスは空欄)									

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

被 扶 養 者 に つ て 記 入 す く だ さい	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 令和 7 年 4 月 3 日				② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	<b>5 9 0 5 0 9</b>	年	月	日	③ 性別 (親 族)	1.夫 3.夫(未届) 2.妻 4.妻(未届)
	日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名) <b>公立 花子</b>				④ 個人番号 (基礎年金番号)	3 9 8 7	X X X X X X X X						
	⑦ 住所	同居 別居	※届書 (注) 国内協力者の住所を記入				⑧ 電話 番号	1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他	<b>0742 ( 30 ) XXXX</b>				
	⑨ 該当	第3号被保険者 になった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑩ 入減少 の他	海外住所: ×××× ××××××××					
	⑪ 配偶者の 加入制度	※同居の場合も住民票の 記載欄に記入				⑫ 第3号被保険者 なくなった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑬ 備考	国内協力者: <b>公立一郎(父)</b>	
⑫ 非該当 (変更)	第3号被保険者で なくなった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑭ 第3号被保険者の海外住所及び 国内協力者の氏名及び 続柄を記入してください。							
右の⑮～⑯の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いずれかを○で囲み、記		⑮ 海外特例 要件該当	9. 令和	0 7 0 4 0 1	年	月	日	⑯ 理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動	4.海外婚姻 5.その他( )			
		⑯ 海外特例 要件非該当	9. 令和				⑰ 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他( )					

健康保険証の発行元に確認を受けてください。※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医 療 保 険 者 記 入 欄	組合(保険者)番号	<b>34290015</b>										
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。											
	届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。											
	認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)											
	所在地	〒 630 - 8502										
奈良市登大路町30 奈良県教育委員会事務局内												
名 称												
代表者 等氏名												
電 話	<b>0742(27)9829</b>											
組合員番号を記入												
組合員番号												
<b>000000</b>												

様式コード  
4 3 0 0

国民年金

# 第3号被保険者関係届



令和 7 年 4 月 3 日提出

## 海外特例非該当（帰国）の記入例

日本年金機構

所 長 記 入 欄	事業所所在地	〒 630 - 0001 <b>奈良市何々3番地</b>	
	事業所名称	<b>何々小学校</b>	
	事業主氏名	<b>校長 奈良 一郎</b>	
	電話番号	<b>0742( 20 )0000</b>	
	事業主等受付年月日	令和 7 年 4 月 3 日	

**短期組合員は、この様式を使用しないでください。**

(詳細は事業主にご確認ください。)

社会保険労務士記載欄

氏名等

(印)

組合員について記入してください  （扶養親族）  （第3号被保険者）	① 氏名	(フリガナ) <b>コウリツ</b>	<b>タロウ</b>	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 <b>5 5 0 5 0</b>	月 <b>5</b>	日 <b>5</b>	③ 性別 1.男性 2.女性
		<b>公立 太郎</b>		④ 個人番号 (基礎年金番号)	9 4 5 1	X X X X X X X X			
	⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。 〒 630-0001 都道府県 <b>奈良</b>		(フリガナ) <b>ナラシナニナニ555-555</b>	個人番号ではなく、 基礎年金番号を記入(右2マスは空欄)				

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

被扶養配偶者について記入してください  （第3号被保険者）	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 令和 7 年 4 月 3 日 日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名) <b>公立 花子</b>					② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 <b>5 9 0 5 0</b>	月 <b>9</b>	日 <b>9</b>	③ 性別 1.夫 3.夫(未届) 2.妻 4.妻(未届)							
							④ 個人番号 (基礎年金番号)	3 9 8 7	X X X X X X X X										
	⑤ 住所	同居 別居	※届書の提出 帰国後の住民票住所を記入					⑥ 電話番号	1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他 ( )										
	⑦ 同居 別居	※同居の場合も住民票の住所を記入してください。	<b>奈良市何々555-555 何々マンション999</b>																
	⑨ 第3号被保険者 になった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑩ 理由	1.配偶者の就職 4.収入減少 2.婚姻 5.その他 3.離職 ( )					⑪ 配偶者の 加入制度	31.厚生年金保険・健康保険 36.地方公務員等共済組合 30.厚生年金保険・船員保険 32.国家公務員共済組合 37.日本私立学校振興・共済事業団						
⑫ 第3号被保険者 なくなった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑬ 理由	1.死亡(平成 年 月 日) 2.離婚 3.収入増加 6.その他( )					⑭ 備考								
右の⑮～⑯の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いずれかを○で囲み、記	⑮ 海外特例 要件該当	9. 令和	年	月	日	⑯ 理由	1.留学 4.海外婚姻 2.同行家族 5.その他( ) 3.特定活動					⑰ 海外特例 要件非該当	0 7 0 4 0 1	⑯ 理由	1.国内転入(令和 7 年 4 月 1 日) 2.その他( )				

健康保険証の発行元に確認を受けてください。※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号	<b>34290015</b>		
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。			
	届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。			
	認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)			
	所在地	〒 630 - 8502 奈良市登大路町30 奈良県教育委員会事務局内		
名 称				
代表者 等氏名				
電 話	0742(27)9829			
組合員番号を記入				
組合員番号				
<b>000000</b>				



届書コード 1 同一市  
2 1 1 2 同一市

## 第3号被保険者（被扶養配偶者）が住所変更した場合

個人番号ではなく、  
基礎年金番号を記入(右2マスは空欄)

個人番号ではなく、  
基礎年金番号を記入(右2マスは空欄)

※事業所整理記号	※被保険者整理番号	イ 配偶者の氏名	※ 生 年 月 日
変更後	郵便番号	(フリガナ) <b>コウイツ</b>	5. 昭和
変更前	住 所	(氏) <b>公立</b>	6. 平成
変更年月日	令和	タロウ	<b>6 0 0 5 0 5</b>
郵便番号	<b>6 3 0 0 0 0</b>	6. 平成	
住 所	<b>奈良 都道府県</b>	7. 平成	
変更年月日	令和	短期在留	<input type="checkbox"/>
		海外居住	<input type="checkbox"/>
		備考	<input type="checkbox"/>
		その他( )	<input type="checkbox"/>
			日本年金機構

① 個人番号(または基礎年金番号)	② 生 年 月 日	送 ③ (フリガナ) <b>コウイツ</b>	※ 生 年 月 日
被保険者欄	5. 昭和	(氏) <b>公立</b>	5. 昭和
変更後	6. 平成	(名) <b>花子</b>	6. 平成
変更前	<b>0 9 8 7 6 5 4 3 2 1</b>	所	<b>0 9 8 7 6 5 4 3 2 1</b>
郵便番号	7. 平成	印	7. 平成
住 所		工 働 考	送 ⑥ 住所変更年月日
都道府県		短 期 在 留	日本年金機構
		海 外 居 住	日本年金機構
		そ の 他 ( )	日本年金機構

(注)住民票住所以外の居所を登録する場合は、今後、住所(居所)を変更した

際に手続きが必要となります。

被保険者と配偶者が同住所の場合は④～⑦欄への記入は不要です。

同居の場合は、下記の□欄に「レ」等のしるしを付してください。<sup>注2</sup>

(被保険者と配偶者は同居している。)

④ 郵便番号	⑤ 保険者番号	⑥ 住所変更年月日
被保険者欄	7. 平成	送 ⑦ 住所変更年月日
変更後	<b>6 3 1 0 1 0</b>	日本年金機構
変更前		日本年金機構
郵便番号		日本年金機構
住 所		日本年金機構
都道府県		日本年金機構

上記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。

届出人の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。	印
事業所等所在地 7年 4月 3日提出	印
(事 事業所等名称 業 事業主等氏名 主 等) 電話	印
事業所等所在地 <b>630 - 0001</b> <b>奈良市何々3</b> <b>何々小学校</b> <b>校長 奈良 一郎</b> <b>0742 - 20 - 0000</b>	印
所在地 <b>〒630-8502</b> 医療保険者等 称 氏名 名 電話	印
住所 <b>奈良市登大路町30番地</b>	印
氏名 <b>公立 花子</b>	印
電話番号 <b>0742-27-9829</b>	印

◎

印欄は記入しないでください。

## 組合員について記入

## 被扶養配偶者について記入

# 国民年金第3号被保険者該当申立書

①第3号 被保険者 (申立者)	氏名		生年月日	年 月 日		
	住所					
	基礎年金番号	—	職業	今後の収入 (見込み)	万円(年)	
②配偶者 (第2号被保険者)	氏名		生年月日	年 月 日		
	基礎年金番号	—	健康保険の記号番号			
③被扶養者となった理由 (該当箇所を○で囲んでください)	1. 婚姻 ( 年 月 日) 2. 退職 ( 年 月 日) 3. 雇用保険・傷病手当金受給終了 受給期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 基本日額 ( 円 ) <u>※雇用保険受給資格者証の写しを添付してください。</u> 4. 配偶者(第2号被保険者)の厚生年金または共済組合への加入 5. 本人(第3号被保険者)収入の減少 6. その他 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>					
	④第3号該当日において 医療保険の被扶養者でない 理由 (該当箇所を○で囲んでください)	1. 申立者(第3号被保険者)が健康保険の任意継続被保険者 2. 配偶者(第2号被保険者)が国民健康保険組合の被保険者 3. 配偶者(第2号被保険者)が厚生年金第4種被保険者または 船員保険任意継続被保険者 4. 医療保険の扶養認定日が事実発生日ではなく扶養認定申請日 であるため 5. その他 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>				

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

年 月 日

年金事務所長 様      申立者氏名  
(第3号被保険者)

**記 入 例**

**国民年金第3号被保険者該当申立書**

①第3号 被保険者 (申立者)	氏名	<b>公立 さざえ</b>		生年月日	<b>昭和40年4月4日</b>	
	住所	<b>奈良県奈良市何々1111-1111</b>				
	基礎年金番号	<b>4444-444444</b>	職業	<b>無職</b>	今後の収入 (見込み)	<b>0 万円(年)</b>
②配偶者 (第2号被保険者)	氏名	<b>公立 ますお</b>		生年月日	<b>昭和39年2月2日</b>	
	基礎年金番号	<b>2222-222222</b>	健康保険の記号番号		<b>公立奈良 999999</b>	
		1. 婚姻 ( 年 月 日) <span style="color: red; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">2</span> 退職 ( <b>令和7年3月31日</b> ) 3. 雇用保険・傷病手当金受給終了 受給期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 基本日額 ( 円 ) <u>※雇用保険受給資格者証の写しを添付してください。</u> 4. 配偶者(第2号被保険者)の厚生年金または共済組合への加入 5. 本人(第3号被保険者)収入の減少 6. その他 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>				
		1. 申立者(第3号被保険者)が健康保険の任意継続被保険者 2. 配偶者(第2号被保険者)が国民健康保険組合の被保険者 3. 配偶者(第2号被保険者)が厚生年金第4種被保険者または 船員保険任意継続被保険者 <span style="color: red; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">4.</span> 医療保険の扶養認定日が事実発生日ではなく扶養認定申請日 であるため 5. その他 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>				
		上記のとおり相違ないことを申し立てます。 <b>令和7年5月20日</b> 年金事務所長様 申立者氏名 (第3号被保険者) <b>公立 さざえ</b>				

## 国民年金第3号被保険者資格取得年月日における 扶養事実証明書

第3号 被保険者 (申立者)	氏名			生年月日	年 月 日		
	基礎年金番号		—	第3号 資格取得 年月日	年 月 日		
配偶者 (第2号被保険者)	氏名			生年月日	年 月 日		
	基礎年金番号		—	健康保険の記号番号			
証明欄	<p>上記第3号被保険者は、上記の第3号資格取得年月日において当該配偶者(第2号被保険者)の被扶養配偶者(所得税法上の控除対象配偶者)であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業所所在地</p> <p>事業所名称</p> <p>代表者等氏名</p>						

※第3号該当日が医療保険の扶養認定日より遡及する場合は、第3号被保険者資格取得にこの証明書を添付してください。

※第3号被保険者資格取得届にこの証明書の添付がある場合、他の添付書類は必要ありません。

※第3号被保険者に該当する日が第3号被保険者該当関係届の届出日より2年1ヵ月より前である場合は、「国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録申出書」及び「遅延理由書」(平成17年4月1日以降の期間を含む場合についてのみ)の提出が必要です。

## 記入例

### 国民年金第3号被保険者資格取得年月日における 扶養事実証明書

第3号 被保険者 (申立者)	氏名	公立 ささえ	生年月日	昭和 40年 4月 4 日
	基礎年金番号	4444 - 444444	第3号 資格取得 年月日	令和 7年 4月 1 日
配偶者 (第2号被保険者)	氏名	公立 ますお	生年月日	昭和 39年 2月 2 日
	基礎年金番号	2222 - 222222	健康保険の記号番号	公立奈良 999999
証明欄	<p>記第3号被保険者は、上記の第3号資格取得年月日において当該配偶者(第2号被保険者)の被扶養配偶者(所得税法上の控除対象配偶者)であることを証明します。</p> <p>令和 7年 5月 20 日</p> <p>事業所所在地 奈良県奈良市何々100</p> <p>事業所名称 奈良市立何々小学校</p> <p>代表者等氏名 校長 奈良 良一</p>			

※第3号該当日が医療保険の扶養認定日より遡及する場合は、第3号被保険者資格取得にこの証明書を添付してください。

※第3号被保険者資格取得届にこの証明書の添付がある場合、他の添付書類は必要ありません。

※第3号被保険者に該当する日が第3号被保険者該当関係届の届出日より2年1ヵ月より前である場合は、「国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録申出書」及び「遅延理由書」(平成17年4月1日以降の期間を含む場合についてのみ)の提出が必要です。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

公立学校共済組合奈良支部 殿

令和 年 月 日

解 除 申 請 者	フリガナ		生年	大正・昭和	
	氏名		月日	平成・令和	
	住所	(郵便番号 - )			
		都道	市区		
		府県	町村		
	連絡先	電話番号			
		Email			
	組合員等記号・番号 ※枝番を含め、全て正確に記載してください。		組合員等記号	番号	枝番
	マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。 ※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。 ※利用登録の解除を申請した方には、支部から資格確認書を交付します。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1～2か月程度時間がかかる場合があります。			
	署名：_____				

(解除を希望する理由)

- ※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。
- ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人が申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間（1～2か月程度）に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の交付申請を行うようにしてください。

マイナ保険証の利用登録解除希望のご連絡をいただきましたので、解除申請書を送付いたします。

解除申請につきましては、下記①～④についてご留意くださいますようお願いいたします。

- ①利用登録解除の手続きは、途中で取りやめることができません。  
また、手続き完了まで2か月程度を要します。
- ②手続き完了は、ご自身でマイナポータル上の【健康保険証利用登録の申込状況】画面でご確認ください。(当支部からの通知はおこないません。)
- ③解除申請後、他支部や他の医療保険者に異動した場合、異動後の支部または医療保険者に対して、自分が以前に加入していた医療保険者に対して、解除申請をおこなった旨を申し出てください。
- ④利用登録解除をおこなっても、再度利用登録の手続きをおこなうことが可能です。

ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。

公立学校共済組合奈良支部  
担当:給付・年金係  
電話:0742-27-9829